

第3章 ビジネス環境

3.1 ビジネス展開に関わる法制度

ビジネス及び投資環境を改善し、世界貿易機関(WTO)の規則に従い、加盟条件を遵守するために、カンボジア政

府は投資・貿易・ビジネス領域の法令を更新するとともに、新しい法令の制定にも注力してきており、2007年以降、表3-1-1に示すような重要な法令が制定されている。

表3-1-1 近時制定・施行された投資及びビジネスにかかわる法令(2007年-2012年)

分野	法令名	成立時期
a) 基本法/政府	第5回国民議会選挙実施日に関する決定 No.21(Decision #21 (RGC) on Declaration of Date of the Election of the National Assembly for the 5TH Legislature of the National Assembly)	2012年5月
	中央政府からの分権手続に関する政令No.68 (Sub-Decree #68 (RGC) on General Process of Delegating Functions and Resources to Sub-National Administration)	2012年5月
	民法適用法 (Law on the Implementation of Civil Code)	2011年5月
	公共企業の一般規則に対する追加項目に関する政令No.71 (Sub-Decree #71 (RGC) on Addition to General Statutes of Public Enterprises)	2011年4月
	「カンボジア郵便」の公共企業体としての設立に関する政令No.57 (Sub-Decree #57 (RGC) on Establishment of Cambodia Post as Public Enterprise)	2010年6月
	汚職防止法 (Anti-Corruption Law)	2010年4月
	刑法 (Criminal Code)	2009年11月
	民法(The Civil Code)	2007年12月
	教育法(Law on Education)	2007年12月
	刑事訴訟法(Law on Criminal Procedure)	2007年8月
b) ビジネス	事業譲渡に係る税金支払い義務の解釈に関する通知No.437 (Notification #437 on Clarification on Responsibility for Tax Liabilities on Sale or Transfer of Businesses in Cambodia)	2012年4月
	縫製、繊維、製靴業における下請け業務の管理に関する共同省令(Inter-ministerial Prakas on Sub-contract Management in Garment, Textile, and Footwear Industry)	2011年6月
	「単位システム」法 (Law on the System of Units)	2009年8月
	国立商務仲裁センターの組織と機能に関する政令No. 124 (Sub-Decree #124 (RGC) on Organization and Functioning of National Center of Commercial Arbitration)	2009年8月
	観光法(Law on Tourism)	2009年6月
	新書式による商業登記及び商社会社の年度申告証明書の変更にに関する通知No.0569(Notice #0569 (MOC) on Change of Certificate regarding Enrollment in the Commercial Register of New Form and filling in an Annual Declaration of Commercial Companies)	2009年2月
	破産法(Law on Insolvency)	2007年12月
	標準法(Law on Standards)	2007年6月
	担保取引法(Law on Secured Transactions)	2007年6月
c) 貿易	原産地証明発行手続きの変更にに関する省令 No.001 (Prakas #001 MOC/SM 2011 (MOC) on Modification of Certificate of Origin (CO) Issuance Procedure)	2011年1月
	経済特区に適用する特別通関手続きに関する省令No.734(Prakas #734 (MEF) on Special Customs Procedures for Implementing in Special Economic Zones)	2008年9月
	アセアン物品協定におけるカンボジアの輸入物品削減計画の実施承認に関する省令No.288. (Prakas #288 (MEF) on Authorization to Use Schedule for Reducing Import Goods of Cambodia under the ASEAN Trade in Goods Agreement)	2011年3月
	リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・農林水産省令No.515 (Inter-Ministerial Prakas #515 (MEF & MAFF) on Implementation of Trade Facilitation Through Risk Management)	2010年7月
	植物検疫検査の手続に関する省令No. 346 (Prakas #346 (MAFF) on Procedure for Plant Quarantine Inspection)	2010年5月
	リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・鉱工業エネルギー省令No.996 (Inter-Ministerial Prakas #996 (MEF & MIME) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management)	2009年11月

分野	法令名	成立時期
	リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・保健省令No.995 (Inter-Ministerial Prakas #995 (MEF & MOH) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management)	2009年11月
	アセアン・韓国包括的経済協力条約の批准に関する勅令 (Royal Kram N RKM 1009 021 on Adopting the Agreement on Comprehensive Economic Cooperation among ASEAN and Korea)	2009年10月
	アセアン・中国包括的経済協力に関する大枠合意の批准に関する勅令 (Royal Kram NS RKM 1009-018 on Promulgation of Law adopting Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation between ASEAN and China)	2009年10月
	税関当局との民間セクター・パートナー制度の創設と実施に関する省令No.906 (PRAKAS #906 (MEF) on Creation and Implementation of Private Sector Partnership Scheme with the Customs Administration)	2009年10月
	アセアン・日本包括経済パートナーシップ協定批准に関する法律 (Law adopting the Agreement on Comprehensive Economic Partnership among ASEAN and Japan)	2009年10月
	アセアン包括投資協定 (ASEAN Comprehensive Investment Agreement)	2008年12月
	通関後検査に関する省令No.388 (Prakas #388 MEF.CE on Post Clearance Audit)	2008年5月
	関税及び税の還付に関する省令No.108 (Prakas #108 on Refund of Customs Duties and Taxes)	2008年2月
	税関保税倉庫に関する省令No.116(Prakas #116 on Customs Bonded Warehouse)	2008年2月
	税関法(Law on Customs)	2007年7月
d) 農業・漁業	経済土地コンセッションの有効性強化と増進方策に関する指令No.1 (Order #01 on Measures to Strengthen and Increase Effectiveness of ELC Management)	2012年5月
	契約農業生産に関する政令No.36 (Sub-Decree #36 (RGC) on Contractual Agricultural Production)	2011年2月
	生物安全法の適用のための手法と手続に関する政令No. 58 (Sub-Decree #58 (RGC) on Mechanisms and Procedures for Implementing the Law on Bio-safety)	2010年6月
	漁獲に対する投資、公共競売、リース、入漁料の手続に関する政令No.18 (Sub-Decree #18 on Procedures for Fishing Lot Investments, Public Auctions, Leases and Fishing Fees)	2010年1月
	果実と野菜の残留殺虫剤成分の最高限度リストに関する省令No. 002 (Prakas # 002 (MAFF) on List of Maximum Residue Limits of Pesticide in Fruit and Vegetables)	2007年1月
e) 運輸	水上交通に関するカンボジア・ベトナム間の協定の採択に関する法律 (Law on the Adoption of Agreement between Cambodia and Vietnam on Waterway Transportation)	2010年6月
	カンボジア王立鉄道の法人格終了に関する政令No.164 (Sub-Decree #164 (RGC) on Termination of the Legal Status of the Royal Railway of Cambodia)	2009年10月
	公共事業交通省の鉄道局設置に関する政令No.163 (Sub-Decree #163 (RGC) on Creation of Department of Railway under Supervision of the Ministry of Public Works and Transport)	2009年10月
	国営航空会社設立に関する政令N.106(Sub-Decree #106 (RGC) on Establishment of the National Airline Company)	2009年7月
	カンボジア王国民間航空法(Law on Civil Aviation of the Kingdom of Cambodia)	2008年1月
	カンボジア王立鉄道のコンセッション許可に関する政令No.124(Sub-Decree #124 (RGC) on Granting Concession of Cambodian Royal Railway)	2007年9月
f) 土地及びインフラ	土地管理・都市開発・建設省の土地登記情報技術局設置に関する政令No.112 (Sub-Decree #112 (RGC) on Establishment of Department of Cadastral Information Technology of the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction)	2012年8月
	首都、省・特別州・地方区の土地管理・都市開発委員会設置に関する政令No.77 (Sub-Decree #77 (RGC) on Creation of Committee for Land Management and Urban Planning for the Capital, Provinces-Municipalities, Districts-Khans)	2012年8月
	沿海地域の管理と開発に係る委員会設置に関する勅許No.NS/RKT//0212/079 (Royal Decree #NS/RKT/0212/079 on Establishment of National Committee for Managing and Developing Coastal Areas of Cambodia)	2012年2月
	不動産に関する徴税実施に関わる通知No. 006 (Notification #006 (MEF) on Implementation of Tax Collection on Real Estate)	2011年5月
	共同所有建物における外国人所有割合の決定及び戸数の計算方法に関する政令No. 82 (Sub-Decree #82 (RGC) on Determination of Proportion and Method for Calculating the Number of Private Units that may be owned by Foreigners)	2010年7月
	不動産税に関わる不動産評価委員会の設置に関する省令No.494 (Prakas #494 on Creation of Real Estate Evaluation Commission for Tax on Real Estate)	2010年7月
	外国人に対する共同所有建物の個別住居所有権を付与する法律 (Law on Providing Foreigners with Ownership Rights in Private Units of Co-Owned Buildings)	2010年5月
	収用法 (Law on Expropriation)	2010年2月

分野	法令名	成立時期
	不動産開発業管理に関する省令No.1222 (Prakas #1222 on Real Estate Development Business Management)	2009年12月
	土地個別登記手続きの適用に関する通知No.14 (Instructional Circular #14 (MLMUPC) on Implementation of Procedures for Sporadic Land Registration)	2009年9月
	共同所有建物の管理と使用に関する政令No.126 (Sub-Decree No 126 (RGC) on Management and Use of Co-owned Buildings)	2009年8月
	コンセッション法(Law on Concession)	2007年10月
	長期リース権と経済的土地コンセッション権の抵当及び譲渡に関する政令No. 114(Sub-Decree #114 (RGC) on the Mortgage and Transfer of the Rights over a Long -Term Lease or an Economic Land Concession)	2007年8月
	水資源管理法(Law on Water Resource Management)	2007年6月
g) 金融	証券会社および証券代行業の行動規範に関する省令No.008.11 (Prakas #008.11 on Code Conduct of Securities Firms and Securities Representatives)	2011年6月
	証券市場運営規則の適用に関する省令No. 006.11 (Prakas #006.11 on Implementation of Operating Rules of Securities Market)	2011年5月
	上場規則の適用に関する省令No. 004.11 (Prakas #004.11 on the Implementation of Listing Rules)	2011年5月
	証券セクターに対する優遇措置に関する政令 No.70 (Sub-Decree #70 on Tax Incentives in Securities Sector)	2011年4月
	カンボジア国立銀行の監督下でない全ての法人等に関する資金洗浄防止に関する省令No. 12-010-206 (Prakas #12-010-206 (NBC) on Anti-Money Laundering related to All Entities Not Regulated by NBC)	2010年12月
	上場会社に対する企業統治に関する省令No.013.10 (Prakas #013.10 on Corporate Governance for Listed Public Enterprise)	2010年12月
	銀行及び金融機関の内部統制に関する省令No.7-10-172 (Prakas #7-10-172 (NBC) on the Internal Control of Bank and Financial Institutions)	2010年9月
	証券市場の運営規則の基本原則に関する省令 (Prakas on the Prime Principle of the Operating Rules of a Securities Market)	2010年3月
	上場会社の企業統治に関する省令No.002 (Prakas #002 on Corporate Governance for Listed Companies)	2009年12月
	株式公開に関する省令No. 001 (Prakas #001 on Public Issuance of Equity Securities)	2009年12月
	証券会社と証券代行業のライセンスに関する省令No.009 (Prakas #009 on licensing of securities firms and securities representatives)	2009年11月
	金融リース法(Law on Financial Lease)	2009年6月
	非政府債発行・取引法(Law on the Issuance and Trading of Non-government Securities)	2007年10月
h) 労働	マネーローダリングとテロリストに対する金融に関する法律(Law on Combating Money Laundering and Terrorist Financing)	2007年6月
	政府債券法(Law on State Securities/Bonds)	2007年1月
	ストライキとデモに関する事項解決の為の委員会の改変に関する政令No.136 (Sub-Decree #136 (RGC) on Adjustment to Commission for Solving Issues Related to All Strikes and Demonstrations)	2012年9月
	勤続手当に関する労働査問委員会決定の省令No. 041/11 (Notification #041/11 (MLVT) on the Decision of Labor Advisory Committee on Seniority Bonus)	2011年3月
	縫製・製靴業の労働保険料に関する通知No. 132 (Notification #132 (MOLVC) on Employment Risk Contribution Payment of Garment and Footwear for 2011)	2010年12月
	障害者の雇用比率の決定と雇用手続に関する政令No.108 (Sub-Decree #108 (RGC) on Determination of Rates and Procedures for Selecting Disabled Persons for Employment)	2010年8月
	障害者の保護と人権改善に関する法律 (Law on the Protection and the Promotion of the Rights of Persons with Disabilities)	2009年8月
	国家職業・雇用庁の設置と畝い開始に関する政令No.76 (Sub-Decree #67 (RGC) on Creation and Putting into Operation of the National Agency for Occupations and Labor)	2009年4月
	労働法第139条及び144条の改正に関する法律(Law on Amendment to Articles 139 and 144 of the Labor Law)	2007年7月
	国家社会保険基金の設立に関する政令NO.16(Sub-Decree # 16 (RGC) on Creation of National Social Security Fund)	2007年3月

出所: JICAプロジェクト・チーム

その他主要な投資・ビジネス関連法令は付属資料IIに掲載したとおりである。

2007年から2011年における、ビジネスに関連する法制度上の最も重要な出来事は民法と民法適用法の制定・施行である。民法は2007年の制定以降もその適用が延期されていたが、2011年5月31日に民法適用法が成立し施行されることになったため、民法も2011年12月20日から実際に適用されることとなった。

民法適用法は、民事に関する法律関係の持続性を保護し、民法の適正な適用を保証することを目指すものである。民法適用法により、現在有効な法律の幾つかの条文が廃止され、また修正を受けている。

民法適用法は、民法の適用にあたり次の3つの原則を規定している。

- 1) 民法はその適用開始日 (Date of its Application) より以前に発生した事項には適用されない。然しながら、適用開始日より前に発生し、適用開始日以降も継続して存続している法律関係については、適用開始日以降は民法の規定の適用を受ける (不遡及性)。
- 2) 民法適用開始日以前のカンボジアの法律条文や習慣の効果は、適用開始日以降も中断されない (連続性)。
- 3) 適用開始日より前に発生した事項に関して、適用すべき法律条文、習慣あるいは条文・習慣の存在が不明瞭な場合には、上記の二つの原則にも拘わらず、民法の公正な適用が行われる (法的連続性)。

その他、新立法によって進化、促進、改善が見られた分野は以下の通りである。

- 政府：汚職防止
- 貿易：多国間貿易協定、リスク・マネジメントを通じた貿易促進
- 不動産：共有建物の個別住宅の外国人による所有、不動産税の徴収
- 金融：証券市場と証券取引
- 労働と雇用：作業員の賃金と手当、障害者の雇用

3.2 民法および関連法

民法

カンボジア民法は2007年12月8日に公布されたが、第1305条の規定により「別に法律で定める日から適用」され、また「この法律の適用に関する経過措置、その他この法律の適用に関し必要な事項は別に法律で定める」とこととされていたため、後述する「民法適用法」が2011年5月31日に公布されたことから、2011年12月20日から実

際の適用が始まっている。

民法適用法により、1920年2月25日に国王により認可・公布され、1975年4月17日までの間に改正された民法はその効力を失うこととなった。また1989年7月26日付け政令第56KR号により公布された「婚姻及び家族に関する法律 (LAW ON THE MARRIAGE AND FAMILY)」は、幾つかの条文 (第76条、第77条及び第79条から第81条) を残し民法適用期日から失効した。さらに1988年10月28日付けの「契約及び契約外責任に関する政令第38KRCH号」も、第83条から第88条までの規定以外は、民法適用期日後は効力を失うこととなった。2001年8月30日付け勅令第NS/RKM/0801/14号により公布された土地法も、民法適用法により民法適用期日以降において幾つかの修正を受けている。

カンボジア民法規定のうちビジネスに関連する規定は、「第3編 物権」、「第4編 債務」、「第5編 各種契約・不法行為等」および「第6編 債務担保」である。各編の主な条文を以下抜粋する。民法全文についてはCDCホームページの「法律・法令」の項の「民法」(民法)を参照 (www.cambodiainvestment.gov.kh)。

第3編 物権

総則

物の定義：民法では、物とは気体、液体及び固体である有体物をいう (119条)。

動産と不動産：物は、動産と不動産に分かれる。不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物をいう。動産とは、不動産以外の物をいう (第120条)。

土地の構成部分 (原則)：土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物等は土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない (第122条)。

土地の構成部分 (例外)：他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である (第123条)。これらは他人の土地に対する権利の構成部分とみなす (第124条)。

物権の定義：物権とは、物を直接に支配する権利であり、その権利を全ての人に対して主張できるものをいう (第130条)。

物権の種類：この法律が定める物権は下記に掲げるも

のである(第132条)。

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益物権: イ)永借権、ロ)用益権、ハ)使用権・居住権、ニ)地役権
- 4 担保物権: イ)留置権、ロ)先取特権、ハ)質権、ニ)抵当権、ホ)譲渡担保権

物権の変動: 物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意に従って効力を生じる(第133条)。

物権変動の対抗要件: 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は占有権、留置権、使用権、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない(第134条)。

不動産所有権の移転における効力要件: 不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない(第135条)。

登記の推定力: 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する(第137条)。

所有権

所有権の定義: 所有権とは、法令の制限内で所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう(第138条)。

土地の所有権の限界: 土地の所有権は、法令の制限内で、かつ、所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ(第139条)。

不動産所有権の取得: 不動産の所有権は、契約、相続、本第4節(所有権の取得)に定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる(第160条)。

*** 不動産所有権の取得に関しては第160条～186条を参照。**

動産所有権の取得: 動産の所有権は、契約、相続、その他本第4節(所有権の取得)の定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる(第187条)。

動産所有権の善意取得: 有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲

渡人がその動産の所有権を有していない場合でもその動産の所有権を取得する。但し、譲渡人が直接占有を継続しているときはこの限りでない(第193条)。

*** 動産所有権の取得に関しては第187条～201条を参照。**

占有

占有の定義: 占有とは、物を所持することをいう。所持とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、物を事実上支配している状態をいう(第227条)。

直接占有と間接占有: 占有は他人を通じて間接的に行うことができる。直接に所持する者を直接占有者といい、その他人を通じて間接的に所持する者を間接占有者という(第228条)。

占有の移転:

- (1) 占有は、占有物の引渡によって移転する。このような形での占有の移転を現実の引渡しという。
- (2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。
- (3) 占有を譲り受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。
- (4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。(第229条)

*** 占有に関しては第227条～243条を参照。**

永借権

永借権の定義: 永借権とは、期間15年以上の不動産の長期賃借権をいう(第244条)。

永借権の成立: 永借権は、書面で設定しなければその効力を生じない。書面によらない永借権は期間の定めのない賃貸借とみなされ、第615条(期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ)の規定に従って、いつでも当

事者の一方から終了させることができる(第245条)。

永借権の対抗要件：永借人は、登記をしなければ第三者に対して永借権を対抗できない。登記した永借権は、永借権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、所有権の譲受人に対して対抗することができる。登記のなされていない永借権には、15年の期間に満つるまで第598条(不動産賃借権の対抗要件)の規定を適用する(第246条)。

＊不動産賃借権の対抗要件(第598条)：

- (1) 不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる。
- (2) 賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して所有権者が有するものと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

永借権の存続期間：永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを50年に短縮する。永借権は更新することができる。ただし、その期間は更新の時から50年を超えることができない(第247条)。

永貸人の解除権：永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる(第250条)。

永借人の解除権：永借人は、予見不可能な事情または不可抗力によって3年間不動産からまったく収益を挙げられなかった場合、または不動産の一部の毀損のために将来の収益が賃料の年額を超える見込みがなくなった場合は、永貸借を解除することができる(第251条)。

永借権の譲渡等：

- (1) 永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる。
- (2) 永借人は、永借物を転貸することができる。
- (3) 永借権は、相続することができる(第252条)。

永貸借の終了：

- (1) 永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。
- (2) 永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った

改良、設置した工作物等の所有権を取得する。

- (3) 第1項または第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない(第254条)。

＊永借権に関しては第244条～第255条を参照。

用益権

用益権の定義：

- (1) 用益権とは、用益権者の生存期間を最長期間として、他人の不動産を使用および収益することができる権利をいう。
- (2) 用益権者は用益権の対象となる不動産を用途にしたがって使用し、かつ当該不動産から生じる天然果実および法定果実を収受する権利を有する。(第256条)

用益権の成立：用益権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる(第258条)。

用益権の対抗要件：用益権者は、登記をしなければ、第三者に対して用益権を対抗できない。登記した用益権は、用益権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、不動産譲受人に対して対抗することができる(第259条)。

用益権の存続期間：用益権は一定の期間を定めて、または一定の事情の発生まで存続するものとすることができる。用益権の存続期間を定めていない場合は、用益権者が死亡するまで存続するものとみなされる(第260条)。

用益権の譲渡等：用益権者は、用益権を有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる(第263条)。

用益不動産の賃貸借：用益権者は、用益権の目的たる不動産を、3年を超えない期間を定めて賃貸に供することができる。賃貸借の期間は更新することができる。ただし、その期間は3年を超えることはできない(第264条)。

＊用益権に関しては第256条～273条を参照。

使用権および居住権

使用権および居住権の定義：

- (1) 使用権とは、使用権者およびその家族の需要の限度で、不動産の果実を収受する権利をいう。
- (2) 居住権とは、居住権者およびその家族の居住に必要な範囲で、建物の一部を占有する権利をいう(第

274条)。

使用権および居住権の成立：使用権および居住権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる。所有者は、書面によらない使用権および居住権の消滅をいつでも申し入れることができる(第276条)。

使用権および居住権の対抗要件：使用権者および居住権者は、現実使用または居住していなければ、第三者に対してその権利を対抗できない。使用権および居住権は、その権利の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、現実使用し、または居住しているときは、その譲受人に対して対抗することができる(第277条)。

使用権および居住権の譲渡等：使用権者および居住権者は、その権利を譲渡し、またはその他の処分をすることはできない。使用権者および居住権者は、その権利の目的たる不動産を賃貸に供することはできない(第280条)。

＊使用権・居住権に関しては第274条～284条を参照。

地役権

地役権の定義：地役権とは、設定契約において定められた目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益のために供する権利である(第285条)。

地役権の成立：地役権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる(第286条)。

地役権の対抗要件：地役権は、登記をしなければ、第三者に対して対抗できない。登記をした地役権は、承役地の譲受人に対しても対抗することができる(第287条)。

地役権を享受できる者の範囲：要役地の所有者のほか、地役権の設定された要役地の賃借人、永借人、用益権者、使用権・居住権者もまた地役権を享受できる。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない(第288条)。

地役権の期間の定め(第296条)：

- (1) 地役権の設定契約に期間の定めのあるときは、地役権はその期間の満了によって消滅する。
- (2) 地役権の設定契約に期間の定めがないときは、承役地所有者は、裁判所に地役権の消滅を求めることができる。裁判所は、地役権設定の経緯、過去の存続期間、対価の有無等一切の事情を考慮して、消滅請求を認めるべきか否かを判断する。

＊地役権に関しては第285条～305条を参照。

コンセッションによって設定された権利

コンセッションによって設定された権利：コンセッションによって設定された土地の権利は、特別法に別段の定めがある場合を除き、コンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する(第307条)。

第4編 債務

総則

債務の定義：債務とは、ある者に、特定人に対する一定の義務を負わせることにより、両者を結びつける法的な関係である。義務を負う者を債務者といい、その義務によって利益を受ける者を債権者という(第308条)。

債務の発生原因：債務は、契約、単独行為、事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定によって生じる。契約および単独行為によって生じる債務は、当事者の意思を原因とする債務である。事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定による債務は、法定債務である(第309条)。

意思表示の定義：意思表示とは、法的効果を発生させることを意図する当事者の意思の表示である。意思表示は、その通知が相手方に到達したときに効力を生ずる(第310条)。

契約の定義：契約とは、債務の発生、変更、消滅を目的とする複数の当事者の意思の合致である(第311条)。

債務の種類：債務は、物または金銭の所有権もしくは占有権を移転することを目的とすることのほか、ある行為をすることまたはしないことを目的とすることができる(第313条)。

法定利率：利息が発生すべき債務にあつては、別段の取り決めがない場合には、その利率は年5%とする(第318条)。

重利：利息が1年分以上延滞した場合に、債権者が利息の支払いを催告しても債務者が支払わないときは、債権者はこれを元本に組み入れることができる(第319条)。

＊債務の種類・様態については第313条～第324条を参照

条件・期限・期間

条件：契約の当事者は、その効力の発生または消滅に関して条件を付けることができる。単独行為においては、相手方を不当に害さない場合においてのみ条件を付ける

ことができる。条件とは、その発生が不確実な将来の事実である(第325条)。条件のついている権利は、相続、処分または担保の対象となる。また、条件のついている債務は相続その他の規定に従い承継される(第326条)。

期限：契約の効力に関して始期がついているときは、その期限が到来するまで契約の効力は生じない。契約の履行に関して始期がついているときは、債権者はその期限が到来するまで債務の履行を請求することができない。契約の効力に関して終期がついているときには、その契約の効力は期限の到来したときに消滅する(第329条)。

期間：期間は、時・分・秒、日、週、月または年をもって定めることができる(第332条)。時・分・秒によって期間を定めた場合には、始まりの瞬間から終わりの瞬間までを計算する(第333条)。

日・週・月・年による期間の計算方法：日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は計算に入れない。また期間の末日の終了によって期間が満了する。期間の末日が、祭日または日曜日その他法令で定める休日に当たるときは、その後に来る最初の営業日の終了によって期間が満了する(第334条)。

**条件・期限・期間については第325条～第335条を参照*

契約の成立

申込と承諾による契約成立：契約は、申込と承諾の合致によって、その効力を生じる。

当事者の一方が不動産の所有権を譲渡し、又はこれを取得する義務を負う契約は、公正証書を作成した場合にのみその効力を有する(第336条)。

申込および承諾：申込とは、それに対して相手方の承諾があった場合に、法的に拘束される意図のもとになされる契約締結の申し出である。申込は、相手方に到達した時に効力を生じる。承諾とは、申込を受けた者が、その申込に同意する意思の表明である。承諾は、申込者に到達した時に効力を生じる(第337条)。

契約成立時点・承諾の到達主義：契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立する(第340条)

**契約の成立、意思表示の瑕疵および契約の有効性に関しては第336条～355条を参照。*

**契約、単独行為の無効または取消しについては第356条～363条を参照。*

代理

代理の定義：代理とは、代理人がその権限の範囲内において、本人のためにすることを示して相手方と契約をした場合に、その契約の効果が直接本人に帰属する関係を言う(第364条)。

代理権の発生：代理権は、本人と代理人との契約または法律の規定によって生じる(第365条)。

代理権の制限：代理権の範囲に属する場合であっても、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理人はその権限を有しない。但し本人の承諾がある場合には、この限りではない(第367条)。

無権代理：代理権を持たない者が他人の代理人として行った行為は、本人に対して効力を生じない。但し本人がこれを追認した場合には、この限りでない(第369条)。

表見代理：代理人が代理権の範囲を超えて契約をした場合に、相手方が代理人に当該契約について代理権があったものと信じ、かつ、信じたことについて過失がなかったときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う(第372条)。

**代理については第364条～第378条を参照。*

**第三者のためにする契約については第379条～第383条を参照。*

**契約の履行については第384条～388条を参照。*

債務不履行に関する一般規定

債務不履行の定義および態様：債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

- (1) 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合(履行遅滞)
- (2) 履行することが不可能である場合(履行不能)
- (3) 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合(不完全履行)
- (4) その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合(第389条)

債務不履行に対する救済手段：債務者の債務不履行があった場合には、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる(第390条)。

損害賠償

損害賠償責任の要件：債務者に債務不履行があった場合には、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償の責任を免れる(第398条)。

損害概念：債権者は、損害賠償として、その契約によってもたらされるはずであった履行利益の賠償を請求できるほか、履行利益の賠償と重ならない範囲で、不履行によって無駄となった出費、不履行によって増加した支出もしくは負担を請求することができる(第400条)。

＊損害賠償については第398条～第406条を参照。

契約解除

債務不履行を原因とする解除：双務契約における当事者の一方は、相手方が重大な契約違反をした場合には、契約を即時に解除することができる(第407条)。

重大な契約違反：重大な契約違反とは、一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合をいう。契約違反をした当事者は、その債務の不履行について過失がなかったことを理由に、契約の解除を阻止することはできない。次の場合には重大な契約違反があったものとみなす(第408条)。

- (1) 期日に履行しなかった一方の当事者に対して、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、催告期間内にその債務が履行されなかったとき
- (2) 契約で定められた履行期までに履行しないと契約をした目的を全く達成することができない場合に、当事者がその履行期に債務を履行しなかったとき
- (3) 当事者がその中心的な給付義務を履行することが不可能であるとき
- (4) 契約違反の程度が著しく、そのために当事者間の信頼関係が破壊され、将来の債務の履行が期待できないとき

＊規約解除については第407条～第414条を参照

危険負担

履行不能による債務消滅：債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない(第415条)。

特定物の所有権移転契約における危険負担：

- (1) 特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。
- (2) 目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めがない限り、次のいずれかの時点から債権者に移転する。
 - 1) 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられるとき
 - 2) 債務者による正当な履行の提供があったとき
 - 3) 債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだとき(第416条)

＊危険負担については第415条～第421条を参照。

詐害行為取消権

詐害行為取消の要件：債権者は、債務者がその債権を害することを知ってなした行為を取り消し、債務者の行為によって利益を受けた者から給付の受領物またはその価額の返還を裁判所に求めることができる(第428条)。

詐害行為取消権の行使期間：第428条(詐害行為取消の要件)の取消権は、債権者が取消の原因を知った時から(1年間)行使しないことによって消滅する。行為の時から(3年)を経過したときもまた同じ(第432条)。

＊詐害行為取消権については第428条～第432条を参照。

債務の消滅

債務の消滅原因：債務は、次の事由によって消滅する(第433条)。

- (1) 弁済、相殺、免除、更改、混同。
- (2) 債務者の責めに帰すことのできない履行の不能。
- (3) 解除条件の成就または契約の解除。
- (4) 消滅時効の完成。
- (5) 取消権の行使。

＊弁済、相殺、免除、更改、混同、消滅時効については第434条～第500条を参照。

債権譲渡

債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約：債権は、その性質が譲渡を許さないものでない限り、これを譲渡することができる。この場合に、譲受人は新たな債権者となる。その性

質が譲渡を許す債権であっても、当事者の意思表示によってその譲渡を禁止することができる(第501条)。

債権譲渡の成立：債権譲渡は債権を譲渡しようとする債権者と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、債権譲渡を債務者および第三者に対抗するためには、第503(指名債権譲渡の対抗要件)に定める対抗要件を具備しなければならない(第502条)。

指名債権譲渡の対抗要件：指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者にこれを通知、または債務者が譲渡人または譲受人に対してこれを承諾しなければ、債務者その他の第三者にこれを対抗することができない。通知または承諾は、確定日付ある証書によってしなければならない、債務者以外の第三者に対抗することができない(第503条)。

＊債権譲渡については第501条～第506条を参照。

＊債務引受、契約上の地位の譲渡については第507条～第514条を参照。

第5編 各種契約・不法行為等

売買

売買の定義：売買とは、売主と呼ばれる当事者の一方の者が所有権その他の財産権を買主と呼ばれる相手方に移転する義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約をいう(第515条)。

売買契約の成立：売買契約は、法律に特別の定めがある場合を除いて、当事者の合意のみによって成立する。ただし、当事者は、公正証書又は私署証書の作成を契約成立の条件とすることができる(第516条)。

手付：買主が売主に手付を与えたときは、買主はその手付を放棄し、売主は手付金額の2倍の額を償還して、売買契約を解除することができる。ただし、相手方が履行に着手した後は、契約を解除することができない(第518条)。

売買代金：契約当事者は、契約において、売買の対価に関する金額又は金額の決定方法を定めなければならない。売買代金の額は、ある商品の現在又は将来の市価をもって決定することも、両当事者の指定する方法により選ばれた第三者の評価に委ねることもできる(第521条)。

買主となることができない者(1)：法律上、裁判上又は契約上の財産管理人は、自分自身でも、第三者を介しても、売却を任された財産の買主となることができない。強制売却の実行又は管理を任された公務員についても

準用される(第525条)。

買主となることができない者(2)：判事、検事、裁判所書記その他の裁判所職員は、自分自身でも、第三者を介しても、その職務を行う裁判所において係争中の物又は権利の買主となることができない。弁護士及び公証人が自らの受任した事件に係る物又は権利の買主となる場合についても準用される(第526条)。

所有権の移転：売買契約における目的物の所有権の移転は、第133条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の対抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う(第528条)。

売主の説明義務：売主は、買主に対して、自分が負う義務の内容、売買の目的となった物又は権利をめぐる法律関係特に不動産の売却の場合の権利内容、負担、境界等について、明確に説明する義務を負う(第529条)。

売主の一般的な義務：売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、買主に対し、売却した財産権を移転させる義務、売却物を引き渡す義務、引渡まで売却物を保管する義務及び権利の証明に必要となる証書を交付する義務を負う(第530条)。

売主の権利移転義務と担保責任：売主は、売買の目的となった財産権を買主に移転させる義務を負う。他人の権利をもって売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得してこれを買主に移転する義務を負う(第531条)。

用益物権等がある場合の担保責任：売買の目的物に第三者のための永借権、用益権、使用権、居住権、地役権、賃借権、留置権又は質権が存在し、そのために買主が目的物の全部又は一部を使用又は収益することができない場合には、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、売主に対して損害賠償を請求することができる(第534条)。

担保物権がある場合の担保責任：売買の目的となった不動産の上に先取特権、債権者が使用収益をしない旨の定めがある質権又は抵当権があった場合においては、その権利が行使されることによって買主がその所有権を失ったときに、その買主は、契約を解除することができる。買主が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる(第535条)。

瑕疵担保責任：危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転

後に明らかになった場合であっても、売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、代わりの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う(第540条)。

買主の契約解除権：引き渡された物に瑕疵があるために売買契約を締結した目的を達することができない場合には、買主は、その契約を解除することができる(第543条)。

土地の面積の過不足に関する特則：

- (1) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積に不足している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、買主は、売主に対して不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除および損害賠償を請求することができる。
- (2) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積を超過している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、面積超過を知らず、かつ、知らなかったことについて過失のない売主は、買主に対してその超過面積に応じて代金の増額を請求することができる。
- (3) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、面積に不足があったとしても、買主は、売主に対して不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、売主が面積不足を知っていた場合、売主が面積を保証した場合又は不足面積が20分の1を超える場合には、この限りでない。
- (4) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、現実の面積が指示された面積を超過しているとしても、売主は、代金増額の請求をすることができない。ただし、その超過が20分の1を超えており、売主がそのことを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がない場合には、この限りでない。
- (5) 売主が第2項又は第4項に基づいて代金の増額を請求する場合においては、買主は、契約を解除することができる(第546条)。

*「売主の義務」については第529条～553条、「買主

の義務」については第554条～第559条、「買戻権の行使による売買契約の解消」については第560条～第565条を参照。

消費貸借

消費貸借の定義：消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、貸主から受領した物と種類、品質および数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう(第578条)。

消費貸借契約の成立：消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する(第579条)。

利息債権：消費貸借契約の当事者は、合意によって、利息の弁済を目的とする債権を成立させることができる。ただし、利息債権を成立させる合意は、借主の署名のある書面によってなされるものでなければ、効力を生じない(第583条)。

法定利率と約定利率：利率は、法律の規定または当事者の合意によって定められる。当事者がその利率を定めていないときは法定利率に従う。当事者の合意によって定められる利率で法定利率を超えるものは、第583条(利息債権)第3項の定める形式に従った書面によって定められるものでなければ効力を生じない(第584条)。

利息の制限：当事者の合意によって定められる利率は第584条(法定利率と約定利率)第2項に定める法定利率を上回ることができるが、制限利率を超えることができない。当事者が制限利率を超える利率を定めたときは、制限利率を超える部分の約定は無効であり、借主は、制限利率によって計算された利息についてのみ弁済する義務を負う(第585条)。(制限利率については「民事適用法第18条」を参照。)

*消費貸借については第578条～第595条を参照。

貸貸借

貸貸借の定義：貸貸借とは、当事者の一方が有償で相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいい、貸貸借の目的となる物には、動産と不動産がある(第596条)。

貸貸借の成立：貸貸借は当事者の一方が相手方にある物の使用及び収益をさせることを約束し、相手方がこれに対して賃料を支払うことを約束することによってその効力が生じる(第597条)。

不動産賃借権の対抗要件：

- (1) 不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる。
- (2) 賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して、所有権者が有するのと同様の返還請求権、妨害排除請求権および妨害予防請求権を行使することができる(第598条)。

賃貸借の存続期間：

- (1) 賃貸借は、その期間を定め、または定めることなしに締結することができる。
- (2) 書面によらない不動産賃貸借は、期間の定めのない賃貸借とみなされる。
- (3) 15年以上の期間の定めのある不動産賃貸借は、第244条(永借権の定義)以下の規定に従う(第599条)。

賃貸人の修繕義務：賃貸人は賃借物の使用及び収益に必要な修繕を行う義務を負う(第602条)。

賃貸人の保存行為：賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為を行おうとするときは、賃借人は拒むことができない(第603条)。

賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任：

- (1) 賃借人が、賃借物の引渡を受ける際に、賃借物が契約書記載の状態に適合しているか否かの点検をしなかったときは、点検すれば容易にわかったであろう契約書記載の状態との違いについて、賃貸人の責任を追及することはできない。
- (2) 賃借物に隠れた瑕疵がある場合において、そのことを賃借人が知らなかったときは、賃借人は、瑕疵の修繕または瑕疵のない物との取り替えを請求すること、および損害賠償の請求をすることができる。
- (3) 修繕、取り替え、賃料減額および解除請求は、賃借人がその事実を知り、または知るべきであった時から1年以内に行使しなければならない(第605条)。

減収の場合の賃料減額請求権および解除権：

- (1) 収益を目的とする土地の賃借人が、不可抗力により、賃料より少ない収益しか得られなかったときは、その収益の額に至るまで賃料の減額を請求することができる。
- (2) 第1項の場合において、賃借人が不可抗力により、引き続き2年以上賃料より少ない収益しか得られなかったときは、賃貸借契約を解除することができる(第606条)。

賃借権の譲渡および賃借物の転貸：永借権の場合を除いて、賃借人は賃貸人の承諾がなければ、賃借権を譲渡し、または賃借物を転貸することができない(第608条)。

不動産賃貸借の更新拒絶：不動産賃貸借においては、一方の当事者が相手方に対して、家屋については期間満了の3ヶ月前までに、また、土地については期間満了の1年前までに更新拒絶の意思を表示しないときは、更新に同意したものとみなす。ただし、この場合は更新された賃貸借は、期間の定めのない賃貸借となる(第613条)。

* 賃貸借については第596条～第621条を参照。

使用貸借

使用貸借の定義と成立要件：使用貸借とは、当事者の一方が無償にて相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいう(第625条)。使用貸借契約は、当事者の一方が無償にて使用及び収益をした後に返還することを約束して相手方からある物を受け取ることによって、その効力が生じる(第626条)。

* 使用貸借については第625条～第636条を参照。

委任

委任の定義：委任とは、委任者と呼ばれる当事者の一方が受任者と呼ばれる相手方に対して、委任者のために事務処理を行う権限を授与する契約をいう(第637条)。委任は有償または無償とすることができる。有償である意思が表示されない限り、無償委任と推定する(第638条)。委任契約は、当事者の合意のみによって成立する(第639条)。

受任者の引渡義務および損害賠償義務：受任者は、委任事務を処理するに当たって受取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。また、受任者は、収取した果実も委任者に引き渡さなければならない(第642条)。受任者が委任者に引き渡さなければならない金額またはその利益のために用いなければならない金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。なお、損害があったときはその賠償責任を負う(第643条)。

* 委任については第637条～第651条を参照。

請負

請負の定義：請負とは、当事者の一方の者が合意された仕事を完成する義務を負い、相手方がその仕事の結

果に対して報酬を与える義務を負う契約である(第652条)。報酬は仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。物の引渡しを必要としないときは、請負人は仕事を完成させた後に、報酬の支払を請求することができる(第653条)。

瑕疵のない仕事の完成義務:

- (1) 請負人は注文者に対して、瑕疵のない仕事を完成する義務を負う。
- (2) 仕事は、合意された性質を有しないときに瑕疵があるものとする。性質が合意されていない場合には、仕事が契約において前提されていた使用に適しないとき、または一定の使用が契約において前提とされていない場合には、通常の使用に適しないときに、その仕事に瑕疵があるものとする。
- (3) 請負人が注文とは異なる仕事を製作し、又は製作された仕事が数量不足であるときは、瑕疵があるものとする(第654条)。

仕事の追完請求:

- (1) 仕事に瑕疵があるときは、注文者は請負人に対し、相当の期間を定めて仕事の追完を請求することができる。この場合、請負人は、その選択に従い、瑕疵を修補するか、または仕事をやり直すことができる。
- (2) 請負人は、追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、追完を拒絶することができる(第655条)。
- (3) 仕事の追完請求は、1年の期間内に行使しなければならない(第661条)。

* 請負については第652条～第663条を参照。

雇用

雇用契約: 雇用契約は、当事者の一方が相手方に対し労務に服することを約束し、相手方がこれに賃金を与えることを約束することにより成立する。労務に服することを約束した当事者を労働者といい、その相手方を使用者という(第664条)。

労働条件の明示: 使用者は、雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。労働条件が事実と相違する場合には、労働者は、即時に雇用契約を解除することができる(第665条)。

労働法の適用: 雇用契約に関しては、この法律に定めるもののほか、労働法の定めるところによる(第668条)。

* 雇用については第664条～第668条を参照。

寄託

寄託の定義: 寄託とは、一方の当事者である受寄者が、相手方である寄託者から受け取った物を一定期間保管し、その保管期間の終了後は同一物を寄託者に返還することを約束する契約をいう。特約がない限り、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負わない。ただし、受寄者が自己の営業として寄託契約を締結した場合または法律に定めがある場合には、報酬について特約をしなかったときでも、受寄者は相当な報酬を寄託者に請求することができる(第669条)。

諾成的寄託契約の効力: 当事者が寄託関係を将来成立させる旨の合意をしたにすぎない場合は、各当事者は、寄託の目的物が引き渡されるまでは、いつでもこの合意を撤回することができる。但し、有償の寄託契約を成立させる約束がなされた場合には、受寄者となるべき当事者は、その約束に反して寄託物の受領を拒否したことによって相手方に損害を与えた場合、受領拒否について相当の理由がない限り、相手方にその損害を賠償する義務を負う(第671条)。

受寄者の義務: 受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を使用することができない(第673条)。

受寄者の責任: 受寄者は、寄託物を滅失または毀損した場合には、その損害を賠償しなければならない。但し、その滅失または毀損につき過失がないことを受寄者が証明したときは、この限りでない。ホテル、宿泊所、飲食店、浴場その他客が集まる施設において、これらの施設の所有者がその客から物の寄託を受けたときは、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失または毀損についての責任を免れない(第674条)。

高価品の不申告の場合の責任軽減: 寄託者が金銭、有価証券その他の高価品を寄託した場合において、その種類および価格を受寄者に知らせなかったときは、裁判所は受寄者の損害賠償責任を減ずることができる(第676条)。

受寄者の通知義務: 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、または寄託物を差し押さえたときは、受寄者は遅滞なくその事実を寄託者に通知する義務を負う(第679条)。

寄託者からの返還請求: 当事者が寄託物返還の時期を定めたときであっても、寄託者は何時でもその返還を請求することができる(第680条)。

受寄者からの返還：当事者が寄託物を返還する時期を定めなかったときは、受寄者は何時でもその返還をすることができる。返還時期の定めがあるときは、受寄者はやむを得ない事由がない限り、期限前に返還することができない(第681条)。

返還義務の内容：受寄者は、寄託に際して受領したものと同一の物を返還する義務を負う。受寄者が寄託物の滅失または毀損について責任を負わない場合において、受寄者が滅失または毀損した寄託物の代わりに受け取った保険金その他のものがあるときは、この代位物を寄託者に返還する義務がある(第682条)。

＊寄託については第669条～第698条を参照。

組合

組合の定義：組合契約とは、各当事者がそれぞれ出資をし共同の事業を営むため、法人格を備えない団体を設立する契約のことをいう(第699条)。

組合の設立：組合は、各当事者がそれぞれ出資して共同の事業を営むことを約束することによって設立された団体のことをいう。組合契約の各当事者がなすべき出資は、財産権の他に、労務をもってその目的とすることができる(第700条)。

組合財産の共有：各組合員の出資その他の組合財産は、すべての組合員の共有に属す。組合員は、組合の清算前に組合財産の分割を求めることはできない。ただし、すべての組合員が合意する場合には、清算前であっても分割を求めることができる(第701条)。

＊組合については第699条～第718条を参照。

和解

定義：和解とは、当事者が互いに譲歩してその間に存する争いを終了することを約する契約をいう(第724条)。

和解の目的物：和解をするためには、和解に含まれる目的物を処分する権限を有しなければならない(第725条)。

違約金条項：和解契約には、それを履行しない者に対する違約金の約定を加えることができる(第726条)。

争いの目的である権利等に関する錯誤：当事者の一方が権利の帰属や目的物の価額の算定基礎となる事実を錯誤して和解した場合であっても、当事者が当該権利の帰属又は事実の存否、評価等につき互いに譲歩して和解したときは、当該権利の帰属又は事実の存否、

評価等に関する錯誤を理由に和解を取り消すことができない(第728条)。

＊和解については第724条～第728条を参照。

不当利得

不当利得の要件・効果：法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産又は労務によって利益を受け、それによってその他人に損失を生じさせた者は、その利益の存在する限度において、利益を返還すべき義務を負う(第736条)。

悪意の受益者の返還義務：第736条(不当利得の要件・効果)において利益を受けた者が、法律上の原因がないこともしくは契約が効力をもたないことを知った場合、利益を受けた者は知ったときに存する利益およびその利息を返還する義務を負う。損失が生じた者が損害を被った場合には、利益を受けた者は、その損害を賠償する責任を負う(第737条)。

非債弁済：債務がないにもかかわらず、債務の弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができる。ただし、弁済の当時、債務がないことを知っていた場合には、弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができない(第738条)。

＊不当利得については第736条～第741条を参照。

不法行為

故意及び過失の定義：本第16章(不法行為)において、故意又は過失による行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 結果の発生を予見しながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。
- (2) 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと(第742条)。

一般的不法行為の要件及び立証責任：故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した者は、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。加害者の故意又は過失、加害者の行為と損害発生との間の因果関係及び被害者に生じた損害については、この法律およびその他の法律に特段の定めがない限り、損害賠償を請求する者が立証しなければならない(第743条)。

責任無能力：満14歳未満の者は、不法行為責任を負わ

ない。精神上の障害又はその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し、判断することのできる能力を欠く状態にあった者は、不法行為責任を負わない。ただし、故意又は過失によってその状態を招いたときは、この限りでない(第745条)。

使用者責任：事業の執行のために被用者を使用する者は、被用者が事業の執行につき故意又は過失によって違法に他人に加えた損害を賠償すべき責任を負う。使用者又は代理監督者は、被用者に対して、その過失の程度に応じて求償をすることができる(第747条)。

製造物責任：

- (1) 製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、それによって他人に損害が生じたときは、当該動産の製造業者は、その損害を賠償すべき責任を負う。ただし、当該欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能な場合には、この限りでない。
- (2) 欠陥ある部品又は素材を組み込んだ動産の製造業者も、製造業者として損害賠償責任を負う。
- (3) 輸入された動産については、輸入業者を製造業者とみなす。
- (4) 動産に製造業者又は販売者として自己の名称を表示する者は、製造業者とみなす(第751条)。

危険物責任：自動車その他の運送機器、爆発物、放射性物質、有害化学物質、有害微生物、その他高度の危険物を所有し又は管理する者は、その所有又は管理する危険物によって他人に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が、不可抗力によって引き起こされた場合又は危険物の管理に瑕疵がなく、かつ、被害者若しくは第三者の行為によって引き起こされた場合はこの限りでない(第752条)。

土地に接着した工作物についての責任：土地に接着した工作物の設置又は管理に瑕疵があり、それによって他人に損害が生じたときは、土地に接着した工作物の管理者及び所有者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。ただし、管理者は、適正な管理をしていたことを証明した場合には、責任を免れる(第753条)。

正当防衛及び緊急避難の定義：

- (1) 正当防衛行為とは、不正な侵害行為に対して自己又は他人の身体若しくは財産を防衛するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、侵害行為と加害行為が時間的に近接し、かつ、防衛の手段と侵害行為の程度との間に均衡が存する場合をいう。

- (2) 緊急避難行為とは、現在又は急迫の危険に対して自己又は他人の身体若しくは財産を保護するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、保護の手段と危険の程度との間に均衡が存する場合をいう(第755条)。

違法性阻却事由：被害者の同意又は危険の引受がある場合、加害者は免責される。ただし、その同意又は危険の引受が社会的に相当なものでないときは、この限りでない。正当防衛行為又は緊急避難行為によって生じた損害については、防衛行為又は避難行為を行った者は責任を負わない。この場合、それら行為の原因となった違法行為を行った者が責任を負う(第756条)。

金銭賠償の原則とその例外：損害賠償は金銭によることを原則とする。金銭によって適切な救済が得られない場合には、被害者は原状回復又は差し止めを求めることができる。名誉毀損については、損害賠償のほか、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる(第757条)。

物の損壊による損害賠償請求：不法行為によって物が損壊したときは、被害者は、損壊した物の価格又はその修理費などの賠償を請求することができる(第759条)。

生命侵害による損害賠償請求：

- (1) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者は、死亡までに自己に生じた財産的損害と精神的損害について賠償請求権を取得することができる。
- (2) 法律、慣習又は契約により現に扶養義務を負う者が不法行為により死亡したときは、被扶養者は、被害者の死亡によって自己に生じた財産的損害の賠償を請求することができる。
- (3) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者の配偶者及び1親等の親族その他同居の親族は、被害者の死亡によって自己に生じた精神的損害の賠償を請求することができる(第760条)。

身体侵害による損害賠償請求：不法行為によって身体が侵害されたときは、被害者は、自己に生じる財産的損害と精神的損害の賠償を請求することができる。本条における財産的損害は、すでに支出又は将来支出が予想される医療費、療養中に得られなくなった収入、後遺症によって将来得られなくなる収入などを含む。本条における精神的損害は、療養中及び将来の精神的苦痛などを含む(第761条)。

名誉毀損による精神的損害の賠償請求：不法行為によって名誉が毀損されたときは、被害者は、社会的声価

が低下したことに伴う精神的損害の賠償を請求することができる(第762条)。

＊不法行為については第742条～第765条を参照。

第6編 債務担保

総則

物上保証人および第三取得者の定義：他人の債務を担保するために、自己の財産の上に担保物権を設定する者を物上保証人という。債務者が自己の債務を担保するために設定した担保物権の目的物の譲渡を受けた者を第三取得者という(第766条)。

担保物権の種類：担保物権は、民法または特別法の定めるものに限られ、そのほかに創設することができない。民法に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権および譲渡担保権の5種類である(第767条)。

担保物権の目的物：担保物権は、譲渡することのできない物または権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない(第768条)。

担保物権の附従性：担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。被担保債権が無効であった場合、または取り消された場合には担保物権も効力を生じない。被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。但し、この規定は継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権については適用しない(第769条)。

＊債務担保総則については第766条～第773条を参照。

留置権

留置権の意義：他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる。ただし、債権が未だ弁済期にないときは、留置権は生じない(第774条)。

果実からの優先弁済受領権：留置権者は、留置物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる(第775条)。

＊留置権については第774条～第780条を参照。

先取特権

先取特権の定義：

- (1) 先取特権を有する債権者は、その対象となっている財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。
- (2) 債権者が債務者の総財産の上に有する先取特権を一般先取特権という。
- (3) 債権者が債務者の特定の財産の上に有する先取特権を特別先取特権という。この場合に、債権者が特定の動産の上に有する先取特権を動産先取特権といい、債権者が特定の不動産の上に有する先取特権を不動産先取特権という(第781条)。

物上代位：先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が債務者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない(第782条)。

一般先取特権の意義：以下に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。1) 共益の費用、2) 労働者の債権、3) 葬式の費用、4) 日用品の供給(第783条)。

労働者の債権の先取特権：労働者の債権の先取特権は、労働者が労働契約に基づいて使用者から受け取るべきすべての債権について存在する(第785条)。

動産先取特権の意義：以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定動産の上に先取特権を有する。

- (1) 不動産の賃貸
- (2) 旅客または荷物の運送
- (3) 動産の保存
- (4) 動産の売買
- (5) 種苗または肥料の供給および動物の卵、仔またはその飼料の供給(第788条)

不動産賃貸の先取特権：不動産賃貸の先取特権は、その不動産の賃貸その他賃貸借関係より生じた賃借人の債務について、賃借人の動産の上に存在する(第789条)。

通常の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲：土地の賃貸人の先取特権は、賃借地またはその利用のためにある建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産および賃借人の占有にある土地の果実の

上に存在する。建物の賃貸人の先取特権は賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する(第790条)。

運送の先取特権：運送の先取特権は旅客または荷物の運送賃およびこれに付随する費用について、運送人の占有する荷物の上に存在する(第794条)。

不動産の先取特権：以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。1) 不動産の保存、2) 不動産の工事、3) 不動産の売買(第799条)。

不動産工事の先取特権：不動産工事の先取特権は、工匠、技師および請負人が債務者の不動産に関してなした工事の費用について、その不動産の上に存在する。第1項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみに存在する(第801条)。

第三取得者への追及力：先取特権者は、債務者がその動産を第三取得者に引き渡した後はその動産についてその先取特権を行うことができない(第807条)。

＊先取特権については第781条～第815条を参照。

質権

質権の意義：質権者は、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、かつその物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する(第816条)。

物上代位：質権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない(第817条)。

質権の成立と要物性：質権は、質権を設定した債務者または第三者が質権者にその目的物を引き渡すことによって成立する(第818条)。

被担保債権の範囲：質権は、元本、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用および債務の不履行または質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する(第820条)。

質権の対抗要件：動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない(第829条)。

債権の利息：不動産質権者は、その債権の利息を請求

することができない(第836条)。

存続期間：不動産質の存続期間は、5年を超えることができない。不動産質の設定契約はこれを更新することができる(第838条)。

権利質の目的：質権は財産権をもってその目的とすることができる(第840条)。

債権の取立による質権の実行：質権者は、質権の目的である債権を取り立てることができる。債権の目的が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対する部分に限って、これを取り立てることができる。債権の目的物が金銭でないときは、質権者は弁済として受け取る物の上に質権を有する(第842条)。

＊質権については第816条～第842条を参照。

抵当権

抵当権の意義：抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる(第843条)。

抵当権の対抗：抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない(第845条)。

抵当権の効力の及ぶ範囲：抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ(第846条)。

第三者所有建物に対する土地抵当権の効力：第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない(第847条)。

抵当権の順位：数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による(第851条)。

抵当権不動産の強制売却：抵当権者は、債務が履行されないときに、裁判所に抵当不動産の強制売却を申し立てることができる(第853条)。

第三者所有の建物の競売：

(1) 抵当権設定後に設定者または第三者が抵当地上に建築した建物について、設定者がその建物を所有し

ているときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。ただし、土地と建物とを合わせた価額が、建物の存在しない土地の価額よりも低いときは、抵当権者は、強制売却に先立って、設定者に対して、建物を除去すべき旨を請求することができる。

- (2) 第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて抵当地上に建物を所有する場合において、永借権、用益権または賃借権を抵当権者に対抗できないときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる(第854条)。

抵当権の譲渡または放棄： 抵当権者は、同一の債務者に対する他の債権者の利益のために、その抵当権を譲渡または放棄することができる(第860条)。

抵当権の順位の譲渡または放棄および変更： 抵当権者は、債務者に対する他の抵当債権者の利益のために、その抵当権の順位を譲渡または放棄することができる。また、抵当権者は、他の抵当権者との合意によって抵当権の順位を変更することができる。ただし、その変更について利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない(第861条)。

抵当権の処分の効力： 第859条(転抵当)、第860条(抵当権の譲渡または放棄)および第861条(抵当権の順位の譲渡または放棄および変更)に定める抵当権の処分は、公正証書によって行い、その付記登記をしなければ効力を生じない。抵当権の処分は、主たる債務者に通知し、またはその債務者が承諾しなければ、これをもってその債務者、保証人、抵当権設定者およびその承継人に対抗できない(第862条)。

根抵当権の定義： 抵当権は、債権者と債務者との間において、一定の種類の継続的な取引から生ずる不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができる。この抵当権を根抵当権という。根抵当権によって担保される不特定の債権の範囲は、根抵当権設定契約において定められなければならない(第867条)。

被担保債権の範囲： 根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度としてその抵当権を行うことができる(第868条)。

被担保債権の範囲の変更： 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、元本が確定するまでの間において、根抵当権によって担保される債権の範囲を変更することができる。この変更は、元本の確定前に登記をしなければ

ならない(第869条)。

極度額の変更：

- (1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、根抵当権の極度額を変更することができる。
- (2) 第1項の変更をするには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。
- (3) 第1項の変更は、登記しなければ、第2項の規定により承諾した者以外の第三者に対抗できない(第870条)。

元本の確定期日： 根抵当権によって担保される元本については、確定すべき期日を定めることができる。また、定められた期日を変更することもできる。期日は、これを定めた日または変更した日から5年内でなければならない、その期日より前に登記をしなければならない(第871条)。

** 抵当権については第843条～第887条を参照。*

譲渡担保権

譲渡担保権の定義： 譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者または第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する(第888条)。

譲渡担保権の成立： 譲渡担保権は、債権者と動産を譲渡担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する(第889条)。

譲渡担保権の対抗力： 譲渡担保権者は、第229条(占有の移転)の規定に従い、目的物の占有移転を受けなければ、譲渡担保権を設定者以外の第三者に対抗できない(第890条)。

譲渡担保権の効力の及ぶ範囲： 譲渡担保権は、譲渡担保権の設定時において、目的物に付加してこれと一体を構成しているものに及ぶ。譲渡担保権の設定後に、付加された物にも及ぶ(第891条)。

換価処分または確定的譲渡： 譲渡担保権者は、債務の履行がされないとときに、設定者に通知することにより、目的物を自ら換価処分し、または目的物の所有権を確定的に取得することができる。目的物の価格が弁済すべき債務の額を超えるときは、譲渡担保権者は、その差額を清算金として設定者に支払わなければならない(第899条)。

** 譲渡担保については第888条～第899条を参照。*

保証

保証契約の成立：保証は、保証人となる者が債権者に対して、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともにその全部または一部を履行することを約束し、債権者がこれを承諾することによって成立する。債権者は、保証人となる者が保証することをその事業の内容としていない場合には、保証人となることについての重要な情報を提供し、保証人となる者に熟慮する機会を与えなければならない(第900条)。

保証契約の要式：書面によらない保証は、いつでも撤回することができる。ただし、保証人が保証債務の履行に任意に着手した場合はこの限りではない。金銭債務の保証において、保証債務の額が保証人の手書きによって記載されていない場合も同様とする。保証に係る書面においては、保証債務の内容が特定されていなければならない(第901条)。

保証の範囲：保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるものを包含する(第903条)。

保証人の資格：債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合においては、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならない。保証人がこの資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を第1項の資格を備えたものに代えることを請求できる(第907条)。

連帯保証の意義および連帯保証の原則：主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負担する者は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、または、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない(第908条)。

共同保証：数人の者が保証人となる契約においては、それぞれの保証人は、主たる債務の全額について義務を負う(第910条)。

受託保証人の求償権：主たる債務者の委託を受けて保証した場合、主たる債務者に代わって弁済その他自己の出捐によって債務を消滅させた保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得する(第911条)。

弁済による代位：主たる債務について弁済その他自己の出捐によって免責を得た保証人は、債権者の有していた保証の対象である債権を取得するとともに、それを担保していた権利を債権者に代わって行使することが

できる(第916条)。

*保証については第900条～第920条を参照。

連帯債務

連帯債務の意義：複数の者が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者のうちのいずれかに対して、または、同時もしくは順次にすべての債務者に対して全部または一部の履行を請求することができる。(第921条)

相対的効力の原則：第924条(請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)～第930条(時効の絶対的効力)に掲げた事項を除き、連帯債務者の一人について生じた事項は他の債務者に対して効力を生じない(第931条)。

弁済した債務者の求償権：連帯債務者の1人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の連帯債務者も免責を受けた場合は、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償権を取得する(第932条)。

*連帯債務については第921条～第937条を参照。

民法適用法

2007年12月8日付け勅令第NS/RKM/1207/030号により公布された民法第1305条(適用期日等)第1項に定められた民法の適用期日を定め、同条第2項に規定する民法の適用に関し必要な事項を規定することを目的に、2011年5月31日に「民法適用法」が公布された。ビジネスや投資に関連する同法の主な規定は次の通りである。

民法適用法適用期日及び民法適用期日：民法適用法は、全土において施行された日から6ヶ月の期間普及した後に適用される(第84条)。また民法は民法適用法が適用される日から適用される(第4条)。

民法適用法の定める民法適用の原則(第5条)：

- (1) 民法は、別段の定めのある場合を除き、上記適用期日前に生じた事項については適用されない。ただし、適用期日前に成立し、適用期日以降も存続する継続的な法律関係については、適用期日以降は民法の規定が適用される。
- (2) 民法が適用される前にカンボジアの法令又は伝統的な規則により生じた効力については、本法第5章において別段の定めのある場合を除き、適用期日後もその効力が存続する。
- (3) 上記の規定の規定は、適用期日前に生じた事項を

規律すべき法令若しくは伝統的な規則が存在しない場合、又は伝統的な規則を確認できない場合においては、当該事項について、民法の規定を衡平(equity)¹として適用することがある。

財産目録等の裁判所への提出(第6条):

法人清算時において財産目録等の提出(民法第72条第1項)を行うべき裁判所は法人の主たる事務所の所在地を管轄する始審裁判所とし、提出を受けた裁判所は、必要と認めるときは法人を検査し、清算人に民法第78条(清算中の破産)に定める手続を直ちにとるように命じ、その他清算を迅速かつ公正に行うために必要な処分をすることができる(第6条)。

隔地者への意思表示の伝達(第7条):

隔地者に対してする意思表示は、書留郵便の配達証明書及び裁判所書記官が奥書した書面の写しを用いることにより証明することができる。

確定日付ある証書の定義(第8条):

- (1) 公正証書については、作成日付をもって確定日付とする。
- (2) 公証人又は裁判所書記官が私署証書に、同文書を提示された日付とともに署名を奥書したものである場合は、その日付をもって確定日付とする。
- (3) 署名者中に死亡した者がある私署証書の場合は、その死亡の日付をもって確定日付とする。
- (4) 確定日付ある証書中に引用された私署証書の場合は、その確定日付ある証書の日付をもって引用された私署証書の確定日付とする。

＊関連する民法規程

- 第459条(弁済による代位)第3項
- 第503条(指名債権譲渡の對抗要件)第2項
- 第841条(指名債権質の對抗要件)第2項
- 第459条(弁済による代位)第2項
- 第459条(弁済による代位)第2項及び第513条(契約上の地位の譲渡の成立)で準用する第503条(指名債権譲渡の對抗要件)第2項

公正証書(第9条):

- (1) 公証人が作成した公正証書又は私署証書が法律に適合していることを確認した後、公証人がその証書にその旨及び日付を奥書した上で署名した書面

を指す。ただし、民法第336条(申込と承諾による契約成立)及び862条(抵当権の処分の効力)の公正証書については、権限官署が登記手続のために作成した書面でも差し支えない。

- (2) 民法第845条(抵当権の対抗)にいう公正証書とは、権限官署が登記手続のために作成した書面をいう。

特別の占有(第14条):

- (1) 動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地については、2001年8月30日の勅令NS/RKM/0801/14により公布された土地法(2001年土地法)及び民法第242条(占有証明書を有する不動産占有者の保護)の規定に従うほか、性質に反しない限り、その証明書が発行された占有権(pokeah)を所有権とみなして民法の規定を適用する。
- (2) 上記の証明書の発行を受けた者又はその譲受人は用益物権又は担保物権を設定することができる。

制限利息等(第17条):

- (1) 民法第585条(利息の制限)第1項にいう制限利率は、年利率10%から30%の範囲内で、司法省令によりこれを定める。
- (2) 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が司法省令で定める率(上記制限利率の1.2倍から2倍の範囲内で定めることができる)を超えるときは、その超過部分につき無効とする。
- (3) 金銭を目的とする消費貸借契約において遅延損害金について特に定めのない場合は、本条及び民法第585条(利息の制限)の規定は、これらの規定の適用の限りにおいて、遅延損害金を利息とみなし、遅延損害金に適用する。

法人登記の所管(第18条):

法人登記に関する事務は、司法省がこれを管掌する。

＊但しここでいう「法人」は民法上の法人で非営利法人を指す。営利法人(会社)は従来通り商業省の管轄となる。非営利法人に関し、NGOと民法上の非営利法人の区別は、内務省が起草中のNGO法の内容が確定せず、必ずしも明確ではない。

適用期日前から存続する物権の効力(第38条):

¹ 衡平法(equity)とは、英米法の国々において、コモン・ロー(common law)で解決されない分野に適用される法準則。コモン・ローは、イングランドのコモン・ロー裁判所が下した判決が集積してできた判例法体系であるのに対し、エクイティは、コモン・ローの硬直化に対応するため大法官(Lord Chancellor)が与えた個別的な救済が、雑多な法準則の集合体として集積したもの。

- (1) 民法第3編で定めた物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。
- (2) 本法第80条(土地法の一部改正)の規定に基づく改正前の2001年土地法に基づく長期賃借権、用益権、使用权・居住権又は契約による地役権は、適用期日以降は、それぞれ民法に基づく永借権、用益権、使用权・居住権又は地役権とみなす。この場合において、これらの権利の存続期間は、2001年土地法に基づき設定された日から起算する。

適用期日前からの動産占有(第39条)：

適用期日前から動産を占有する者が民法第193条(動産所有権の善意取得)に規定する要件を具備するときは、適用期日においてその動産の上に行使する権利を取得する。この場合、所有権譲渡契約の効力に関しては、民法193条を適用する限りにおいて、民法の規定を適用する。

適用期日前からの長期賃借権の存続期間(第41条)：

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権で、その残存期間が適用期日において50年を超えるものについては、民法第247条(永借権の存続期間)第1項の規定にかかわらず、約定された期間存続する。ただし、その残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は適用期日から99年とする。

登記された使用权および居住権の経過措置(第43条)：2001年年土地法に基づき設定された使用权および居住権が2001年土地法第139条の規定により適用される同法第120条第3項の規定に基づき登記されているときは、その使用权・居住権は、民法第277条(使用权および居住権の対抗要件)の規定にかかわらず、目的物を現実に使用又は居住していなくても、第三者に対抗することができる。

重利²⁾に関する経過措置(第44条)：

適用期日前に生じた利息については、民法319条(重利)の規定を適用しない。民法第586条(利息の支払時期および法定重利)第2項の規定も適用されない。

債務不履行に関する経過規定(第45条)：

- (1) 適用期日前から債務を負担する者が適用期日後においても債務を履行しないときは、その者は、民

法の規定に従い不履行の責任を負う。債権者が債務の履行を受けることを拒み、又はこれを受けることができない場合にはこの規定が準用される。

- (2) 適用期日前に締結した契約上の債務を適用期日後において履行する場合には、当該債務の履行に関しては、民法中の担保責任に関する規定を適用する。

金銭債務の特則に関する経過措置(第46条)：

金銭の支払を目的とする債務を負担する者が適用期日前から債務を履行しない場合においては、適用期日後に発生する損害賠償の額については、民法第399条(金銭債務についての特則)の規定を適用する。

相殺に関する経過措置(第47条)：

適用期日前に発生した債務についても、民法の規定に基づく相殺によりこれを免れることができる。双方の債務が適用期日前に互いに相殺の要件を満たしていた場合は、相殺による債務消滅の効果は、適用期日に遡って生ずる。

消滅時効に関する経過措置(第48条)：

- (1) 適用期日前に時効により消滅していない債権については、民法中の債権消滅時効に関する規定³⁾を適用する。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、適用期日前に進行を開始した消滅時効の期間が民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、従前の法規による消滅時効の期間が経過するまでは、債権は消滅時効にかからない。ただし、その残存期間が適用期日から起算して民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、その日から起算して民法の規定を適用する。
- (3) 消滅時効の定めのない権利については、適用期日から起算して民法中の債権消滅時効に関する規定を適用する。

利息付き消費貸借契約の経過規定(第51条)：

適用期日前に締結された利息付き消費貸借契約の借主が適用期日以降に死亡した場合は、契約及び契約外責任に関する1988年政令第38号(政令第38: DECREE No. 38 DEFERRING TO CONTRACT AND OTHER LIABILITIES)第61条第2文の規定を適用しない。

* 1988年政令第38号(政令第38)第61条第2文：債権者が死亡した場合には、債権者は全ての債務の返済を直ちに請求することができ、債務の返済義務

²⁾ 利息の元本への組み入れ

³⁾ 民法第4編第8条

は死亡者の相続人に移行する。相続人は死亡者の財産から、その財産が分配される前に、残余債務を支払わなければならない。

賃借物に瑕疵があるときの経過措置(第52条)：

適用期日前に締結された賃貸借契約が適用期日後も存続している場合においては、その契約について民法第605条(賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任)の規定を適用する。この場合において、同条第6項に定める期間が適用期日前に進行したときは、その期間は適用期日から起算して1年以内とする。1年の期間が、適用期日の1年前に経過したときは適用しない。

適用期日前からの債務担保(第54条)：

- (1) 民法で定めた担保物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。
- (2) 2001年土地法に基づく質権又は抵当権は、適用期日以降は、それぞれ、民法に基づく質権又は抵当権とみなす。
- (3) 適用期日前に設定された権利質で、適用期日前から第三債務者その他の第三者に対して対抗することができるものは、適用期日後においても第三債務者その他の第三者に対して対抗することができる。
- (4) 政令第38号に基づく担保個人財産(secured personal property)は、適用期日以降は、民法に基づく動産質とみなす。

質(gage)の取扱い(第55条)：

- (1) 2001年土地法に基づく質(gage)は、適用期日以降は、民法に基づく抵当権とみなす。
- (2) 質(gage)の設定登記は、第1項の規定によりみなされた抵当権についての設定登記とみなす。
- (3) 質(gage)の権利者は、設定者に対し、適用期日後速やかに所有権を証明する証書を返還しなければならない。

登記未了の担保物権設定契約の取扱い(第56条)：

- (1) 2001年土地法第207条に規定する公正証書により質権の設定契約が締結され、目的物の引渡しが完了したものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から質権としての効力を生ずる。
- (2) 2001年土地法第201条に規定する公正証書により抵当権の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から抵当権としての効力を生ずる。
- (3) 2001年土地法第220条に規定する公正証書により

質(gage)の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日において抵当権の設定契約が締結されたものとみなす。

- (4) 第3項の規定によりみなされた抵当権について、その設定登記がなされたときは、権利者は、設定者に対して所有権を証明する証書を返還しなければならない。

不動産質の存続期間(第57条)：

適用期日前に設定された不動産質でその残存期間が適用期日において5年を超えるものについては、その存続期間は、適用期日から5年とする。

包括根保証の確定(第58条)：

適用期日前に、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されないものとして根保証契約が締結されている場合においては、その根保証契約の被担保債権の元本は、適用期日において確定する。

民法の適用期日より前になされた担保取引の効力(第73条)：

適用期日より前に担保取引法(2007年5月22日付け勅令第NS/RKM/0507/012号により公布されたLaw on Secured Transaction)の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、その効力を有する。

民法の取引への転換(第74条)：

第73条の取引が民法の定める要件を満たしている場合において、適用期日から6か月以内に、当事者が民法の規定による取引に転換する旨の意思を表示したときは、適用期日に民法の規定による取引をしたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。この場合、転換された取引の当事者は担保取引法による取引の効力を主張することができない。

担保取引法の取引と民法の取引の優劣(第76条)：

同一の目的物に関して、担保取引法の規定によりなされた取引と民法の規定によりなされた取引とが両立し得ないときは、第三者に対して、当該取引を対抗することのできる時点の先後によってその優劣を決定する。

善意者の保護(第77条)：

第76条の規定に拘わらず、民法193条(動産所有権の善意取得)および194条(盗品、遺失物の譲渡)は適用される。

「契約及び契約外責任に関する政令」の廃止(第79条)：
1988年10月28日付けの「契約及び契約外責任に関する

る政令一法第38KR CH号(政令第38: DECREE No. 38 DEFERRING TO CONTRACT AND OTHER LIABILITIES)は、適用期日から効力を失う。ただし、同令第83条から第88条までの規定は、適用期日後も別に法律に定める時まで、なおその効力を有する。

2001年土地法の一部改正(第80条):

民法適用法により2001年土地法に30カ所の修正・削除が加えられている。全修正箇所についてはCDCホームページ(www.cambodiainvestment.gov.kh)の「法律・法令」の項の「民法」(民法適用法_110531・第80条)および「土地」(Land Law_010430)を参照。そのうち主な変更は以下の通りである。

- 第244条第2項中「この法律第65条の規定により権限があるとされた者による売買、贈与、交換、相続の文書(documents of sale, gift, exchange, succession made by any person authorized by article 65 of this law)」を「権限当局により一定の方式で記載された文書(documents in the authentic form drawn up by the competent authority)」に改める。
- 第245条を次のように改める。
「不動産所有権を移転する契約は、その契約を登記簿に登録するためには、権限当局により一定の方式で記載された書面により作成しなければならない。(The contract for the transfer of ownership of immovable property shall be made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority in order to the contract be registered with the Cadastral Registry Unit.)」

民法の一部改正(第81条):

民法適用法により「民法」に38カ所の修正・削除が加えられている。全修正箇所についてはCDCホームページ(www.cambodiainvestment.gov.kh)の「法律・法令」の項の「民法」(民法適用法_110531・第80条)および(民法)を参照。そのうち主な変更は以下の通りである。

- 第242条(占有権証明書⁴を有する不動産占有者の保護)第1項及び第3項中「不動産占有権証明書⁵」の次に「または土地占有使用権証明書」を加える。
- 第428条(詐害行為取消の要件)第1項中「その債権」を「債権者」に改め、「債務者の行為によって利益を受けた者」の後に「またはこの者からの転得者」を加える。

- 第528条(所有権の移転)第1項中「第138条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の對抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則」を「第133条(合意による物権変動)から第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)までに定める一般原則」に改める。
- 第539条(瑕疵なき物の引渡義務)第2項第3号中「買主に対して」を「売主に対して」に改める。
- 第605条(貸借物の瑕疵に対する賃貸人の責任)第4項中「第1項に定める請求」を「第2項に定める請求」に改める。
- 第791条(賃借権の譲渡・転貸の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)第2文中「譲受人または転借人」を「譲渡人または転貸人」に改める。
- 第861条(抵当権の順位の譲渡または放棄および変更)第1項第1文中「他の債権者の利益のために」を「他の抵当権者の利益のために」に改める。
- 第922条(連帯債務の成立)第3項中「他の債務者の同意なくして」を削る。

3.3 経済運営原則

カンボジア憲法第56条には、カンボジアが市場経済主義を採ることが宣言されている。また第61条では、水、電気、道路、運輸手段、近代的技術、信用制度に関する政策に注意を払いつつ、農業、手工業、工業を中心に全てのセクターや遠隔地の経済開発を促進することが謳われている。

1994年に発出された全ての省・市長宛の商業省告示63号(Circular No.63)は、次のような市場標準やガイドラインを遵守するよう指示している。

- 全ての物品の価格は買い手と売り手間の相互の交渉で取り決められるべきである。
- 国家は取引業者間の自由な競争を許諾する。
- 国家は取引業者に物品の自由な移動を保証する。

改正投資法の第10条もまた、政府は適格投資プロジェクト(Qualified Investment Projects: QIPs)の製品の価格やサービスの費用に対し統制を行なうことはない⁶と定めている。このようにカンボジアは経済やビジネス活動に対し、最

⁴ 日本語版の「占有証明書」、クメール語では「占有権証明書」となっており、不動産占有権証明書及び土地占有使用権証明書の両方を含む表現になっている。

⁵ 日本語版の「占有証明書」は、クメール語では「不動産占有権証明書」となっている。

も開放的かつ自由な基盤を提供している。

3.4 会社制度

会社に関する法制度

「商業規則と商業登記に関する法律」(Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register)は1995年5月に制定され1999年11月に改正されているが、この法律によって、「取引業者」・「貿易」・「通商行為」等の内容が定義付けられ、外国企業を含む会社の義務と商業登記手続きが定められている。

「会社法」(Law on Commercial Enterprise)は2005年4月26日に国民議会で採択され、2005年5月19日にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布され、「パートナーシップ」(一般パートナーシップと限定パートナーシップ)、「有限責任会社」(私的有限責任会社と公開有限責任会社)、「外国企業」に対して適用されている。

「パートナーシップ」及び「会社」は、登録事務所とカンボジアの法的資格のある自然人である登録代理人を継続して保持すると同時に、その事務所の住所と代理人の姓名を登記官に登記する必要がある(同法第3条)。また各事務所ではクメール語の名称を上部に掲げ、かつ他の言語による名称よりも大きな表示をすることが求められている(同法第5条)。

有限責任会社(Limited company)

「会社法」では、カンボジアにおいて事業を行なう際に「私的有限責任会社」(private limited companies)と「公開有限責任会社」(public limited companies)の二つの形態の有限会社の設立を認めている(第85条)。

有限責任会社の種類

- 私的有限責任会社

私的有限責任会社は下記のような特徴を有する有限責任会社の一形態である(同法第86条)。

- 株主数: 2名～30名。
- 一人の株主によって設立される私的有限責任会社は「単独株主有限会社」(Single Member Limited Company)と称する。
- 株式の一般公開はしない。
- 発行済み株式の譲渡制限有り。
- 商業省の省令に定める形式に従い登記された場合において「私的有限責任会社」と見做される。

- 公開有限責任会社

公開有限責任会社とは会社法により株式の一般公開

を認められた有限責任会社を指す(同法第87条)。

有限責任会社の設立

一人ないしは複数の法的行為能力を有する自然人または法人は、会社定款(Articles of Incorporation)を商業省の担当官に届け出ることにより有限責任会社を設立でき(同法第91条)、定款登録後に「会社設立証明」(Certificate of Incorporation)が商業省より発行される(同法97条)。会社登記の日をもって会社は公的存在となり法人格を獲得することになる(同法第98条)。

株式

会社は額面4,000リエル(約1米ドル)以上の株式1,000株以上を発行する必要があり、定款に定めのない限り、全て同種株とし、株主の権利は平等である(同法第144条)。株主の会社に対する責務は、引き受け株式の金額に限定される(同法第147条)。全会一致原則の取り決めがある場合には、株式の券面にその旨表記することが必要となる(同法第223条)。

クメール国籍

会社は事業の場と登録事務所をカンボジアに有し、かつ51%以上の議決権を、クメール国籍を有する自然人または法人が所有する場合において、カンボジア国籍の会社と見做される(同法第101条)。

記録義務

会社は次の文書を記録し、登録住所で保管しなければならない(同法第109条)。

- 定款・会社規則及びそれらの修正文書
- 株主総会議事録及び決議
- 法により、発出・保管することが義務付けられた全ての通知のコピー
- 株式登録

上記文書記録に加え、各会計年度終了時から10年間、会計記録を作成・保管しなければならない(同法第113条)。

取締役

私的有限責任会社は一人以上の取締役を有し、公開有限責任会社では最低3人の取締役を選任することを要する。株主は通常決議により取締役を選任し(同法第118条)、取締役会は役員間における多数決で会長を選任する(同法第127条)。取締役の任期は2年間で、再任は可能である(同法第121条)。18歳以上で法的行為能力を有する者は取締役に選任することができる(同法第120条)。

取締役会

取締役会は会社のビジネスと業務を司る。取締役は定款に基づき、次のような権限を執行する(同法第119条)。

- 各職員の任命と配置転換、職務権限の決定、給与及び他の報酬の決定
- 手形、社債、その他の会社の債務証券の発行
- 定款改定・削除、他社との吸収・統合に関する株主に対する提議
- 会社の解散・清算等の株主への提議等

合併

2社またはそれ以上の会社は、一つの会社として合併し、または新会社を設立するために統合することが出来る。被吸収会社の法人格は、商業省が存続会社に対して「合併証明書」(Certificate of Merger)を発行した日に消滅する(同法第241条)。合併を提議した各社の取締役会は、取締役の多数決により、合併契約を承認する決議をなすことを要する(同法第242条)。合併手続きの詳細は同法第243条から第250条に記載されている。

解散及び清算

株式を発行していない会社は全ての取締役の決議により何時でも解散することができ、資産及び負債を有しない会社も株主の特別決議で解散することが出来る。会社は商業省の企業管理部署に解散規約を送付し、これを受領後商業省は「解散証明書」(Certificate of dissolution)を発行する(同法第251条)。

取締役または年次株主総会における議決権を有する株主は、会社の自発的清算または解散を提案することができるが(同法第252条)、その場合の手続きについては同法第252条から257条に記載されている。

解散及び清算に関する条項は、裁判所に破産を申し立てた会社には適用されない(同法第258条)。

パートナーシップ(Partnership)

パートナーシップは二人またはそれ以上の関係者間の契約であり(同法第8条)、パートナーシップ契約は口頭ないしは書面によりなされる(同法第9条)。

一般パートナーシップ

一般パートナーシップは、それが登記されたときに法人格を得、次に記載する権利を有する(同法第12条)。

- 自己の名前により動産・不動産を所有し得る。
- 自己の名前により取引を為し得る。

- 自己の名前により契約を為し得る。
- 自己の名前により訴訟をすることを得、また訴訟に応じることができる

各パートナーはパートナーシップから生じる利益・損失を分配する(同法第23条)が、全てのパートナーは、共同または個別に債務を負担する。債権者である第三者は、各パートナーに対して債務執行を求める前に、「パートナーシップ」全体とその財産に対する執行を求めなければならない(同法第42条)。

限定パートナーシップ

限定パートナーシップは、一人または複数の一般パートナーと一人または複数の限定パートナー間の契約である。一般パートナーは、パートナーシップを運営し拘束されることを認められた人であり、限定パートナーはパートナーシップの資本充実にに対してのみ拘束を受ける(同法第64条)。

各限定パートナーは持分に応じて利益を受け取るが、債務については出資に同意した金額又は資産の価値を限度として責務を負う(同法第71、72条)。一般パートナーは、第三者に対して共同、または個別的に負債に対する責務を負う(同法第75条)。

外国企業

外国企業の定義

外国企業とは、外国の法律に基づき設立され、カンボジアに拠点を有しビジネスを行なう法人を指す(同法第270条)。外国企業は次の形態によりカンボジアでビジネスを行なうことができる(同法第271条)。

- 商務代表事務所(Commercial representative office)、商務連絡事務所(Commercial relations office)または代理店(Agency): 駐在員事務所(Representative Office)の総称
- 支店(Branch)
- 子会社(Subsidiary)

駐在員事務所及び支店は親会社の代理機関であり、親会社と異なる法人格を有することはない。

外国企業が下記業務を行なう場合には、ビジネス行為を行なっている(“doing business”)ものと見做される(同法第272条)。

- 1ヶ月以上にわたり、製造・加工・サービス供与のために事務所その他の場を賃借する場合
- 1ヶ月以上にわたり、自己のために他人を雇用する場合

- カンボジアの法規により外国人または外国法人に認められた行為を行う場合

駐在員事務所

商務駐在員事務所または商務連絡事務所はカンボジアにおいて次の業務を営むことが出来る(同法第274条)。

- 親会社への紹介を目的とする顧客との接触
- 商業情報の調査と当該情報の親会社への供与
- 市場調査の実施
- 展示会での物品の売り込みと自己の事務所または展示会でのサンプル・商品の展示
- 展示会に向けた物品の購入と保管
- 事務所の賃借と雇員の雇用
- 親会社の代理としての現地顧客との契約行為

駐在員事務所は、カンボジアにおいて定期的な商品の売買行為、サービスの提供、製造、加工、建設業務を行なってはならない。駐在員事務所は親会社の判断で閉鎖できる(同法第277条)。

支店

支店は駐在員事務所と同様の業務を行なうことができる。さらにカンボジアの法令により外国人または外国法人に対して禁止されている行為を行わない限りにおいて、内国企業と同様に、定期的な物品及びサービスの売買、製造、加工、建設に従事し得る(同法第278条)。支店の資産は親会社の資産であり、親会社は支店の債務に対して責任を負う(同法第279条)。支店は親会社の判断により閉鎖し得る(同法第282条)。

子会社

子会社は、外国企業の最低51%の出資によってカンボジアに設立される外国企業であり(同法第283条)、親会社とは異なる法人格を有する(同法第284条)。

子会社は、パートナーシップまたは有限責任会社として設立でき(同法第285条)、カンボジア法令により外国人または外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国法人と同様の業務を行なうことができる(同法第286条)。

3.5 貿易及び通関制度

貿易業務に関する法制度

2000年1月に「商業会社の貿易業務に関する省令(Prakas on Trading Activities of Commercial Companies)」が商業省により発出され、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが

可能になっている(同令第1条)。ただし「改正投資の施行に関する政令No.111」により、商業行為、輸入、輸出、卸業、小売業、免税店等への投資については投資優遇措置が適用されないことが規定されている。(同令付属文書I、Section 2)。

税関に関する法制度

「税関法」が2007年7月25日に施行されたが、同法の目的は下記の通りである(同法第1条)。

- 輸入及び輸出貨物に係る管理並びに関税、内国税及び手数料の徴収する権限を付与すること
- 輸入及び輸出貨物の運送、蔵置並びに積替えに係る管理を行う権限を付与すること
- 不正行為及び密輸を防止並びに摘発すること
- カンボジア王国政府の国際通商政策に寄与すること
- 税関の管理及び貿易円滑化に係る国際標準並びにベスト・プラクティスの適用を促進すること

税関法の一般条項

関税消費税局は、この法律を所管し、執行する責任を有する。また、同局は、経済財政省の直接の監督の下でその任に当たる(同法第1条)。

関税領域には、カンボジア王国の領土、領海、領空及び沖合の諸島を含む。カンボジア王国政府は、全て又は一部の税関手続きを要しない自由貿易区を設置することができる(同法第2条)

この法律は、「関税領域に等しく、すべての者に等しく、国家が輸入若しくは輸出する又は国家に裨益する目的で輸入若しくは輸出される貨物に対しても例外なく」適用される(同法第3条)。

すべての輸入及び輸出貨物は、この法律の規定の対象となる。関税領域を入り又は関税領域から出る貨物は、関税率表に定められた輸入関税及び内国税又は輸出関税及び内国税の対象となりうる。関税率表の制定及び適用は、政令により定める(同法第5条)。

他国政府がカンボジア向け輸出に対して支給する補助金の交付を受けた貨物又は国内市場へ不当廉売された貨物の輸入が増加することより、国内生産者が損害を被る場合、王国政府は政令により、国内の生産者を保護するため関税率を引き上げる措置を講じる(同法第7条)。

王国政府は政令により、以下に掲げる目的のため、定められた要件に従い、特定の貨物の輸入若しくは輸出を禁止又は制限する。

- 国家の安全保障

- 公序良俗
- 人・動物・植物の健康及び生命の保護
- 芸術的・歴史的又は考古学的価値を有する国家財産の保護
- 天然資源の保護
- 国内法令の順守の確保
- 国連憲章に基づく義務の履行

密輸及び不正行為を取り締まるため、経済財政大臣は省令により、この法律の目的に応じて、要注意品目又は高関税率適用品目を特別に指定し、当該貨物の運送、流通、蔵置及び所有についてより厳格に管理及び制限する(同法第8条)。

輸入

輸入貨物は、税関官署又は関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。経済財政大臣は省令により、輸入貨物の届け出に係る時期、方法、書類要件、状況及び例外事項を定める(同法第10条)。

輸入貨物については、以下に掲げる者が法定ルート沿いの最寄りの税関官署に届け出なければならない。

- カンボジアに到着した者が現に所持している又はその者の携帯品の一部をなす貨物の場合には、その所持人
- 国際宅配便や郵便により輸入される貨物の場合には、カンボジアに貨物を輸出した者
- 本項のa号及びb号に規定する貨物とは別に、カンボジアに到着した輸送機関(軍の輸送機関を含む。)に積載された貨物の場合には、輸送機関の責任者
- 他人に代わり輸入する貨物の場合には、その代理人

本条において貨物の届け出を行う者は

- 貨物に関して税関職員が行う質問に誠実に答えなければならない。
- 税関職員から要請がある場合、関税消費税局長の定める方法により税関が検査できるように貨物を取り揃えなければならない。(同第11条)

カンボジアに到着後、この法律に従い、貨物の届け出を行わない限り、何人も運送手段から貨物を荷卸ろしてはならない(同法12条)。

税関は、以下に掲げる目的のため、税関の管理下において税関手続きを終えた時には、関税、内国税及びその他手数料の納付前であっても、第10条に規定する貨物を通関地域から引取ることを承認することができる(同法第13条)。

- 一時保管施設に蔵置するため、

- 保税倉庫に蔵置するため、
- 税関に承認されたルートを通り、承認された期間内に、関税領域内の目的地へ運送(通過、積替え、税関官署及び保税倉庫間の運送を含む)するため輸入貨物が、輸入時に再輸出されることが疎明された場合、税関は一時輸入許可を付与し、当該貨物の引き取りを認める。一時輸入貨物は、一時輸入許可の要件が充足されるまでの間、税関の管理下に置かれる(同法第15条)。

輸出

輸出貨物は、税関官署及び関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。経済財政大臣は省令により、輸出貨物の報告、流通、蔵置及び運送に係る時期、方法、文書要件、場所並びに例外事項を定める(同法第16条)。

関税分類、原産地、通関価格

(Tarriff Classification, Origin and Customs Value)

税関申告書に記載すべき輸入貨物の関税分類、原産地及び課税価格は、以下の規定に従い申告しなければならない(同法第18条)。

- 関税分類及び原産地
 - 輸入貨物の税関申告書を作成する者(以下、申告者(輸入者又はその代理人を含む。))という。)は、関税及び内国税の税額計算を行うために、輸入貨物の関税分類及び原産地を申告しなければならない。税関は、輸入貨物の関税分類及び原産地を検証する。
 - 申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
 - 税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類(申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。)の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
 - 税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物に係る事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された関税分類及び原産地の再決定を行い、その旨を通知する。当該通知には、関税分類及び原産地に係る再決定の理由を記載する。
 - 本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。
 - 当該通知に基づき、不足関税、内国税、その他手

数料及び反則金を税関に納付しなければならない。

- 当該通知に基づき、税関は、申告者が過誤納付した関税、内国税、手数料及び罰金を還付する。

b. 課税価格

- 輸入貨物の税関申告書を作成する者(以下、申告者(輸入者又はその代理人を含む。))という。)は、この法律の第21条の規定に従い、関税及び内国税の税額計算のために輸入貨物の課税価格を申告しなければならない。税関は輸入貨物の課税価格を検証する。
- 申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
- 申告者は、関税及び内国税の納付のために正確に課税価格を申告する責任を有しており、税関が輸入貨物の課税価格を検証し、正確に決定することができるように、すべての情報(インボイス及びその他書類を含む。)を開示しなければならない。
- 税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類(申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。)の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
- 税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物の事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された課税価格の再決定を行い、その旨を通知する。当該通知書には、課税価格に係る再決定の理由を記載するものとする。
- 税関は、申告された課税価格がこの法律の第21条の規定に従っていない又はその他理由により正しくない場合、申告された課税価格を修正する。
- 本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。

c. 不足申告額等の自主申告

- 申告者(輸入者又は通関業者を含む。)は、輸入貨物に係る不足税額等を税関に自主的に申告することができる。当該自主申告が当初申告書の登録日から1年以内に行われる場合、反則金は課さない。

d. 輸出者及び輸出貨物

- 本条第1項a号及びc号の規定は、輸出貨物にも適用する。

輸入又は輸出の目的のために、貨物は関税分類され、この法律又は他の法令で特別に免除されていない限り、関税、内国税及びその他の手数料は関税表に基づき計算される。

経済財政大臣は省令により、関税分類に関する規定

を定める(同法第19条)。

輸入については、貨物の原産地に従い、関税及び内国税を徴収する。自然物の原産地は、それらが採取又は収穫された国をいう。他国の原材料を使用せず、一つの国で製造された製品は、製造した国を原産国とする。他の国で採取、収穫又は製造された材料を使用して一の国で生産された貨物の原産国の認定に係る関税が従うべき手続きは、経済財政省の省令により定める。原産地及び貨物が原産地から輸入国へ直送されたことが適切に証明された場合、輸入貨物は最恵国待遇を享受する。経済財政大臣は省令により、原産地証明の提出要件及び提出を要しない場合について定める。原産国とは、貨物を関税領域に向けて直接積み出した国をいう(同法第20条)。

輸入貨物の課税価格は、以下の規定に従い決定する(同法第21条)。

- a. 物の課税価格は、取引価格とする。取引価格とは、カンボジアへ輸出のために販売されたときに現実に支払われた又は支払われるべき価格を本条第1項h号の規定により発出される省令に基づき調整した価格をいう。
- b. 輸入の課税価格が本条第1項a号の規定により決定できない場合、課税価格は同一貨物の取引価格とする。
- c. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号及びb号の規定より決定できない場合、課税価格は類似貨物の取引価格とする。
- d. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号、b号及びc号の規定より決定できない場合、輸入貨物の課税価格は逆算方式により決定する。
- e. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号、b号、c号及びd号の規定により決定できない場合、輸入貨物の課税価格は積算方式により決定する。
- f. 輸入者が要請する場合には、本条第1項d号に先だってe項を適用する。
- g. 輸入貨物の課税価格は、本条第1項a号、b号、c号、d号及びe号の規定に原則より決定できない場合、関税領域内で入手可能な情報に基づき、本条第1項a号、b号、c号、d号及びe号の原則及び規定に適合する合理的方法により課税価格を決定する。
- h. 経済財政省は省令により、課税価格の決定に係るすべての事項を定める。

輸出貨物の課税価格は、輸出地における貨物の価格でなければならない。輸出貨物の課税価格は、貨物の価格に、国境線を到達するまで要する運送費用及び

輸出業務費用(輸出業者が領収書を有する輸出税、内国税及び手数料を除く。)を加えた額とする(法第22条)。

免除措置、一部免除措置及び関税等の払い戻し

輸入及び輸出される貨物の課税価格は、リエル通貨で申告しなければならない。貨物の総額がリエル通貨以外で表示されている場合、適用される為替相場はカンボジア中央銀行が定める為替相場とする。適用すべき為替相場がカンボジア中央銀行の為替相場表にない場合、税関が為替相場を定める(同法第23条)。

この法律の第18条第1項a号又はb号の規定により発出される通知書に記載する関税分類、原産地又は課税価格の再決定及び理由に異議ある者(輸入者又はその代理人を含む。)は、当該再決定通知書を受け取った日から30日以内に税関局長に対し文書により当該再決定に異議申立てをすることができる。課税価格が異議申立ての対象である場合、輸入者が関税額及び内国税額の納付を保証する担保を提供すれば、関税及び内国税を納付することなく、税関から貨物を引取ることができる(同法第24条)。

輸入関税及び内国税は、通過又は積替えを目的に関税領域に持ち込まれる貨物には課さない(同法第25条)。

輸入関税及び内国税は、外国の外交官や領事、国際機関や外国政府の技術援助機関の貨物、カンボジアを原産地とする又は関税及び内国税が既に納税された貨物であって、輸出された後、再輸入され、かつ、価値が付加されていない貨物、カンボジアの他の法令で免除措置を認められている輸入貨物等に対しては免除される(同法第26条)。

農業用種苗や繁殖用動物、一時輸入貨物、カンボジアの他の法令で定められている貨物や原材料に関して、輸入関税及び内国税を軽減する(同法第27条)。

通関申告

輸入又は輸出される貨物は、関税及び内国税を免税されるか、否かに拘わらず、税関申告の対象となる(同法第29条)。

輸入及び輸出される貨物は、所有者又は所有者から委任を受けた者が申告しなければならない(同法第31条)。

通関業を業として行うのでなければ、何人も自身の事業のために税関申告をすることができる(同法第33条)。

貨物の輸入者又は所有者は、輸入関税及び内国税を

納税する義務を負う。貨物の輸入者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が輸入関税及び内国税の納税義務を負う輸入者または貨物の所有者は関税その他の税を支払う義務を負う。一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、貨物を再輸出するために、一時輸入するために、国内消費を目的に輸入するために若しくは別の承認蔵置施設へ運送するために承認を得るまで又は税関の承認を受けて廃棄するまで、施設等の管理者が輸入関税、内国税及び手数料のほか、罰金を科す場合には当該罰金についても納付する義務を負う(第35条)。

貨物の輸出者又は所有者は、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。輸出者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、施設等の管理者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う(同法第36条)。

税関による一時蔵地(Customs Temporary Storage)と保税倉庫(Customs Bonded Warehouse)

一時蔵置とは、税関手続きを完結するまでの間、承認された施設において税関の管理の下で貨物を蔵置することをいう。一時蔵置施設の運営を行うための承認は、経済財務大臣が付与する。当該承認には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件(施設の場所、建物、建物の配置並びに貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む)を定める(同法第43条)。

「保税倉庫」とは、貨物を税関の管理下において一定期間蔵置する施設をいう。保税倉庫に貨物を蔵置することで、貨物に係る関税、内国税及び制限の適用が一時的に停止される。保税倉庫は、以下に掲げる三種類に大別される(同法第44条)。

- 公営倉庫: 経済財政大臣により認可され、政府機関又は個人が運営する倉庫をいう。貨物を蔵置する権利を有する者誰もが公営倉庫を利用できる倉庫をいう。
- 私営倉庫: 税関局長により認可され、特定の者が自身の特定の目的(免税店の運営を含む。)のためにのみ使用する倉庫をいう。
- 特別倉庫: 税関局長により認可され、危害や他の貨物の品質に影響を及ぼす可能性のある又は特別な保管施設を必要とする貨物向けの倉庫をいう。

保税倉庫の認可には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件(施設の場所、建物、建物の配置及び貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む)を定める。保税倉庫に係るすべての費用(維持修繕費を含む)は、施設の所有者又は管理者が負担するものとする(同法第44条)。

貨物は、届け出が登録された日から二年間を限度として保税倉庫に蔵置することができる(同法第46条)。

経済財政大臣は、ある一定の要件の下に貨物の加工又は製造を目的とした保税製造倉庫(Customs Manufacturing Bonded Warehouse)の設置を認める。保税製造倉庫に搬入される貨物については、法律に別段の定めがない限り、輸入関税及び内国税の課税を留保する(同法第49条)。

石油製品を生産するために原油若しくは瀝青鉱物を加工又は精製する作業は、保税製造倉庫に係る手続きに従うものとする(同法第50条)。

輸出入手続き

SADとASYCUDA

貿易関係の手続きの簡素化と改善のため、「貿易円滑化プログラム(Trade Facilitation Program)」が実施されてきている。このプログラムの核となるのは、包括的な電子通関システムである「ASYCUDA」を基にした、新しい通関申告書である「統一行政書類」(Single Administrative Document: SAD)と、貿易関連の申請、通関、検査に適用されるリスク・マネジメント・システムである。リスク・マネジメントの導入に関しては、「リスク・マネジメントを通じた貿易円滑化に関する政令No.21(Sub-Decree #21 on the Facilitation of Trade through Risk Management)」と「リスク・マネジメントと関税消費税総局検査事務所の設立と運用開始に関する省令No.607(Ministerial Order # 607 (MEF) on Establishment and Putting into Operation the Office of Risk Management and Audit of Customs and Excis)」が2006年に発出されている。

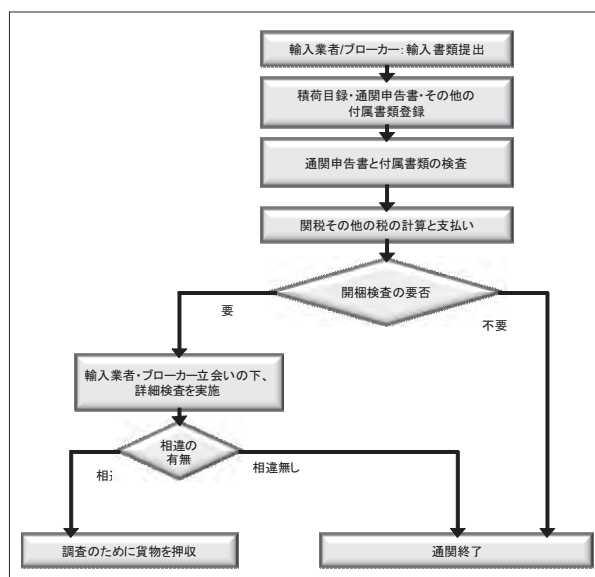
SADは2008年1月から手作業による入力用として使用され始め、またASYCUDAも2008年5月からシハヌークビル港での試験運用が始まった。現在ではSADは全ての通関業務に使用されている。ASYCUDAもシハヌークビル港、プノンペン国際空港、プノンペン国際港等、全国20ヶ所で運用されている。ASYCUDAが運用されているチェックポイントでは、90%以上の輸出入貨物が、税関申告書の提出後24時間以内に通関を終えている。

関税消費税総局は2012年10月から事後調査(Post Clearance Audit: PCA)を実施している。PCAとは貨物の通関後に輸出入業者の事務所において実施される調査のことであり、インボイス、その他の船積書類、契約書類、決済書類等を調査し、関税等が適正に納付されているかどうか、免税輸入された原材料等が適切に使用されているかどうか等を確認することを目的としている。PCA自体は世界的に実施されている業務であり、関税消費税総局も調査対象者を徐々に拡大していくものと予想される。

輸入手続き

関税消費税総局のホームページによると、シハヌークビル港における輸入手続きは下記のようになっている。

- 1) 船舶の到着時に、KAMSAB(船舶貨物の政府シッピング・エージェント)が税関、CAMCONTROL及び入国管理警察に通知
- 2) 税関職員2名、KAMSAB、CAMCONTROL、港務局、入国管理警察及び検疫官がチームを組み乗船し、船舶と船員の入港・入国手続きを行う。
- 3) 船舶の入港手続き終了後、税関職員が貨物の荷揚げを許可。KAMSABと港務局職員を含むチームが荷揚げ作業のチェック、同時に積み荷リストとの照合、コンテナ・シールの検査を行う。
- 4) 貨物は倉庫へ移されるが、輸入業者の引き取りまでは倉庫運用者の責任下におかれる。貨物は45日間の保管を許されるが、それを超えると1日当たり貨物価格の1%が罰金として課せられる。3ヶ月を超えて引き取りがない場合には、貨物は税関の倉庫へ移されることになる。
- 5) 輸入者は通関申告書3通と補助書類(インボイス、梱包リスト、船荷証券、輸入許可証、貨物価格が4千ドルを超える場合にはROF等)を提出
- 6) 通関地点では、通関申告書に番号が振られた後、申告書3通、インボイス、船荷証券、梱包リストと共に通関担当者に提出され、申告内容の確認と検査が行われる。同時にCAMCOTROLの書式も申告書に添付される。
- 7) 検査後、輸入業者は会計窓口で現金ないしは銀行保証により関税及び保管料を支払う。



出所: <http://www.customs.gov.kh/ProlImports.html>

図3-5-1 輸入手続き

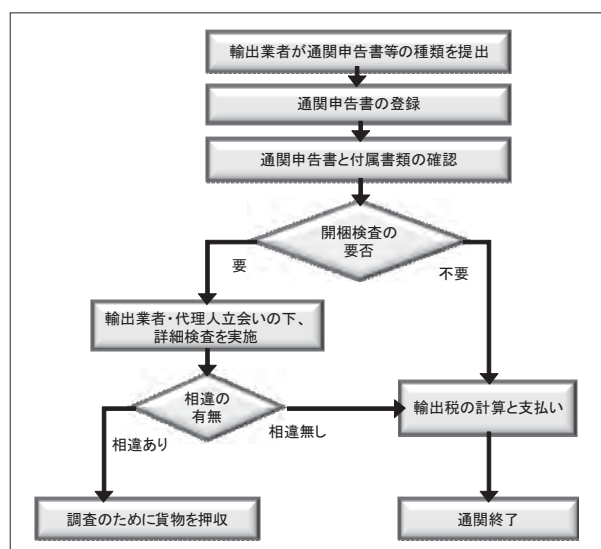
- 8) 税関検査チームがCAMCONTROLとともに同時に貨物検査を行う。2002年6月にはTCスキャン設備が開梱検査減少を目的に導入されている。
- 9) 貨物が通関手続きを終えるとトレーラーに積み込まれ港を出ることができるが、出口で貨物書類、支払領収書、送り状とコンテナ番号の照合が行われる。

シハヌークビル港以外の輸入地における税関の輸入手続については、関税消費税総局のホームページ(<http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>.)を参照。

輸出手続き

シハヌークビル港から輸出される貨物の大半は縫製品である。これら縫製品のほとんどはプノンペン「輸出事務所(Export Office)」が縫製工場の敷地内で検査を実施した後、国際標準であるコンテナ・ボルトでコンテナが封印される。シハヌークビル港ではコンテナを再度開梱することはなく、書類審査とコンテナ・シールの確認がなされ、異常がなければコンテナは船積みされる。

木製品やシハヌークビル地区の縫製工場から出荷された縫製品はシハヌークビルで輸出検査が行われるが、その場合税関は係員を投資家の工場へ派遣し、工場敷地内で検査が実施される。



出所: <http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>

図3-5-2 輸出手続き

最恵国待遇及び一般特惠関税制度(GSP)

カンボジアは後発開発途上国として、米国、EU、その他先進国によって最恵国待遇(Most Favored Nation: MFN)を与えられている。おり、さらにEU向けには、EUの後発開発途上国向け一般特惠関税制度(Generalized System of

Preferences: GSP)のひとつで、2001年2月からカンボジアに適用され始めたEBA(Everything-But-Arms Initiative)制度の下で、関税及び輸入割当て免除の輸出を認められている。米国及び日本についても、一般特惠関税制度が認められている。

カンボジアの輸出業者がEBAを含むGSP制度を利用して輸出を行うためには、原産地規則(Rules of Origin: ROO)が定める条件を順守する必要があり、原産地規則を満たす場合には、例えばEU向けであれば、EBAで定められた全ての製品(武器を除く全ての品目)につき関税免除の輸出が認められることになる。

GSPにおいては、輸出製品は受益国の原産でなければならない。輸出国の原産と見做されるには、原産地規則に定められた一定の基準を満たす必要がある。全てが輸出国において調達された製品は当然同国原産と考えられるが、他国から輸入された物品を使用した製品は、定められた工程等が同国においてなされ、その結果輸入物資のHSコードの最初の二桁が、最終製品において変更されて初めて同国の産品と見做されることになる(CTH: Change of Tariff Heading基準)。

原産地規則はまた技術的基準、付加価値基準もしくは重量基準を求める場合もある。また「デミニマス」規定が適用される場合には、最終製品に含まれる非原産材料が一定の価値や重量を超えない場合においては、最終製品の原産地の判定にあたり非原産材料を考慮する必要はない。日本の場合、繊維製品については非原産繊維材料の重量が最終製品である縫製品の重量の10%を超えない時は、非原産材料は最終製品の原産国の判定時に考慮されない。また最終製品に使用されている非繊維材料やアクセサリも原産国判定時には考慮する必要はない。電気機器・部品の場合には、もし非原産原材料のFOB価格が最終製品の5%を超えていなければ原産国判定に考慮する必要はない。

原産地規則では、輸入国が認める輸出国の政府機関(カンボジアでは商業省)が発行する原産地証明Form A、または受益国で輸入された原材料の原産地を示す送り状を製品に付けて、輸入国へ直送することを定めている。

カンボジアで生産される縫製品が日本で生産され日本から輸入される生地を使用する場合には、「Annex」と呼ばれる日本から輸入された原材料に関する証明書をカンボジア政府が発行し、これをForm Aに添付して輸出する必要がある。

EBAでは原産地規則で輸出製品の少なくとも40%が輸出国の原産であることを求めているが、特別な免除規定として、カンボジアの一定の縫製品については、ASEANま

たはEUからの輸入原材料もカンボジア原産と見做す累積原産を認めている。ただし、生地が他のASEAN諸国からのものであることを証明するために、カンボジアの縫製品輸出業者はASEANの生地供給業者のGSP証明を示すことが求められる。カンボジアの縫製業者はASEAN以外からの生地や副資材を使用するケースが多く、EU市場向けのGSP利用度は高くない。もし生地が非ASEANや非EUの供給業者から輸入したものであれば、縫製業者は「完全加工規則（ニット製品では糸からの加工・縫製、織物の場合には未裁断生地からの縫製加工）（‘full makeup’ rule）」を遵守する必要がある。この規則を充たしていることを証明するために、国内投入価値が輸入生地や糸のコストを上回っている証拠を示すよう、カンボジア政府は輸出縫製業者に要求している。

GSPによるカンボジアからアメリカへの輸出については、原産地規則は最低35%とされているが、有資格のASEAN諸国（カンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン）はGSPにおける原産地規則においては同一国として扱われる。

輸出に関わる現地化比率(Local Contents)

カンボジアには現状では現地化比率規定は存在していない。また、輸出製品の生産における輸入原材料・部品の使用については、それらが健康・環境・社会に有害でない限り制限は設けられていない。

輸出に関する優遇措置、制限及び課税

改正投資法では「輸出適格投資プロジェクト」（“Export QIPs”、第4章「投資」を参照）は、保税倉庫で作業しない限り、生産設備、建設資材、生産原材料、中間材料、副資材等を免税で輸入できる旨定めている。縫製業・製靴業の適格投資プロジェクト(QIP)は付加価値税(VAT)も同様に免除されている。「輸出適格投資プロジェクト」と認定されることにより、さらにタックス・ホリデー（法人税免除）または特別償却制度の利用を認められ、また輸出に際しては、輸出製品の原材料に係る付加価値税(VAT)も払い戻しを受けることが出来る。

骨董品、麻薬、有毒物、丸太、貴金属、貴石、武器については、輸出を禁止しているか厳しい制限を設けている。制限品目の詳細については、2007年12月31日付け政令No.209の付属文書1「輸出入禁止または制限品目リスト」を参照。

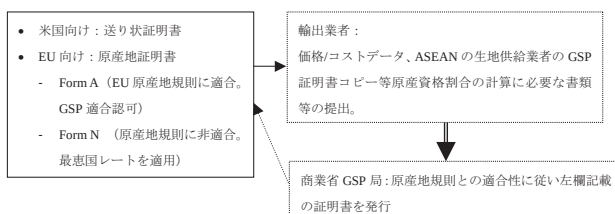
また製品により、下記のような輸出税が課せられている。

- 天然ゴム(加工の程度と種類により2%、5%又は10%)
- 未加工の貴石類(10%)
- 加工木材(加工の程度と種類により5%又は10%)

- 魚類、甲殻類動物(エビ等)、その他水産製品(10%)
- 輸出管理費(Export Management Fee: EMF)が商業省により縫製品輸出に対して課せられているが、そのレートは最近引き下げられている(2005年10月18日付け政令No.285)。

EMFは幾つかの輸出品に対して商業省が課しているものである。当初EMFは2005年10月18日の「省令No. 285 輸出管理費に関する決定(Prakas No.285 MOC/GSP on the Determination of Export Management Fee)」により導入されたが、2007年2月9日に「省令No.44 輸出管理費と関連コストの改訂(Inter-Ministerial Prakas No.044 MOC/SM 2007 on the Revision of Export Management Fee and Related Costs)」により10%引き下げられた。同時に同省により靴と自転車に輸出に対するEMFが導入され、また原産地証明の取得費用がForm Aで50ドル、Form Nの場合30ドルと定められた。2007年6月11日の「省令No.097EMFの改訂および新たな決定(Inter-Ministerial Prakas No.097 MOC/SM 2007 on the Revision and New Determination of Export Management Fee)」により、全ての地向け自転車輸出に関するEMFを1台当たり350リエルに引き下げるとともに、ボルト・ナット製品についてトン当たり2,000リエルのEMFを徴収することが決定された。繊維・縫製費・靴のEMFは2008年12月9日に「省令No.274 EMFの改訂(Inter-Ministerial Prakas No.274 MOC/SM2008 on Revision of Export Management Fee)」により再度10%引き下げられている。

最恵国待遇やGSPを利用して輸出を行う者は、原産地証明の取得と、製品の輸出後30日以内に輸出管理費を支払う必要がある(2006年9月4日付け商業省・省令No. 176 “a Certain Necessary Measures for Export Management under Trade Preferences System”)。縫製品輸出に係る原産地証明の取得手続きは図3-5-3に示す通りである。



出所：JICAプロジェクト・チーム

図3-5-3 縫製品輸出原産地証明取得手続き

免税輸入(マスターリスト)

改正投資法では適格投資プロジェクトに対して、適格投資プロジェクトの種類毎に、生産設備、建設材料、原材料、中間財または付属品の免税輸入を認めている。

そうした免税輸入許可を得るためには、輸入会社はカンボジア投資委員会またはカンボジア経済特区委員会に対し毎年マスターリストを提出して、原材料の量・種類・価格を含む年間輸入計画を示す必要がある。個別の輸入申請や輸入計画の変更申請に要する時間は約3日間となっている。

輸出型適格投資プロジェクトが免税輸入措置を受けるには、四半期毎に下記項目に関する報告書をCDCに提出することが必要となる。

1) 輸入:

- CDCの許可を受けたマスターリストに記載された生産原材料の数量、単価、総額
- 実際に輸入された生産原材料の数量、単価、総額

2) 輸出:

- 実際に輸出入された生産原材料の数量、単価、総額
- インボイス番号、船積み日、種類番号、原産、税関申告等の輸出製品の詳細

CDCは生産者から提供される製品の基準に基づき、生産に投入された原材料と製品の計算を行うが、製品基準についてはCDCが最終承認を行う。縫製品の場合には認められる損耗率は5%以下となっている。

実務では、輸出型適格投資プロジェクトは6カ月ごとにマスターリストを提出して免税輸入申請を行っているが、その際CDCはマスターリストと四半期報告書を関税消費税総局と税務総局に回覧すると共に、CDCのモニタリング部が申請者である会社を訪問し、下記事項を調査する。

- 報告書と税関記録に記載された輸入原材料の数量
- 報告書と税関記録に記載された輸出製品の数量
- 倉庫の残された原材料の数量(在庫)

検査結果を踏まえ、CDCは各社の免税申請を審査し、審議結果をCDC・関税消費税総局・税務総局等関係部署の代表により構成される省庁間会議に提出し、そ

の会議で免税輸入に関する優遇措置の付与が検討される。輸出入を行う企業が法令通り運営されていることが確認されればCDCがマスターリストを承認することになる。

経済特区に立地する適格投資プロジェクトに対しては、2010年3月以降、輸入する生産設備、工場建設資材、生産投入材に対する関税の免除に加え、VATも免除されることになった。VATの免除範囲は適格投資プロジェクトの種類により異なっている。

また様々な農業原材料に関しても関税とVATの免除規定が設けられている。詳細については「5.11章特定分野に対する投資優遇措置」の項を参照。

一般関税率

改正投資法ないしは他の特別規則により免税措置が認められていない限り、カンボジアに輸入されるすべての輸入貨物は輸入関税の課税対象となる。カンボジアの輸入関税は、基本的には従価税(0%、7%、15%、35%)の4区分に分けられている。一部の品目については、従量税との選択方式が採用されている。上述したような幾つかの例外を除き、原則としてすべての輸入品に対して10%の付加価値税(VAT)が課税される。一部の品目については、特別税(Special Tax)も課税される。各税率が適用される主な品目は次の通りである。

アセアン自由貿易協定(AFTA)による特惠関税率

アセアン自由貿易協定(ASEAN Free Trade Agreement: AFTA)における共通効果特惠関税(Common Effective Preferential Tariff: CEPT)制度の下では、原産地規則を充たす場合においては、ASEAN諸国からの輸入物資に対して低率関税が適用される。2007年のカンボジアのCEPTパッケージは表3-5-2のようになっている。CEPTによる全ASEAN諸国の包括的関税削減計画とカンボジアの関税削減計画を図3-5-4に示す。

表3-5-1 カンボジアにおける一般関税の適用税率(代表品目)

適用税率	主要品目
0%	医療用品(第30類)、肥料(第31類)、鉱石等(第26類)、石油ガス等(第2711項)、書籍等(第4901項)
7%	食用の果実等(第8類)、動・植物性の油脂等(第15類)、糖類等(第17類)、原皮(毛皮を除く)及び革(第41類)、身辺細貨類等(第7113項)、自転車(第8712項)、楽器等(第92類)
15%	アルコール(第22類(水及びビール除く)、モーターサイクル(第78711項)、時計等(第91類)
35%	わら等の組物材料の製品等(第46類)、家庭用電気機器(第8509類)、乗用自動車その他の自動車(第8703項)

注: 上記の()内の番号はカンボジアの関税率表(2011年版)の関税分類番号である。

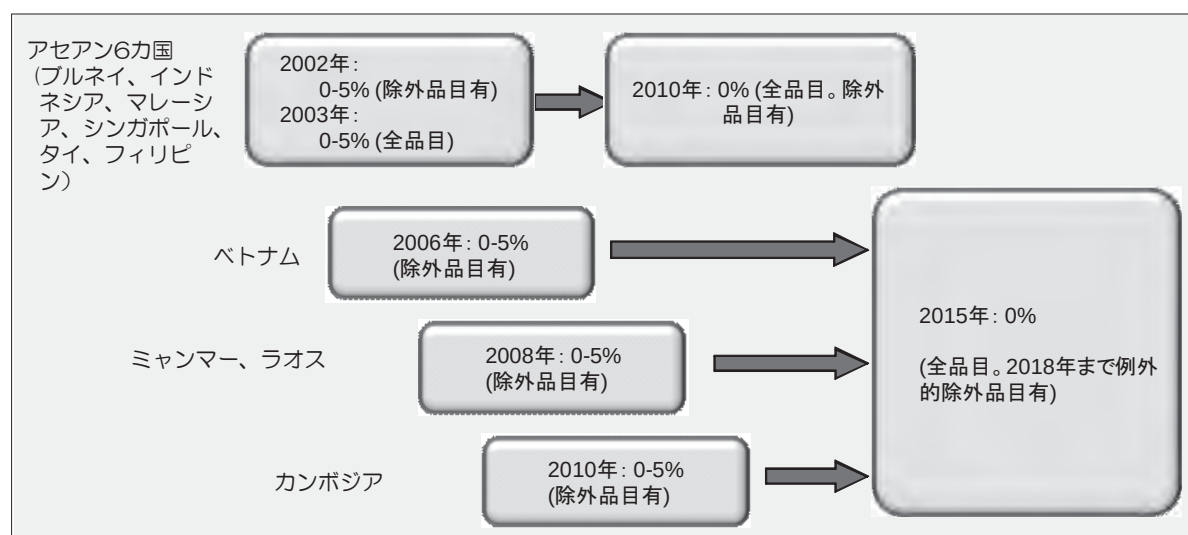
実際の輸入申告にあたっては、適用税率を税関当局に確認すること。

出所: カンボジア関税消費税総局

表3-5-2 カンボジアの2007年CEPTパッケージ(代表品目)

HSコード	品目	最恵国待遇 関税率	CEPT関税率	
			2009	2010
2203.00.10	ビール(スタウト及びポーター)	35%	GE	GE
2709.00.10	原油	7%	5%	5%
2710.11.11	ピストン式内燃機関の燃料用揮発油	35%+0.02 リエル/リッター	GE	GE
3816.00.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリート	7%	7%	5%
5208.11.00	綿織物(平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの)	7%	5%	5%
5407.10.11	合成繊維の長繊維の糸の織物で強力糸(ナイロンその他のポリアミドまたはポリエステル のものに限る。)の織物	7%	5%	5%
5501.10.00	合成繊維の長繊維のトウ(ナイロンその他のポリアミドのもの)	7%	5%	5%
6001.21.10	綿製のループドパイル編物(漂白及びマーセル加工していないもの)	7%	5%	5%
6001.22.10	人造繊維製のループドパイル編物(漂白していないもの)	7%	5%	5%
7208.10.10	鉄または非合金鋼のフラットロール製品(厚さが10mm~125mm、厚さが3mm未満で炭素の 含有量が全重量の0.6%以下のもの)	7%	5%	5%
7308.30.00	鉄鋼製の構造物及びその部分品(戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居)	7%	7%	5%
8701.90.91	農業用トラクター(シリンダー容積が1,100立方センチメートルを超えないもの)	15%	5%	5%
8703.23.15	乗用自動車その他の自動車(ノックダウンのものでシリンダー容積が2,000立方センチメー トルを超えないもの)	35%	10%	5%
8703.23.22	乗用自動車その他の自動車(ビルトアップのものでシリンダー容積が1,800立方センチメー トル以上で2,000立方センチメートルを超えないもの)	35%	20%	5%
8711.20.31	モーターサイクル(ノックダウンのものでシリンダー容積が125立方センチメートルを超えな いもの)	15%	5%	5%

注: GE: CEPTにおける一般除外リスト

出所: アセアン事務局ホームページ(<http://www.asean.org/>)

出所: 日本外務省

図3-5-4 CEPTによるアセアン諸国の包括的関税削減計画

アセアンの自由貿易協定

カンボジアはASEANの一員として、ASEANと他国間で締結される自由貿易協定による関税削減の適用対象となる。2011年11月現在においては、5つの自由貿易協定が発効している。アセアンの自由貿易協定の概要は表3-5-3に示す通りである。

日本・アセアン包括的経済連携協定(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership: AJCEP)

AJCEPは日本では2008年12月1日に、またカンボジアでは2009年12月1日に発効した。2011年12月現在で、インドネシアを除く全アセアン加盟国で発効している。同協定の発効に伴い、日本は全物品の約90%に対する関税を撤廃し、カンボジアはカテゴリAに含まれる物品の関税を撤廃している。

AJCEPの原産地規則に従えば、非原産材料を使用して生産された輸出品目は、輸入国における関税免除等の特典を享受するためには、関税番号変更基準(Change of Tariff Code Rule: CTC規則)か付加価値基準(Value Added Rule)を満たさなければならない。適用される原産地規則は、品目毎に定められる品目別規則(Product

Specific Rule: PSR)を参照する必要がある。

CTC規則は、関税番号が変更されることによって、非原産材料を使用して生産された輸出製品を原産品として認定するものである。原産材料については関税番号変更の有無を確認する必要はない。

関税番号変更基準には、「2桁変更(Change in Chapter: CC)」、「4桁変更(Change in Tariff Heading: CTH)」、「6桁変更(Change in Sub-Heading: CTSH)」の3種類がある。関税番号変更基準は繊維製品や皮革製品に適用可能である。

付加価値基準は、生産・加工等に伴い付加された価値を価格に換算し、当該付加価値が一定の基準値(Regional Value Content: RVC)を超えた場合、当該製品を原産品と認める基準である。一定基準値はAJCEPの場合40%であるが、AJCEPにおいてはこの規則は農産品、繊維製品、皮革・履物には適用されない。RVCは「(製品FOB価格 - 非原産材料合計価格) ÷ 製品FOB価格」で算出される。

AJCEPはまた、関税番号変更基準(CTC)の適用に当たり、以下のような場合には、これらの非原産材料は考慮しなくてよいというデミニマス規則(De Minimis rule)を定めている。

1) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材

表3-5-3 アセアンの自由貿易協定概要

交渉妥結済み協定	
中国	2002年: 枠組協定署名 2010年: 中国及びアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引下げ 2015年: カンボジアを含むアセアン新規加盟国の関税率を0%にまで引下げ
インド	2003年: 包括的経済協力協定署名 2013年: インドとシンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ブルネイ5カ国間の関税率の0%への引き下げ 2016年: カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、フィリピンの関税率をゼロまで引下げ
韓国	2006年: 自由貿易協定署名(タイを除く) 2010年: 韓国とアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引下げ 2016年: ベトナムの関税率をゼロまで引下げ 2018年: カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税率を0%に引下げ
日本	2008年: 日本アセアン包括的経済パートナーシップ協定の締結 2018年: 90%の品目につき、日本とアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引き下げ 2023年: 90%の品目につき、ベトナムの関税率を0%に引き下げ 2026年: 85%の品目につき、カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税率を0%に引き下げ
オーストラリア、ニュージーランド	2009年: アセアン-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易地域協定の締結。シンガポールの関税率の0%への引き下げ 2020年: オーストラリア、ニュージーランドの関税率の0%への引き下げ。90%以上の品目につき、ブルネイ、マレーシア、タイ、フィリピンの関税率の0%への引き下げ。約90%の品目につき、ベトナムの関税率の0%への引き下げ 2023年: 88%の品目につきラオスの関税率を0%へ引き下げ 2024年: 85%以上の品目につきカンボジア、ミャンマーの関税率を0%に引き下げ 2025年: 93.2%の品目につき、インドネシアの関税率を0%に引き下げ

出所: 日本国外務省、JETRO、オーストラリア外務通商部、アセアン事務局

料価額の合計が産品価額の10%以下:

16類:加工肉、魚、甲殻類動物

1803.10号および1803.20号:ココア類

19類:穀類加工食品、小麦粉、デンプン、ミルク

20類:野菜、果物、堅果

22類:飲料、蒸留酒、酢

23類:食品工業からの残渣および動物飼料

28類～49類:「化学品と応用工業品」、「生皮、皮膚、革と毛皮」、「木と木製品」

64類～97類:「履物・帽子」、「石・ガラス、金属」、「機械・電気製品」、「輸送機器及びその他」

2) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材料の価額の合計が産品価額の7%以下

2103.90号:「その他のソース、混合香辛料、混合調味料」

3) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材料の重量の合計が産品の重量の10%以下

50～63類:「繊維製品」

AJCEPは更に「移送基準」も定めているが、基準は原産品を輸出国と輸入国間を直接輸送するか、第三国を通る場合には、一定の条件の下で経由しなければ原産品ではなくなるという基準であり、輸送途中の産品のすり替えを防止するために規定されたものである。

AJCEPを利用するためには商業省が発行する「Form AJ」と呼ばれる原産証明を入手する必要がある。

3.6 課税及び会計制度

課税制度

カンボジアの現行税制度は2003年の「税法改正に関する法律」(2003年税法)によって規定されている。

税制法人所得税の課税は「実態管理様式(Real regime:“申告課税”の意)」、「簡易管理様式(Simplified regime:“簡易課税”の意)」及び「推定管理様式(Estimated regime:“推計課税”の意)」の区分に従って行なわれる。納税者の「管理様式(Regime:“課税方式”の意)」は会社の形態、ビジネスの種類、売り上げ規模に応じて決められる(税法第4条)。

税金の種類と税率

表3-6-1にカンボジアで課税される税金、その内容の概略及び税率を取りまとめた。詳細については、表中の税金名の後に付した条文番号に従い「2003年改正税法」を参照。

表3-6-1 カンボジアの税制の現状

税	税率
法人所得税(Profit Tax): 第1章第1条 – 第23条	
・ 法人を対象とする	20%(投資優遇措置として9%ないし0%税率が適用される場合を除く)
・ 原油・ガスの生産分与契約及び木材、鉱石、金、宝石を含む天然資源の開発	30%
・ 配当に対する追加所得税(配当に対し右記税率で課税)	QIP(税率0%): 20% QIP(税率9%): 12.08% 税率20%法人: 0%
ミニマム税(Minimum Tax): 第1章第24条	
・ 実態管理様式にのみ適用(但しQIPは除く) ・ 法人所得税が年間売上げの1%を超えた場合には、法人所得税のみを支払う	年間売上げの1%
源泉徴収税(Withholding Tax): 第1章第25条 – 第27条	
・ 個人が受取る経営者・コンサルタント等としてのサービス料収入 ・ 無形資産に対するロイヤルティー、鉱物資源に対する利益の支払い ・ 支払利息(国内の銀行・金融機関以外のビジネスを営む納税者による支払利息)	15%
・ 動産・不動産の賃貸収入	10%
・ 定期預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息	6%
・ 非定期性預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息	4%

税	税率
・ 非居住者に対する支払い: 利息、ロイヤルティー、資産の使用に伴う賃料とその他の収入、配当、経営・技術サービス対価	14%
給与税(Tax on Salary): 第2章第40条 – 第54条	
・ 雇用者により源泉徴収を行なう – 0リエル – 500,000 リエル (約125米ドル以下) – 500,001 リエル – 1,250,000 リエル (125ドル超312.5ドル迄) – 1,250,001リエル – 8,500,000 リエル (312.5ドル超2,215ドル迄) – 8,500,001 リエル – 12,500,000 リエル (2,215超3,125ドル迄) – Over 12,500,000 リエル (3,125ドル超) – 付加給付 – 非居住者	0% 5% 10% 15% 20% 市場価格の20% 20%(単一レート)
付加価値税(Value Added Tax: VAT): 第3章第55条 – 第84条	
・ 被課税者: 実態管理様式の対象者 ・ 登録: 全ての会社は業務開始以前にVAT登録を行なわなければならない。その他のものは、連続する前3ヶ月の課税所得が下記金額を超えた場合には、30日以内にVAT登録を行なう必要がある。 – 物品販売: 1億2,500万リエル – サービス提供: 6,000万リエル ・ 課税対象となる供給: – カンボジアにおいて為される課税対象者による物品の供給 – 課税対象者による物品の私用への流用 – 物品・サービス原価を下回る贈答品の製作と供給 – カンボジアへの物品の輸入 ・ 標準税率 ・ カンボジアからの輸出品及び国外で提供されるサービス ・ 投入に係る税金は売上げに係る税金から控除可能 ・ 月次申告: VATの申告は翌月20日までに行なわなければならない	10% 0%
その他の税: 第4章第85条及び予算法	
特定商品・サービス税 (Specific Tax on Certain Merchandise and Services) ・ 国内・国際航空券 ・ 国内・国際通信費 ・ 飲料 ・ タバコ、娯楽、大型自動車及び125ccを超える2輪車及びそれらの部品 ・ 石油製品、2,000 cc以上の自動車とその部品	10% 3% 20% 10% 30%
資産譲渡税 (Property Transfer Tax) ・ 直接譲渡や株式の会社への寄贈による不動産及び自動車所有権の譲渡に対して課税 ・ 資産譲渡税の支払いまでは資産所有権証明書の発行は不可	譲渡価格の4%
遊休土地税 (Tax on Unused Land) ・ 未開発土地評価委員会 (Committee for Evaluation of Undeveloped Land) が特別市・州の担当部局と協力して、その土地を「未使用」と見做すかどうか判断し税額を決定	遊休土地評価額の2%
登録税 (Patent Tax) ・ 企業の年次登録時に支払う ・ 異なる事業または会社が異なる州または特別市に立地している場合、それぞれの事業や立地場所に応じて登録税の支払いを要する。(2007年1月19日付け経済財務省通知No.2「登録税支払義務に関する通知」: Notice # 002.MEF on Obligation of Patent Tax Payment).	約300米ドル
不動産税 (Property Tax) (農地等を除く、評価額1億リエル以上の不動産に課税)	不動産評価評議会の評価額の0.1%
輸入税 (Import Duty)	4区分 (0、7、15、35%)
輸出税 (Export Duty)	主として10%

租税条約

現時点ではカンボジアと他国の間において、二重課税を防止するための条約は締結されていない。

会計原則

カンボジアは、2003年1月11日にミャンマーのヤンゴンで開催された第76回ASEANアセアン会計士連盟 (ASEAN Federation of Accountants: AFA) 会議において同連盟に加盟した。一般には知られていないが、ASEAN諸国の大部分は国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) の基準に従い会計基準を作成している。カンボジア政府も2003年初頭から、国内及び国際的な財務報告に関する高度な会計基準の完全実施を開始している。

「企業会計、監査及び会計業に関する法律 (Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession)」が2002年7月に制定され、引き続き2003年には、「カンボジア公認会計士・監査士協会に関する政令 (Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors (KICPAA))」及び「国家会計評議会の機能に関する政令 (Sub-Decree on the functioning of the National Accounting Council (NAC))」が公布されている。NACは経済財務省傘下の機構で、カンボジアの会計基準と会計関連の規則の検討と改定を担当し、一方

KICPAAは民間の会計業の組織化と業務品質を監視する会計専門家の機構である。

同法は国際的な企業会計基準に基づき、会計制度の体系・運営・機能を決める目的で制定され、第8条から13条で財務諸表の内容を規定している。同法により、企業の売上げ、総資産または従業員数が2007年7月26日付けの経済財務省令No.643により定められた基準を超える場合には、公認会計士・監査士による企業監査が義務付けられている。

自然人か法人であるかを問わず、全ての企業体は会計簿を記帳し、法に定められた規定に従い監査を受けることを要する(第3条)。

財務諸表は貸借対照表、損益計算書、資金繰り表と説明文書を含むもので、これら全てが財務諸表の一部をなすものとみなす(第8条)。

会計記録はクメール語で作成され、リエルで表示されなければならない。外国との取引がある企業または外国企業の子会社は、クメール語とリエル表示の会計記録がある場合には、並行して英語で会計記録を作成しリエル以外の通貨で表示することが出来る(第9条)。

会計年度は12カ月とする。会計年度は1月1日に始まり同じ年の12月31日に終了する。新規設立企業の場合には、最初の会計年度を企業創立の日から始め翌年度の12月31日までとすることができる(第10条)。

表3-6-2 カンボジア会計・監査基準の章立て

カンボジア会計基準 (Cambodian Accounting Standards: CAS)	カンボジア監査基準 (Cambodian Standards of Auditing: CSA)
1. 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements) 2. 棚卸資産 (Inventories) 3. 現金勘定計算書 (Cash Flow Statements) 4. 会計方針、会計推計と過誤の変更 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors) 5. 後発事象 (Events After the Balance Sheet Date) 6. 建設契約 (Construction Contracts) 7. 法人税等 (Income Taxes) 8. 有形固定資産 (Property, Plant and Equipment) 9. リース (Leases) 10. 収益認識基準 (Revenue) 11. 外貨レート変更に伴う影響 (The Effects of Changes in Foreign Currency Rates) 12. 借入れコスト (Borrowing Costs) 13. 関係当事者との取引 (Related Party Disclosures) 14. 連結及び分離財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements) 15. 引当金、偶発債務及び資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Asset) 16. 無形固定資産 (Intangible Assets) 17. 投資資産 (Investment Property) 18. 農業 (Agriculture)	1. 財務諸表監査の目的及び基本原則 (Objective and General Principles Governing and Audit of Financial Statements) 2. 監査契約条件 (Term of Audit Engagements) 3. 監査調書 (Documentation) 4. 虚偽記載及び誤謬 (Fraud and Error) 5. 監査計画 (Planning) 6. 監査上の重要性 (Audit Materiality) 7. 監査証拠 (Audit Evidence) 8. 後発事象 (Subsequent Events) 9. 継続企業の前提 (Going Concern) 10. 監査報告書の記載 (The Auditor's Report on Financial Statements)
	財務諸表基準 (Financial Reporting Standards: CFRS)
	1. 保険契約 (Insurance Contracts) 2. 財務証券: 開示 (Financial Instruments: Disclosures)

出所: 国家会計評議会 (NAC)

財務諸表は会計年度終了から3カ月以内に作成されなければならない(第11条)。

財務諸表と対応する元帳および証拠書類は最低10年間保存しなければならない(第12条)

売上高、資産額、従業員数が2007年7月26日付け経済財務省令643号に定める基準を超える場合には、自然人か法人であるかを問わず、全ての企業体は、独立した監査人による財務諸表の監査を受けなければならない(第16条)。

国際会計基準に基づく15項目の「カンボジア会計基準(Cambodian Accounting Standards: CAS)」と10項目の「カンボジア監査基準(Cambodian Standards on Auditing: CSA)」が2003年4月11日に国家会計評議会(NCA)により承認されたが、これらを改正するため、2008年3月24日付け「カンボジア会計基準と財務諸表基準の施行に関する省令No.221(“Prakas #221 on the Implementation of Cambodian Accounting Standards-(CASs) and Cambodian Financial Reporting Standards-(CFRSs)”)」が発表され、現状では18の会計基準と2つの財務諸表作成基準が採用されている(表3-6-2)。また2010年には中小企業向けの国際財務諸表作成基準(International Financial Reporting Standards for SMEs)が実施される予定である。

企業会計監査

カンボジアの存在する全ての企業は、自然人か法人かに拘わらず、またカンボジア企業か外国企業かに拘わらず、次の3つの範疇のうち2つに該当する場合においては、各会計年度の財務諸表をKICPAAに登録している独立した監査士に提出し、監査を受ける義務を有する。すべての適格投資プロジェクトについても同様の義務が課せられている。

- 年間売上が30億リエル(約75万ドル)を超える場合
- 監査年度の資産平均価格が20億リエル(約50万ドル)を超える場合
- 監査年度における平均従業員数が100人を超える場合(経済財務省令No.643「財務諸表の監査義務について」:“Prakas #643.MEF on Obligation to Submit Financial Statements to be Audited”)

3.7 金融、リース、証券、保険及び通貨

銀行

「銀行業及び金融業法(Law on Banking and Financial Institutions)」が1999年に制定され、金融手段の改善、金融機関の基盤強化、投資家に対する事業融資機会の増

大等が図られている。現状では、同法第16.3条により銀行の最低資本金は1,250万ドル(500億リエル)と定められており、その内5%をカンボジア国立銀行に保証金として預け入れることが義務付けられているが、2008年9月19日付け経済財務省令No.7.08-193「銀行ライセンス許可に対する新規資本条件と分類(“Prakas #7.08-193(NBC) on New Capital Requirement and Criteria for Licensing Approval of Banks”)」により、銀行の最低資本金に関する条件は次のように改正されている(同省令第7条・第8条)。

- 1) 国内で会社として設立された商業銀行で、信頼できる評価機構により「投資適格」と格付けされている一つの銀行または金融機関を株主として有する場合:500億リエル(約1,250万ドル)
- 2) 個人または会社を株主とする商業銀行の場合:1,500億リエル(約3,750万ドル)
- 3) 国内で会社として設立された専門銀行で、信頼できる評価機構により「投資適格」と格付けされている一つの銀行または金融機関を株主として有する場合:100億リエル(約250万ドル)
- 4) 個人または会社を株主とする専門銀行の場合:300億リエル(約750万ドル)

同省令は、同省令が発出される前に銀行ライセンスを得た銀行は2010年末までに上記最低資本金への増資を行うことを規定している。

銀行とその他金融機関は、単一の融資先に対する融資率を銀行資産の20%以下に保つ必要がある(国立銀行令No.7.06-226「銀行・金融機関の大口融資規制」:Prakas # 7.06-226.NBC on Controlling Risk of Banking and Financial Institutions' Large Exposures)。

現在カンボジアには、30の外国銀行の支店を含む商業銀行、7つの専門銀行、29のマイクロ・ファイナンス機関が存在しており、資金の国際的移動、信用状の発行、外国為替サービス等が行なわれているが、不動産担保の提供を伴わない借入は難しく、カンボジア国外に比して、借入期間は一般に短期で、かつ借入利率は高率である。カンボジア国立銀行に登録されている商業銀行は次の通りである。

- 1) Acleda Bank Plc. (E-mail: acledabank@acledabank.com.kh)
- 2) Advanced Bank of Asia Limited (Email: info@ababank.com.kh)
- 3) ANZ Royal Bank Cambodia Ltd. (E-mail: ccc@anzroyal.com)
- 4) Bank for Investment & Development of Cambodia Plc (E-mail: info@pibank.com.kh)

- 5) Bank OF China Limited Phnom Penh Branch (Tel: +855-23- 988 880)
- 6) Bank of India Phnom Penh Branch (Tel: +855-23- 219 364)
- 7) Booyoung Khmer Bank (Email: info@bkb.com.kh)
- 8) Cambodia Asia Bank Ltd. (Email: cab@cab.com.kh)
- 9) Cambodia Mekong Bank Public Limited (E-mail: info@mekongbank.com)
- 10) Cambodian Commercial Bank Ltd. (E-mail: ccbpp@online.com.kh)
- 11) Canadia Pubic Bank Plc. (E-mail: canadia@canadiabank.com.kh)
- 12) CIMB Bank Plc. (Tel: +855-23- 988 088)
- 13) First Commercial Bank Phnom Penh Branch (E-mail: fcbpp@online.com.tw)
- 14) Foreign Trade Bank of Cambodia (E-mail: ftb@camnet.com.kh)
- 15) Hwang DBS Commercial Bank (E-mail: info@hwangdbs.com.kh)
- 16) ICBC Bank Limited Phnom Penh Branch (Tel: +855-23-965 291)
- 17) Kookmin Bank Cambodia (Tel: +855-23- 999 304)
- 18) Krung Thai Bank Public Co., Ltd Phnom Penh Branch (E-mail: ktbpmpp@online.com.kh)
- 19) Maruhan Japan Bank Plc. (E-mail: info@maruhanjapanbank.com)
- 20) Maybank Phnom Penh Branch (E-mail: mbb@maybank.com.kh)
- 21) MB Bank Plc. Phnom Penh Branch Cambodia (Tel: +855-16-880 295)
- 22) Mega International Commercial Bank Co.Ltd. Phnom Penh Branch (Tel:+855-23-988 102)
- 23) O.S.K Indochina Bank (Tel: +855-23- 992 833)
- 24) Phnom Penh Commercial Bank (Tel: +855-23- 999 500)
- 25) Sacom Bank Phnom Penh Branch (Tel: +855-23- 223 422)
- 26) Shinhan Khmer Bank Limited. (Tel: +855-23- 727 380)
- 27) Singapore Banking Corporation Ltd. (E-mail: info@sbc-bank.com)
- 28) Union Commercial Bank Plc. (E-mail: info@uch.co.kh)
- 29) Vattanak Bank (E-mail: service@vattanacbank.com)
- 30) Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development Cambodia Branch (E-mail: phongvbard@yahoo.com)

金融リース

金融リースに関する法制度

2009年6月20日に「金融リース法(Law on Financial Lease)」が施行されたが、同法の目的は金融リースに係る当事者全ての権利と義務を定め、それら権利を擁護するための方策を規定することにある(同法第1条)。この法律はカンボジアにおける動産の金融リースにのみ適用される(同法第3条)。

金融リース契約

金融リース契約は貸手と借手による書面の契約でなければならない。また通知期間及び全ての当事者に対しリースされる動産に係る条件を定めるものである。金融リース契約は法により求められる場合を除き、認証を受ける必要はない(同法第5条)。

金融リース契約には次の事項が含まれていなければならない(同法第6条)。

- ① リースされる動産の明細
- ② リース料の額、支払期日、期間
- ③ 金融リースの始期
- ④ 貸手と借手の署名

金融リース契約では保証金、リース料の先払いまたはその両方を規定することができる。保証金の取扱いについての規定がない時には、借手が定められた期間内にリース契約に基づく義務を履行した場合においては、利子を付すことなく、保証金を借手に返還しなければならない。リース料の先払いについては利子を付すことは出来ない。また保証金と前払いリース料の額は当事者間で自由に設定できる(同法第7条)。

リース契約において、動産が貸手に所属するものである旨表したラベルを当該動産に貼付するよう定めている場合には、貸手または貸手の代理人以外の者がラベルを隠ぺい、又は見えなくするような行為を行うことは出来ない(同法8条)。

リース契約においては、借手は少なくとも1年間当該動産を使用しなければならない。契約の終期にあたっては、もし希望すれば借手は当該動産を購入することができる。貸手は動産の使用という手段を通じて金融を付与するものとし、当該動産の所有者になることにより金融を供与す

るものではない(同法第9条)。

貸手の権利と義務

金融リース期間中及び契約終了後において、借手または他の第三者に所有権を譲渡しない限り、リース物件の所有権は貸手が有する(同法第10条)。

貸手は輸入税や法に定められたその他の税の支払い義務を有する。また金融リース契約に定める場合を除き、リース物件の登録義務を負う(同法第11条)。

貸手は、リース物件の金融リース契約全期間中において、借手が契約に定められた義務を果たす限り、如何なる妨害も受けずに当該リース物件を使用できることを保証しなければならない(同法第13条)。

貸手は第三者が当該リース物件に加えた損壊に対する支払義務を負わない(同法第14条)。また貸手は借手に対し、借手の使用期間中における物件に対する損傷または損失に関する補償を借手に要求する権利を有する(同法第18条)。

借手はリース物件に対する所有権を有しない。借手は破産し破産手続きに入った場合、貸手は当該リース物件を押収し、裁判所における弁済手続きにおいて支払いを求める権利を有する(同法第20条)。

借手の権利と義務

リース物件が供給契約に従い期限内に搬入された場合、借手はこれを受け入れる義務を負う。借手の事前の承諾なく、リース物件が未搬入の場合や、搬入に遅れた場合、供給契約を順守していない場合においては、受領時または受領前において、借手はリース物件を拒否し、供給者に対し欠陥を即刻回復するよう要求し、またはリース契約を解消する権利を有する(但し受領後においては不可)。然しながら、借手は貸手の同意なく供給契約を終了したり、無効にしたり変更する権利は有しない。貸手は、供給契約に従いリース物件を引き渡し得なかった状況を回復できる権利を有する(但し義務は負わない)(同法第23条)。

借手は、リース物件受け入れ後においては、金融リース契約に従い支払いをなすことを要す(同法第25条)。

借手はリース時において有効な規則、方法、規定に従いリース物件を使用する義務を負う。また借手はリース物件が使用可能であり続けられるよう、リース物件を適正に維持管理しなければならない(同法第26条)。

金融リース契約終了時において、借手が当該リース物件を購入せず、またリース契約を延長しない場合には、通常の損耗を除き、当該リース物件を元の状態で返却しな

ければならない(同法第27条)。

借手はリース物件を抵当に入れたり、担保にしたり、先取特権を設定したり、その他いかなる負債も設定してはならない。借手は、事前の書面による貸手の同意なく、リース物件の使用権、または金融リース契約に定められたその他の権利を再リースしたり、変更したり譲渡することはできない。また貸手の事前の書面による承諾を得ることなく、借手は第三者によるそれら権利の取得を許してはならない。本義務に違反する行為は全て無効である(同法第31条)。

リース会社の管理機関はカンボジア国立銀行である(同法第33条)。カンボジア国立銀行から銀行ライセンスを得た銀行またはその他の金融機関は金融リース行為を行うことができる。本法律の条項に従い設立され、カンボジア国立銀行からライセンスを得た金融リース会社も同様に金融リース業務を営むことができる。金融リース会社は金融リース行為を除き、銀行業務を営むことはできない(同法第34条)。

証券市場

カンボジア証券取引所の開設

カンボジア証券取引所(Cambodia Stock Exchange:CSX)は、2010年2月23日にカンボジア経済財務省が55%を、韓国証券取引所が45%を保有する合弁会社として設立され、2011年7月11日にはカンボジア証券取引委員会から証券市場の運営、交換・清算手段、株式保管業務に関する認可を取得し、2012年4月から証券取引を開始した。

2012年12月現在ではプノンペン水道公社のみが上場しており、その他テレコム・カンボジア、シハヌークビル港公社の2つの国有企業が新規公開の準備中であり、またプノンペン港公社も、2012年7月に2013年末～2015年に上場を目指す旨発表している。その他民間会社数社も2013年中の上場を目指しているとの情報がある。

証券市場に関する法制度

「非政府債券発行・取引取引法(Law on the Issuance and Trading of Non-Government Securities)」が2007年10月19日に施行されたが、同法は、証券の取引・交換・清算方式、証券保管業者及び証券を発行する公開有限責任会社または登録法人を含む証券取引業者や金融サービス会社等の証券市場関係者について規定している(同法第1条)。

この法律の目的は次の通りである(同法第2条)。

- 1) 一般投資家の法的権利を擁護し、証券の募集、

発行、購入、販売が公平かつ秩序立って行われるよう保証することにより、カンボジアの一般投資家の信託を発展・維持すること

- 2) カンボジア証券市場の有効な規制と、効率の向上および証券市場の秩序ある発展を促進すること
- 3) 証券やその他の金融商品の購入を通じて多様な貯蓄手段の動員を奨励すること
- 4) カンボジア証券市場への外国の投資と参加を奨励すること
- 5) 現在カンボジア政府により保有・運営されている商業会社の民営化の進展を支援すること

この法律はカンボジアの非政府債券の取引に適用される(同法第3条)。

カンボジア証券取引委員会

カンボジア証券取引委員会(Securities and Exchange Commission of Cambodia:SECC)がこの法律の下に設立され、構成員は委員長及び8名の委員で、その任期は5年である(同法第5条)。

SECCの委員は次の通りである(同法第6条)。

- 1) 経済財務省代表:1名
- 2) カンボジア国立銀行代表:1名
- 3) 商業省代表:1名
- 4) 法務省代表:1名
- 5) 閣僚評議会代表:1名
- 6) SECC代表者:1名
- 7) 証券業専門家:2名

SECCは次の機能を有する(同法第7条)。

- 1) 政府債券及び非政府債券市場の管理と監督
- 2) 証券市場に係る政策の執行
- 3) 証券市場、売出や清算手段、証券保管業務運営者に対する許可許諾条件の作成(Formulae)
- 4) 本法律に定める必要条件遵守の促進と奨励
- 5) 市場参加者や投資家の利益に影響を及ぼす、ライセンスを有する法人の判断に対する苦情の検証と解決を図る機関としての役割を果たすこと
- 6) カンボジアの証券市場の発展のための政策策定に関し、専門家と打ち合わせること

SECCの職員は司法警官としての権限を有し、司法警官の役割と機能に関する刑事手続き規程に記載された権限を与えられる(同法第10条)。

株式の募集と発行

法とSECCの規定に基づきSECCの許可を受けない限り、何人といえども新規株式の発行や一般公募を行うことはできない(同法第12条)。

SECCの長官は、本法第12条に基づき提出される株式発行や公募申込の全ての審査を行い、申し込みの日から3ヶ月以内に、当該株式発行や公募がカンボジアの一般公衆の利益に資するものであるかどうかにつき通知する(同法第13条)。SECCが許可した場合においては、申込人は申込書に従い証券公募の実施を進めることができる(同法第15条)。

以下の場合を除き、カンボジアにおいて株式の公募をすることはできない。

1) 公募対象株式は、カンボジアで登録された公開有限責任会社または現行の法令に従い規定されている許可された主体により発行されるか、発行されたものであること

2) 募集が、本法律に関する政令に定められる免除募集(exempt offer)である場合を除き、本法律が必要とする条件または本法の定めに従い規定される他の条件を遵守する募集に関する、募集条件や開示書類は、事前にSECC長官により許可されなければならない。また開示種類についてはSECCに登録される必要がある(同法第16条)。

開示書類の発行者または当該補助的開示書類が関係する株式の発行者が、下記のような事態を認識した場合においては、開示書類が有効である間は、開示書類の発行者または当該開示書類が関係する株式の発行者はSECCに補助的または代わりの開示書類を提出し、許可を受け登録しなければならない(同法第20条)。

- 提出済開示書類に含まれる事実に大きな影響を与える変更が生じた場合
- 本法律が求める重大な新しい事実が生じた場合
- 開示書類が虚偽または誤解を招く重大な表現を含む場合
- 開示書類に重大な遺漏がある場合

証券市場の管理

本法律または他の有効な法律に従いSECC委員長の許可を受けない限り、何人といえども証券市場(証券交換を含む)、売出と清算手段、株式保管を営むことはできない(同法第23条)。

上記業務を営む許可申請は次のように進められる(同法第24条)。

- 1) 証券市場、売出・清算手段、株式保管業務を営むことを希望する者は、規定の書式によりSECCに申請書を提出し、規定の手数料を支払わなければならない

- 2) SECC長官は申請書の提出があった後、出来るだけ早期に委員長を含むSECC全構成委員に助言を付けて当該申請書を配布する
- 3) SECC長官は申請者に対し必要と考える追加的情報の提出を求めることがあり、追加的情報の提出があるまで申請審査を拒否することができる

何人といえども、SECCの許可を得ない限り、証券市場（証券交換を含む）、売出と清算手段、株式保管についての運営規則と手続きを実施に移すことはできない。それら運用規則と手続きは本法律に従い規定される事項を適正に処理するものでなければならない（同法第28条）。

証券会社ライセンス

政令に規定された免除証券ディーラー（exempt securities dealer）や免除証券取引（exempt securities transaction）を除き、SECC長官からライセンスを受けない限り、何人といえども証券ビジネスを営み、または自身を証券会社の形態で証券取引を営むものであることを称することはできない。個人であってもSECC長官から証券会社の代理人ライセンスを受けない限り、何人といえどもライセンスを受けた証券会社の代理人として行動したり、代理人である旨名乗ることはできない（同法第31条）。

ライセンス申請の手順は以下の通りである（同法第32条）。

- 1) 何人も、規定書式によりSECC長官あて申請書を提出し、SECCが定める手数料を支払って、証券ビジネスを営んだり、証券代理人として活動するためのライセンスを申請できる。
- 2) SECC長官は申請者に対し必要と考える追加的情報の提出を求めることがあり、追加的情報の提出があるまで申請審査を拒否することができる。

投資顧問、証券ディーラーやその他証券市場参加者、売出と清算手段機関や株式保管機関に対するライセンス条件の設定とライセンスの供与はSECCが行う（同法第35条）。

企業統制と重要事項の統制

カンボジアにおいて一般人に株式を発行ないしは売却した公開有限責任会社または許可済みの主体（permitted entity）は、証券市場の管理利益及び投資家である一般人保護のために、SECCが定める公開有限責任会社の企業管理に関する現行法令と、如何なる必要条件をも厳格に守ることを求められる（同法第38条）。

下記事項を管理するために、SECCは企業統制条件を定めることがある。

- 一般人に議決権付き株式を発行した公開有限責任

会社または許可済み主体の議決権付き株式に対する統制権の入手。そうした議決権付き株式に対する統制権の入手は公正かつ情報公開をとむなう方法で行われなければならない。

- 一般人に議決権付き株式を発行した公開有限責任会社または許可済み主体の議決権付き株式の多数株主の開示。定められた条件では、公開有限責任会社または許可済み主体の議決権付き株式の所有者は、そうした大株主の身元を知る権利を有する、としている（同法第39条）。

株式に関する禁止行為

インサイダー取引、不法取引と市場操作、虚偽説明と誤解を招く説明については、各々第40条、第41条及び第42条の規程により禁止されている。

証券セクターに対する優遇税制

「証券セクターに対する優遇税制に関する政令70号（Sub-Decree No. 70 ANKR BK on Tax Incentive in Securities Sector）」が2011年4月22日に発出され、2009年12月16日付け予算法第12条に記載された証券セクターに関する優遇税制の対象となる者、業務、その他の条件が以下の通り定められた。

この政令はカンボジア国内において次の者に適用される（第3条）。

- 1) カンボジア証券委員会から承認をうけ、認可された証券市場で株式や社債を発行する企業。
- 2) 認可された証券市場で国債・株式・社債を保有するか売買を行う投資家。投資家には居住者と非居住者を含む。

カンボジア証券委員会から承認を受け証券・社債を発行し、認可市場に上場する会社が、3年間にわたり法人所得税の10%軽減措置を受けることを希望する場合には、定められた書式に記載し、カンボジア証券委員会を通じて税務総局に提出しなければならない（第4条）。

証券市場開設から3年以内に、国債・株式・社債の保有・売買による利息・配当を

得た投資家は、それらに掛かる源泉徴収税が50%軽減される（第5条）。

投資法例に定める適格投資プロジェクト企業で法人税免除期間にある会社は、第4条に定める法人税の軽減措置を受けることは出来ない（第6条）。

証券市場の運営規則

カンボジア証券取引所における証券市場運営規則の適

用を定める「証券市場の運営規則適用に関する省令006/11号(PRAKAS #006/11 SECC PrK on the Implementation of the Operating Rules of Securities Market)」が2011年5月3日に発出された。規則の詳細は同省令の付属文書(Annex)に記載されているが、主な項目は次の通りである。

株式の取引は運営規則に従いカンボジア証券取引所で行うこと。また取引はカンボジア証券取引所を通じて行われなければならない(第3条)。

取引の注文は、カンボジア証券取引所の売買システムにより受領された時から、同じ日の取引時間内において注文が実行される時まで有効である(第4条)。

取引時間は午前8時から11時半までとし、この間午前9時と11時半に取引を行うこととする(第6条)。取引日は、公休日を除き、月曜日から金曜日とする(第7条)。

注文単位は1株とし、呼値の単位は次の通りとする(第10条)。

- a) 1株5万里エル未満で発行される株式:50リエル
 - b) 1株5万里エル以上、50万里エル未満で発行される株式:250リエル
 - c) 1株50万里エル以上で発行される株式:500リエル
- 株式の最低取引単位は1株とする(第10条)。

1日の値幅制限は基本価格の5%以内とするが、基本価格が1,000リエル未満の場合には値幅制限を50リエルとする(第12条)。基本価格の決定方法は第11条に規定されている。

上場直後の株式の取引のための基本価格はカンボジア証券委員会に登録された公開種類において決められた価格(公開価格)の90%~150%の間とする(第16条)。

この規則に従い提供されるサービスに対し、証券取引を行う者は取引手数料を支払わなければならない。手数料の計算方式、支払義務者、支払時期は以下の通りである(第24条)。

- a) 手数料率:取引金額の0.25%(小数点以下1桁で切り捨て)
- b) 支払義務者:カンボジア証券取引所のメンバーである証券会社
- c) 支払時期:清算日の午前8時半

上場規則

「上場基準の適用に関する省令004/11号(“Prakas #004/11 SECC PrK on the Implementation of Listing Rules)」が2011年5月3日に発出され、その付属文書(Annex)では、カンボジア証券取引所に株式を上場するために必要な事項を次のように規定している(第1条)。

上場申請に添付されるべき財務諸表は「企業会計・監

査・監査職務法」に基づき作成し監査を受けなければならない(第3条)。

上場適格性に関する審査を申請する者は以下の書類をカンボジア証券取引所に提出しなければならない(第6条)。

- 1) 一般情報
 - a. クメール語とアルファベットによる会社名
 - b. 会社住所
 - c. 設立日
 - d. 業務目的
 - e. 商業登録証明
 - f. 関連省庁のビジネス・ライセンス
- 2) 会社の代表者に関する情報:代表者の身元証明
- 3) 株主に関する情報:株主の身元証明
- 4) 量的情報
 - a. 申請日における株主の持ち株数
 - b. 過去3年間の純利益
 - c. 過去3年間の監査済財務諸表
 - d. カンボジア証券取引所に上場し取引される株式の種類

カンボジア証券取引所への上場が適正であるとの通知を受けた者は、株式が引受人に分配された後7営業日以内に、公式上場のための手続をカンボジア証券取引所で行わなければならない(第8条)。

適格性を認められた上場申請者は、カンボジア証券委員会が別途定める場合を除き、以下の量的要件を充たすことにより、カンボジア証券取引所に公式に上場される(第12条)。

- 1) 議決権のある株式を1%未満保有する株主の数:公式上場手続を完了する日において少なくとも200名
- 2) 議決権のある株式を1%未満保有する株主により保有される株式数:20万株または全株式数の15%超

適格性を認められた上場申請者は、カンボジア証券委員会が別途定める場合を除き、以下の非量的要件を充たすことにより、カンボジア証券取引所に公式に上場される(第13条)

- 1) 最大株主の株式所有権が公式上場日以前の1年間変更されていないこと
- 2) 発行株式の全量がカンボジア証券委員会が認可する証券保管業者に与託されていること

初上場を申請する者は、投票権をコントロールし得る株主は、株式公開の日から少なくとも1年間は所有株式を売却したり譲渡したりしないこと、また全株式の少なくとも15%を所有する株主は、少なくとも6カ月間株式を売却したり譲渡したりしないことを約した協定書を添付しな

ければならない。

保険

保険に関する法制度

保険の管理、保険加入者の正当な権利の保護、保険業に対する管理と統制の強化、保険業発展への寄与を目的とする「保険法 (Law on Insurance)」が2000年6月20日に成立している (同法第1条)。カンボジアにおいては、保険会社、保険代理店及び保険ブローカーのみが保険業を営むことができる (同法第4条)。

保険契約

保険契約は保険者と被保険者の権利・義務を列挙した協定 (同法第9条) であり、各当事者は勧告書または通知状による事前通知により、保険期間中であっても保険契約を解除する権利を有する (同法第11条)。

保険証券または仮契約書のみが保険会社を被保険者間の責務を特定し得る。保険申込のみでは各当事者の保険補償には有効とはならない。留保中の保険契約の更新、変更、再付保の申し込みは、保険会社が15日以内に当該申し込みを拒否しない限り承認されたものとみなされる (同法第14条)。

保険契約が締結されたのち、被保険者は合意した通り保険料を支払わなければならない。保険証券に記載された通り被保険者が保険料を支払った日から保険補償は有効となる (同法第17条)。期限内保険料を支払わない場合、保険契約署名の日から30日を超えて保険補償の有効性は留保されることはない。保険会社は書留郵便または被保険者ないしは保険料を支払う義務を有する者が正式に承認した郵便により、保険契約が締結された日から20日間以内に、合意した場所で保険料を支払うよう通知を出さなければならない。当該通知がなされたのち10日以内に被保険者が依然として保険料を支払わない場合、保険会社は保険契約を取り消す権利を有する (同法第18条)。

責任保険においては、被保険者が第三者に対し損失や損害を与えた場合、保険会社は直接被害者に補償を行うものとする (同法第23条)。再保険では、主保険会社が被保険者に対する責務を負う (同法第24条)。

財産保険

財産保険は損害が生じた際に補償を行う契約である。保険会社から被保険者へ支払われる損害補償額は保険契約で申告された保険対象物の価値を超えることはない (同法第26条)。保険証券に記載されていないリスクにより

保険対象物が全損状態になった場合には、保険は法的に終了し、保険会社は残存期間に対する保険料の90%を被保険者に払い戻さなければならない (同法第27条)。

生命保険と個人事故保険

個人保険の場合、保険証券に記載された保険額が保険契約で支払われる補償限度額となる。個人保険には生命保険、健康保険、傷害保険が含まれる (同法第29条)。

強制保険

道路上で商用目的のために自動車を所有し使用する個人または法人は、トレーラーを含む自動車の使用により生じる財産毀損や第三者に対する損害を賠償するために、第三者責任保険契約を保険会社から購入しなければならない (同法第36条)。

建築業者として事業を営む個人または法人も責任保険に加入する必要がある。プロジェクト開始時において、すでに保険会社から責任保険を購入していることを証明しなければならない。こうした強制保険の対象となる建築プロジェクトの種類は政令により定められる (同法第40条)。

種々の交通手段を使用して旅客運送にあたる個人または法人は、道路、海上、河川、空路、鉄道により運送される旅客を対象とする責任保険に加入しなければならない (同法第42条)。

保険会社

全ての保険会社は商業登記を行う必要があり、経済財務省の管理・管轄下におかれる (同法第43条)。また全ての保険会社は、国有、民営またはそれらの混合形態の如何に拘わらず、公開有限責任会社の形態でのみカンボジア国内で保険業を営むことができる (同法第45条)。

ライセンスの受領・入手前において、申請者は次の条件を満たしていることを証明する種類を提出しなければならない (同法第48条)。

- 1) 登録資本金の10%相当の保証金を積んでいること
- 2) 登録資本金の50%に相当する支払能力を維持していること

最初のライセンスはその発効日から5年間有効である。現行法令に従い保険会社が適正に運営されている場合には、さらに3年間の延長を申請することができる。ライセンス料は5,000万リエルである (「一般・生命保険会社のライセンス供与に関する経済財務省令No.98」: Prakas # 098. MEF on Granting License to General or Life Insurance Companies)。

保険代理店と保険ブローカー

保険代理店とは、保険会社から口銭を受け取り、明確に規定された権限の下で保険会社に代わり保険業務を扱う個人または法人を指す。保険ブローカーとは、被保険者の利益のために保険業務を扱う個人で、被保険者と保険会社の間で保険契約の締結に関する仲介サービスを提供し、仲介手数料を適法に受け取る者を指す(同法第50条)。

保険会社の現状

保険会社の協会としてカンボジア一般保険協会(General Insurance Association of Cambodia)が2005年7月に設立されており、現在5社が会員として協会のホームページに掲載されている。主な保険会社と再保険会社は次の通りである。

- 1) カンボジア再保険会社(Cambodian Reinsurance Company: Cambodia Re)
2002年1月24日に「政令70号(Sub-Decree No. 07AN.KR.MK)」により設立。2004年1月16日にAsian Insurance International (AII)と合弁契約を締結。AIIが20%の株式を保有。
- 2) カンボジア保険会社(Cambodia Insurance Company: CAMINCO)
1990年に「Cambodian National Insurance Company」として設立され、1993年6月から業務を開始。2001年12月31日付け「政令132号」により国営企業となる。
- 3) フォルテ保険会社(Forte Insurance Company (Cambodia) Plc)
カンボジアにおける最初の保険会社の一つとして、1996年にプノンペンで開業。
- 4) アジア保険会社(Asia Insurance Company (Cambodia) Ltd.)
香港に拠点を置くアジア保険グループ(Asia Insurance Group)のグループ企業として1996年3月14日にプノンペンに設立・登録される。
- 5) インフィニティ総合保険(Infinity General Insurance Plc.)
2007年7月25日設立。
- 6) カンプ銀行ロンパック保険(CampuBank Lonpac Insurance)
カンボジア大衆銀行(Cambodian Public Bank)、マレーシア大衆銀行(Public Bank Malaysia)、ロンパック保険の合弁会社として2007年に設立。
- 7) カンボジア・ベトナム保険会社(Cambodia-Vietnam Insurance Company Plc.: CVI)

IDCC、カシメックス(Kasimex)、NHホールディングスの合弁会社として設立。

- 8) カンボジア生命保険会社(Cambodian Life Insurance Company PLC.)
カンボジア政府(経済財務省)、インドネシアのAsuransi Central、香港のAsia Insurance、タイのBangkok Life AssuranceおよびBangkok Insuranceの合弁会社で2012年5月に営業開始。カンボジア政府が51%を保有。現在定期生命保険、終身生命保険、担保生命保険を販売。
- 9) マニユライフ・カンボジア(Manulife (Cambodia) PLC)
2012年に営業を開始し、生命保険を販売。

反資金洗浄・金融テロ撲滅法(Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing Terrorism)

「反資金洗浄・金融テロ撲滅法」が2007年6月24日に公布されている。この法律では、銀行や専門職業における守秘義務により同法の適用が阻害されないように求めており、疑惑のある取引・現金取引・その他資金洗浄や金融テロに関する情報を入手・分析・伝達する中央組織である「金融情報ユニット(Financial Intelligence Unit: FIU)」や監視機関に対する情報提供を拒否しないよう定めている(第6条)。

同法では、銀行、ノンバンク金融機関、証券会社、保険会社、マイクロ・ファイナンス会社、信用組合、リース会社、投資・年金基金、投資資金を運用する投資会社等の報告義務者が、匿名や偽名であることが明らかな口座を開設することや、適切な調査(Due diligence)を行う前に金融商品を発行したり、受け入れたりすることを禁止している(第7条)。

報告義務者は、顧客の身元証その証明を含む適切な調査手段を取らなければならない(第8条)、特定の取引については特別の監視手段を講じなければならない(第10条)。

報告義務者は監視機関により定められた金額を超える現金の移動や、限度額を超える数段階にわたる現金取引について、金融情報ユニットに報告する義務がある(第12.1条)。金融情報ユニットが、その取引が資金洗浄や金融テロに関連することを疑う合理的な理由を有する場合には、金融情報ユニットが求める期間(48時間以内)当該取引を行わないように書面や電話で指示することがある(第12.5条)。

刑法に定められているように、資金洗浄や金融テロが発覚した場合、裁判所の判決が下りるまでの間、関係する資産が凍結又は拘束されることがある(第30条)。

通貨

1992年の政令により外国通貨による取引行為は禁止されているが、米ドルが広範かつ一般的に使用されている。リエルの対米ドル交換レートは、1998年の切り下げ以降、約4,000リエルで安定している。

従来、商業用途では小切手及びクレジット・カードはほとんど使用されていなかったが、近時クレジット・カードが徐々に普及し出している。

3.8 外国為替

外国為替に関する制限

1997年9月の「外国為替法(Law on the Foreign Exchange)」は、公認銀行を通じた「外国為替取引には一切の制限を加えない(同法第5条)」旨規定しているが、公認銀行は1万米ドル以上の送金については、その都度の送金額をカンボジア国立銀行へ届け出ることになっている(同法第17条)。また居住者は自由に外貨を保有できる(同法第7条)。

金、未カットの宝石、その他の貴金属の輸出入は、カンボジア国立銀行への事前の届出があれば自由であり、旅行者による1万米ドル以上相当の支払い手段またはこれに相当する国内通貨の輸出入については税関への申告が義務付けられている(同法第12条・13条)。

居住者と非居住者間の貿易金融を含む借款や借入は、貸出しと返済が公認銀行を通じて行なわれる場合には自由に契約することが認められている(同法第18条)。

送金

2003年の改正投資法第11条は、適格投資プロジェクト(QIP)に対し、投資に関連して生じる下記のような金融債務返済のために、投資家が公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証している。

- 輸入代金及び国際借入の元金・利子の返済
- ロイヤルティー及び経営管理費の支払い
- 利益送金
- 会社解散の場合の投資資金の送還

3.9 雇用及び労働

労働関係に関する法制度

カンボジアにおける労使関係、雇用、労働条件その他の労働関連事項は、憲法及び1997年の「労働法(Labor Law)」によって定められている。1997年3月に制定された労働法は、社会主義的色彩の濃かった1992年労働

法に大幅な修正を加えたもので、非常に自由主義的であり、労働者や組合の権利を尊重したものとなっている。

カンボジアにおける雇用原則(憲法規定)

雇用関係に関する憲法の主な規定は下記の通りである。

- クメール市民は男女ともに自己の能力と社会の必要性に応じて、如何なる仕事をも選択する権利を有する(第36条)。
- クメール市民は男女に拘わらず、同一労働に対しては同一賃金を得る権利を有する(第36条)。
- クメール市民は男女ともに労働組合を組織し、その成員になる権利を有する(第36条)。
- 労働組合の組織と行為は法によって定める(第36条)。
- ストライキ権と非暴力的デモ行為は法の定める範囲により履行されるものとする(第37条)。
- 全ての女性差別は撤廃されるべきであり、雇用関係における女性搾取は禁止される(第45条)。
- 女性は妊娠により職を失うことはない。女性は完全有給による出産休暇をとる権利を有し、この間勤続年数その他の社会的特典を失わない(第46条)。
- 国家と社会は、特に農村において十分な社会的支援を得られず生活している女性に対し、機会を与えなければならない(第46条)。

雇用及び労働に関する主な労働法規程

1997年労働法は労働者の権利に対して広範な保護を与えており、また寛大な労働条件を規定している。同法の主な規定は次の通りである。

一般

- 強制労働(Forced Labor)
強制または義務的労働は完全に禁止する(第15条)。
- 会社の設立と閉鎖に関する申告(Declaration of opening and closing of the enterprise)
この労働法の適用を受ける全ての雇用者は会社を設立したとき、または閉鎖したときは労働主管省にその旨申告しなければならない。当該申告は書面もってなされなければならない(第17条)。
- 職員の移動に関する申告(Declaration on Movement of Personnel)
全ての雇用者は、作業員の採用・解雇の度に、書面により、採用・解雇の日から15日以内に労働担当省に申告しなければならない(第21条)。
- 内部規則(Internal Regulations)
少なくとも8人の作業員を雇用する雇用者は全て、会

社の内部規則を作成しなければならない(第22条)。

- 少年労働 (Children Work)

労働を為しうる最少年齢を15歳とする。仕事の性質上、健康・安全・青少年の道德等に対して有害な場合においては18歳とする(第177条)。

- 採用 (Hiring)

雇用者は自己の企業のために直接作業員を雇用し得る。但し本法第22条の規定を守ること(第258条)。

雇用契約

- 雇用契約 (Employment Contract)

雇用契約は一般法の規定によるものとし、契約当事者の合意によって締結できる。契約は書面によっても口頭でも為し得る(第65条)。

有期の労働契約は正確な終了日を記載するものとし、契約期間は2年を越えることはできない。また最長2年を超えない限り、複数回にわたり更新を為し得る。この規定に外れる場合においては、有期労働契約は無期労働契約となる(第67条)。

- 労働契約の終了 (Termination of Labor Contract)

有期労働契約は、通常定められた終了日において終了するが、労働検査官の立会いの下で書面での合意が為され、両者が署名した場合においては終了日以前でも終了することが出来る。もし両者の合意が成立しない場合には、不正行為があった場合や不可抗力による場合にのみ終了日以前に解約され得る。これ以外の理由で、雇用者の意思により有期労働契約を期限前に終了する場合には、被雇用者は少なくとも契約終了時まで得べかりし報酬と同様の金額を請求することができる(第73条)。

無期労働契約は契約当事者の一方の意思によって終了することが出来る(但し例外規定が多くある)。終了を望む契約当事者は他の当事者に対して事前の書面による通知を行わなければならない(第74条)。事前通知なしに、または事前通知期間を守らずに、雇用者が自らの意思により無期労働契約を破棄した場合には、通知期間において被雇用者が得べかりし賃金及び全ての利益に等しい金額を補償しなければならない(第77条)。

賃金

- 最低保証賃金 (Guaranteed Minimum Wages)

賃金は少なくとも最低保証賃金に等しくなければならない。すなわち、全ての労働者に人間の尊厳に矛盾しない生活水準を保証するものでなければならない(

第104条)。最低保証賃金は専門や職業による差別なしに、労働担当省の省令により決定される(第107条)。

注:最低賃銀に関する2010年7月9日付け労働省通知

1. 製靴、繊維、縫製工場の作業員の最低賃金は、就労1～3ヶ月目の見習い期間においては月額56ドルとし、一般作業員は月額61ドルとする。
2. 出来高払いの作業員・従業員については、もし出来高が上記1項記載の最低賃金を上回った場合には、出来高による金額を受け取るものとする。出来高を下回った場合には、見習い期間中の作業員は56ドル、一般作業員は61ドルを最低賃金として受領するものとする。
3. 新しい最低賃金は2010年10月1日から2014年まで適用される。

注:現在最低賃金が適用されているのは縫製、繊維、製靴業の被雇用者のみである。

注:縫製・製靴業被雇用者に対する追加手当に関する2011年3月4日付け労働省労働顧問委員会令

1. 月定勤務日を皆勤した場合:出勤手当 最低7ドル
2. 残業時の食費手当:2,000リエル(約0.5ドル)または食事支給(1日1回)
3. 年功手当:1年以上勤続する作業員に以下の年功手当を支給。但し11年を超えて勤続する者には11ドルを支給する。

勤務年数	1-	2-	3-	4-	5-	6-	7-	8-	9-	10-	11-
月額手当(米ドル)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

4. 本手当は2011年3月1日より適用される。

- 賃金の支払い (Payment of Wages)

作業員が他の方法によることに同意しない限り、賃金は現金をもって当該作業員に直接支払わなければならない(第113条)。

作業員の賃金は最長16日間の間隔で、最低1ヶ月に2回支払わなければならない。また職員の給与については最低1ヶ月に1回支払うものとする(第116条)。

労働時間

- 労働時間 (Working Hours)

男女ともに作業員の労働時間は1日8時間または1週間に48時間を超えることが出来ない(第137条)。

- シフト (Work Shift)

作業工程がシフト制による場合は、企業経営者は通常、朝シフトと午後シフトの2シフト制のみをとり得る(第138条)。

- 残業 (Overtime)

例外的で緊急の作業のために時間外労働を行う場

合、通常賃金の50%増しの賃金となる。時間外労働が午後10時から午前5時の夜間に行われる場合、または週休時に行われる場合には100%増しとなる(新:第139条)。

- 夜間作業(Night Work)
「夜間」とは連続する11時間であって、午後10時から午前5時の時間帯を含む場合をいう。「夜勤」は午後10時から午前5時の間の労働を指す。日勤と夜勤で働く「シフト」制の場合、夜勤については日勤の130%増しの賃金が支払われる(新:第144条)。

休暇

- 週休(Weekly Time Off)
同一の労働者を週に6日を超えて労働させることは出来ない(第146条)。
週休は最小限24時間連続して与えなければならない、原則的には日曜日にこれを与える(第147条)。
- 有給休暇(Paid Leave)
全ての作業員は勤続1ヶ月につき1.5日の有給休暇を取得できる。この有給休暇は、更に勤続3年ごとに1日の割合で増加するものとする(第166条)。
- 年次特別休暇(Annual Leave)
年次特別休暇は通常クメール正月に与えられる。作業員が15日を越える有給休暇を有する場合においては、残余日数を他の時機に取得する権利を有する(第170条)。
- 特別休暇(Special Leave)
雇用者は、作業員の直系の家族に直接影響を与える事象が起きた場合には、当該作業員に最長7日間の特別休暇を与える権利を有する(第169条及び171条)。
- 出産休暇(Maternity Leave)
女性は90日の出産休暇をとる権利を有する。出産休暇明け職場復帰の最初の2ヶ月間は、軽作業のみに従事することを得る。出産休暇中においては給与の半額を支給されるものとする(第182条及び183条)。

労働組合

- 労働組合
労働者と雇用者は、如何なる差別も事前の承認も要せず、自らの選択により職業的組織を結成する権利を有し、調査、利益の増進、組織の規則により成員と認められた人々の道徳的・物質的利益を含む集团的・個別的権利の保護を図ることが出来る。労働者の職業的組織は「労働組合」と呼ばれ、雇用者の職業的組織は「雇用者協会」と呼ばれる。この法の目的に

従い、雇用者と労働者の双方を含む労働組合または雇用者協会は禁止する(第266条及び省令305号)。

- 企業における労働者代表
最少8人を常時雇用する全ての企業や団体においては、全ての労働者の唯一の代表として、企業や団体での投票資格のある組合代表委員(shop steward)を選出しなければならない(第283条)。
- ストライキ権
仲裁決定を拒否する場合に、紛争の一方の当事者がストライキやロックアウトを行なう権利は保証される(第319条)。
ストライキ権は、仲裁評議会が労働法に定められた期間内に裁定を下さないか連絡しない場合において行使し得るものとする。また、労働者を代表する組合が、集団取り決めや法の遵守を執行するために、ストライキ権を行使すべきであると見做した場合においても行使できる。一般的に、労働者の経済的、社会・職業的利益を守るためにも行使されることが出来る(第320条)。
- ストライキの事前通告
ストライキは少なくとも7労働日の事前通告を必要とし、企業や団体及び労働担当省に提出されなければならない(第324条)。
- ストライキの方法
ストライキは平和的に行なわれなければならない。ストライキ期間中において暴力的行為を行なうことは、深刻な違法行為と見做され、出勤停止や懲戒的一時解雇を含む罰則の対象となり得る(第330条)。
ストライキ不参加者の労働の自由は、あらゆる種類の威圧や脅迫から保護されなければならない(第331条)。

外国人従業員

外国人従業員について、1997年労働法は次のような規定を設けている。

労働担当省により発行された労働許可書(Work permit)と雇用カード(Employment card)を保有しない限り、外国人従業員は就業することが出来ない。就業しようとする外国人は次の要件を充たす必要がある。

- 雇用者はカンボジアにおける就業のための合法的な労働許可を事前に得なければならない。
- 就業しようとする外国人は合法的にカンボジアに入国していなければならない
- 就業しようとする外国人は有効なパスポートを保持していなければならない
- 就業しようとする外国人は有効な居住許可を有し

ていなければならない

- e) 就業しようとする外国人は自らの職業を為し得るだけ健康で、伝染病を有していないこと。これらの条件は、労働担当省の許可を得て、厚生省の省令で決定される。

労働許可は1年間有効で、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能である(第261条)。労働担当省は外国人従業員に対する労働許可と雇用カードの発行に関する省令を公布するものとする(第262条)。

2006年11月21日付け「労働証明書、労働記録、健康診断サービスにかかる費用に関する省庁間政令No.1191(Inter-Ministerial Prakas # 1191 (MEF) on Fees for Work ID Cards, Work Books and Health Check Services)」

- 一定の期間滞在し、事業を営み給与を得る外国人に対する労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)の年間費用:1件につき100米ドル
- カンボジアに定住する目的で入国する18歳以上の外国人に対する労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)の年間費用:1件につき50米ドル
- 既に労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)を所有している外国人は、毎年3月末以前にビザの延長ないしは認証を受けなければならない。
- 健康診断料:雇用者は外国人一人当たり15米ドルを支払わなければならない。

各企業で雇用可能な外国人従業員の最大人数は、次のカテゴリーに基づき、労働担当省の省令により定められる(第264条)。

- a) 事務職員
- b) 専門職員
- c) 非専門職員

雇用情報

カンボジアの主な職業訓練校と職業斡旋業者は表3-9-1と表3-9-2に示す通りである。

カンボジアではネットで求人広告が出されることが多い。主な求人サイトを表3-9-3に示す。

「カンボジア日本人材開発センター(Cambodia-Japan Cooperation Center:CJCC)」は2004年に国際協力機構(JICA)の支援により設立され様々な日本語のコースや経営に関するコースをカンボジア人に提供して来ている。各社の要望に応じた日本語コースを設計して提供する業務も行っている。(電話:+855-23-884-534、ホームページ:www.cjcc.edu.kh)

表3-9-1 カンボジアの主な職業訓練校

省/機関名	責任者	電話	Eメール	ホームページ
Preah Kosomak Polytechnic Institute	Dr. Hem Chantha、 Director	023 882 126 012 826 404	ppi@camnet.com.kh	n.a
MLVT/ National Technical Training Institute (NTTI)	Yok Sothy、 Director	023 883 039 016 236 665	info@ntti.edu.kh/ sthy_yok@yahoo.com	www.ntti.edu.kh
MLVT/ National Polytech Institute of Cambodia (NPIC)	Bun Phearin、 President	023 353 561 012 844 741	info@npic.edu.kh	http://www.npic.ed.kh

注:MLVT: 労働職業訓練省
出所:Japan Desk, CDC

表3-9-2 カンボジアの主な職業斡旋業者

機関・会社名	責任者	電話	Eメール	ホームページ
National Employment Agency/National Training Institute	Dr. Hong Choeun、 Head-ranking Director General	023 635 717 012 853 938	info@nea.gov.khp	www.nea.gov.kh
SCD Holdings (Cambodia) Co., Ltd.	Sem Sophy、 Managing Director	023 969 709 099 799 799	semsophy@yahoo.com	n.a.
HR Inc. Cambodia Co. Ltd.	Sandra D' amico、 Managig Director	023 211 437 012 766 748	Sandra.damico@hrinc.com.kh	www.hrinc.com.kh
Cambodia Federation of Employers and Business Associations (CAMFEBA)	Sandra D' amico、 Vice President	023 222 186 012 766 748	camfeba@camfeba.com Sandra.damico@hrinc.com.kh	www.camfeba.com

出所:Japan Desk, CDC

表3-9-3 求人サイト

	会社名	コンタクト先	電話	Eメール	ホームページ
1	Pelprek	Pen Dara	067 972 270	jobs@pelprek.com pelprel@gmail.com	www.pelprek.com
2	Camhr	Customer Service Center	023 969 088 023 969 089	jobs@camhr.com	www.camhr.com
3	Cambodia Job Page	Jean-Philippe Lepage	n.a.	contact@ cambodijobpage.com	www. cambodijobpage.com
4	I Know	Seyma	023 226 226 086 333 168	job@iknow.com.kh	www.iknow.com.kh

出所: Japan Desk、CDC

3.10 社会保険

社会保険制度に関する法制度

老齢年金、傷病手当、遺族手当を含む年金制度と、職務上の傷害を保障し職業病手当を付与する労務災害保険からなる社会保険制度を創設するために、2002年9月25日「労働法の規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律(Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law)」が制定されている。

社会保険制度に関する主な規程

国家社会保険基金

(National Social Security Fund:NSSF)

社会保険制度は国家社会保険基金(National Social Security Fund:NSSF)により運営される。国家社会保険基金は1996年6月15日付けの「公社の一般規則に関する法律(Law on General Statute of Public Enterprise)」による政令と1997年12月31日付けの「公的機関の司法規則に関する勅許No.1297/91(Royal Decree No. 1297/91 on Judicial Statute of Public Establishment)」により設立された公的機関である。

社会保険制度の対象者

国籍、人種、性別、宗教、政治的立場、血筋、社会的出自、労働組合の組合員であるか否か、労働組合における活動などに関わりなく、以下の者がこの法律で保護される対象者となる(同法第4条)。

- 作業の性質、携帯、契約の有効期限、受け取る賃金の額に拘わらず、カンボジア国内で雇用者の利益のために働く、労働法に定められた全ての作業員。
- 公務員共通規則や外交官規則が適用されない国家作業員や公共の作業を行う者。同様に一時的に公共サービスに任じられている者。
- リハビリテーション・センターに加わっている訓練中の

者及び見習いを含む。

- 自営業の者。
- 季節労働者または臨時労働者。

この法律の適用を受ける雇用者と作業員は国家社会保険基金に保険料を支払わなければならない。保険料支払いの条件と手続き及び給付の資格は国家社会保険基金設立に関する政令により定められる(同法第6条)。

年金制度

年金制度の給付には老齢年金と手当、傷病年金、遺族年金と手当が含まれる(同法第7条)。

55歳以上の国家社会保険基金加盟者は、次の条件を満たす場合においては老齢年金の受給資格を有する。

- a) 国家社会保険基金に少なくとも20年間加盟していること
- b) 少なくとも10年以前から年金の受給資格を得る日までの間に、社会保険制度に最低60ヶ月間保険料を納めていること

上記条件を満たしながら、55歳に到達する前に、精神的か身体的かを問わず、早期に労働に適しない状態になった国家社会保険基金加盟者は早期年金を申請することができる。55歳の国家社会保険基金加盟者で、社会保険制度の保険料を60ヶ月未満しか支払わず、かつ賃金を得られる仕事を失った者が、他の老齢年金受給資格を満たしていない場合には、当該加盟者は一時金として支払われる老齢手当を受給できる(同法第8条)。

55歳以前に身体障害者となった国家社会保険基金加盟者は、次の条件を満たす場合には、傷病手当を受給することができる(同法第9条)。

- a) 最低5年間国家社会保険基金に加盟していること
- b) 少なくとも12ヶ月以前から傷病を得るまでの間に6ヶ月間の社会保険加盟期間があること

老齢年金、傷病手当、早期年金の受給資格者が死亡した時や、死亡時において老齢年金、傷病手当の受

給資格を満たしていた者、あるいは既に180ヶ月の加盟期間がある者については、受益者は遺族年金を受給できる(同法第10条)。

国家社会保険基金で、死亡時まで傷病年金の受給資格がない者、社会保険制度に180ヶ月間加盟していたことを証明できない場合には、身体障害者であるか否を問わずその配偶者が、またはその孤児が老齢年期の月額以上に相当する一時金を受給できる(同法第11条)。

労務災害

事故は労務災害と考えられる。作業員が作業中または作業時間内に事故が起きた場合、その原因に拘わらず、過失によるかどうかを問わず、作業員または見習い者(有給か無給かを問わない)の身体に加えられた事故と認定される。同様に作業員の住居から直接職場へ通勤する間に起きた事故についても、その通勤が、個人的または非業務上の理由により中断されたり回り道をしたりした場合を除き、労務災害と見做される(同法第12条)。

労務疾患もまた労務災害と見做される。社会保険制度担当大臣と保険大臣は労務疾患認定に関する共同省令発出するものとし、その省令には有毒物質への接触、その他、疾患を引き起こす不健康な条件や場所等を記載したリストを添付するものとする(同法第13条)。

労務災害に対する給付は次の通りである(同法第15条)。

- a) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患が原因となる労務災害に対する医療介護
- b) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により一時的に身体障害状態に陥った場合には日当を支給
- c) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により永続的身体障害となった場合、身体障害者年金または手当の支給
- d) 葬儀料または遺族年金の支給

一時的な身体障害の場合、国家社会保険基金が認定する医師の適性な診断があれば、被害者には日当が支給される。日当は、傷害が回復するまで、または治療後に当該傷害が原因で死亡するまでの間、被害者に支給される。休職第一日目の日給は雇用者が支払うものとする(同法第17条)。

身体障害の場合、国家社会保険基金が認定する医師の適性な診断があり、また障害が恒久的なものである場合には、被害者は次の給付を受けられる。

- a) 少なくとも20%の身体的能力を失った場合、永久身体障害年金を支給
- b) 身体障害の度合いが20%未満の場合には、傷害手当を一時金として支給。身体障害の度合いについて

は国家社会保険基金を担当する大臣が発出する省令によって定める(同法第18条)。

労務災害が起き、被害者が死に至った時には、国家社会保険基金は葬儀手当と被害者の遺族に遺族年金を支給する(同法第19条)。

国家社会保険基金における雇用者と労働者の義務である雇用者の参加、労働登録、保険金の支払い、支給金の計算、給付サービスの方法については政令に定める(同法第23条)。

国家社会保険基金の設立

国家社会保険基金は2007年3月2日付けの政令No.16により設立された。同基金は労働・職業訓練省が実務を、経済財務省が財政面を管轄する公共法人であり、本部をプノンペンに置いている。

国家社会保険基金は次のような任務を負っている。

- (1) 社会保険制度法に従い、労働法の規定に定める対象者にために社会保険制度を運用する
- (2) 老齢、身体障害、死亡、労務災害による困窮を助けるため、国家社会保険基金加盟者に対し適正な給付を与えることを保証する
- (3) 国家社会保険基金加盟者と雇用者からの保険金を徴収する

国家社会保険基金は次のような源泉からその資金を得るものとする。

- (1) 国家社会保険基金設立の初期基金は政府が支給する
- (2) 運営資金、資本金は政府予算から支出される
- (3) 社会保険制度の各部分の支出は国家社会保険基金加盟者からの保険金で賄われる

登録は当初プノンペン、カンボンスプー、カンダールで実施される。8人以上の従業員を雇用する事業者は、会社設立から45日以内に国家社会保険基金に登録しなければならない。引き続き国家社会保険基金は、シェムリアップ、バンテミンチャイ、カンボンチュナン、スバイリエン州において8人以上の従業員を雇用する企業に対し、2010年1月1日から労務災害保険制度(労務関連事故)を実施する。

国家社会保険基金の傷害コンポーネントは現状一部分のみの運用となっている。国家社会保険基金制度は、居住者・非居住者の別を問わず、労働法で被雇用者と認定されるもの全てに適用されるため、現地職員・外国人職員は共に対象となっている。

労務災害の被害者が治療を受けられる病院は指定されている。

プノンペン: Calmette Hospital、Russian Hospital、Lok Sang Hospita

カンダール、カンボンスプー州: Chey Chomnas Hospital (Kandal)、Kampong Speu Referral Hospital (Kampong Speu) 及び上記三つのプノンペンの病院

国家社会保険基金の月額保険料率

- 省令No.108 KB/KrKで規定された表に従い、被雇用者の平均月額給与(基本給)に基づき計算される。
- 月額給与には給与、時間外手当、口銭、報償、利益分配金、チップが含まれる。
- 保険金料率: 0.8%(最低1,600リエル: 基礎給が月額20万リエルの場合。最高8,000リエル: 基礎給が月額100万リエルの場合)
- Notification #132 (MoLVT) on Employment Risk Contribution Payment for Garment and Footwear Industry for 2011 (2010年12月6日付け)

2009年6月29日付け「縫製業と製靴企業による2009年-2010年の労務災害保険料の支払いに関する省令N.133(労働職業訓練省)」Prakas #133 (MLVT) on Payment of the Occupational Risk Contribution by the Garment and Garment and Shoe Enterprises for 2009-2010”により0.5%に減額されていた繊維・縫製業、製靴業の労務災害保険納付金は、2011年1月から正規の料率(0.8%)に戻されることになった。

3.11 土地

カンボジアの土地制度に関する法制度

土地法は1992年に初めて制定され、その後2001年8月に改正されている(2001年土地法: 2001 Land Law)。改正土地法は、不動産所有権及び関連権限に保証を与える目的で、カンボジアにおける不動産の所有権管理様式を決定することを目的に制定された。また市民が土地を所有する権利を保証するための、近代的な土地登記制度の創設も法律改正の目的の一つである。

土地法では「国土管理・都市計画・建設省 (Ministry of Land Management、Urban Planning and Construction)」に、不動産に関する権利書の発行権限と国有不動産の公図管理権限を与えている。

内戦中にカンボジアの土地制度は崩壊し、土地所有権の権利書と登記簿の多くが失われたため、土地所有権を巡る紛争が依然として多発している。したがって、土地使用、土地リース、カンボジア企業を通じた土地所有に関する部分的共有権に関する契約を締結する前に、地主の土地所有権を確認することが投資家にとっては非常に重要である。

土地法は、民法適用法の施行に伴い2011年12月20日から民法規定の適用が開始されたことにより、相当数の条文が修正を受けるか削除されている。土地所有権

の売買、譲渡、担保設定、土地の賃貸借等に関しては民法規定を参照することが重要となっている。

土地の構成部分

民法では土地の構成部分に関する原則規定として、「土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物等は、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない(民法第122条)」と定めている。但し例外規定として、「他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である(民法第123条)。これらは他人の土地に対する権利の構成部分とみなす(民法第124条)」としている。

所有権

カンボジアでは、自然人または法人に拘わらず、外国人が土地を所有することは禁じられている。憲法第44条は、「全ての人間は、個人的であれ集団的であれ、土地を所有する権利を有している。クメール法人とクメール国籍の市民のみが土地を所有する権利を有する」と定めている。2001年土地法も、カンボジアにおいてはクメール国籍の自然人または法人のみが土地を所有する権利を有し、土地所有者となるために国籍を偽称した外国人は罰せられる旨規定している(同法第8条)。この場合、カンボジア国籍の法人とは、51%以上の株式をカンボジア人又はカンボジア企業が所有している法人を指している。

更に、2001年土地法第5条では、「公共の利益に基づく場合を除き、所有権を剥奪されることはない」と規定しており、土地収用を行なう場合には、事前に適正な補償を支払った後に、法令に定める形式と手続きによって行なうことを定めている。

投資家にとって重要な利害がかかわる不動産の所有権に関する2001年土地法の主な規程は次の通りである。

- 1979年以前における不動産所有権は、如何なる形式といえどもこれを認可しない(第7条)。
- 本法施行後において、如何なる手段によるかを問わず、国家公的使用地(State public property)及び国家私的使用地(State private property)を占有することは無効とする(第18条)。
- 1989年以降に認定された不動産の占有は実質的権利を構成し、土地占有者による所有権の取得に結びつくことがある(第29条)。
- 本法の公布に先立つ5年以上にわたり、個人的適

法に、平和的かつ争いなく不動産を私的に占有してきた者は確定所有権利書を請求する権利を有する(第30条)。

- 本法発効後において、不動産権利書を有しない者による新規の不動産の占有は違法占有と見做す(第34条)。
- 不動産所有権へ転換するためには、占有が公衆に対して明快かつ非暴力的で周知の状態であり、継続的で誠実なものであることを要す(第38条)。
- 占有権を所有権に転換する間、本法に従った占有は不動産に対する実質的な権利を構成する。権利書は占有の証拠ではあるが、所有権の権利書ではなく争う余地の無いものではない。占有権利書は、土地登記簿が作成される時点において、所有権について争いが無い場合においてのみ、確定的かつ争う余地の無い土地所有権利書を構成することができる。争いが提議された場合には、関連する証拠の追加的調査に基づいて土地の合法的な占有者が決定される。土地に対する占有権利書は証拠の一つではあるが、それ自身決定力があるものではない(第40条)。

民法は土地所有権の取得時効について次のように定めている(民法第162条)。

- 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する
- 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その不動産の所有権を取得する

「共有」の概念も又導入されている。一つの物全体のうに数人の者が量的に決定された持分に応じて所有権を持っている状態を共有という(民法第202条)。また、互いに接する土地を所有する者が各自の土地及び土地上の建物を区分する障壁、堀、土手、垣等の囲障を不可分の共同して所有することを「互有」というと定めている(民法第215条)。さらに、互有する障壁の修理及び改築については、これを互有する者が各人の権利に応じて責任を負うと定めている(民法第217条)。「占有」に関する規定は第227条から第243条に定められている。

不動産所有権の取得

不動産の所有権は、契約、相続、民法第3編(物権)・第2章(所有権)・第4節(所有権の取得)に定めるものの外、民法及びその他の法律の規定により取得することができる(民法第160条)。

民法適用期日前から存続する不動産関連物権の効力

改正前の2001年土地法に基づく長期賃借権、用益権、使用権・居住権又は契約による地役権は、適用期日以降は、それぞれ民法に基づく永借権、用益権、使用権・居住権又は地役権とみなす。この場合において、これらの権利の存続期間は、2001年土地法に基づき設定された日から起算する(民法適用法第38条2項)。

土地の賃貸借(Land leases)

民法においては「永借権」の概念が導入された。永借は15年を超える期間の長期賃貸借であり(民法第244条)、書面によって為されなければならないことを規定している(民法第245条)。永借権はそれが登記された場合に初めて第三者に対抗することができ、賃借人は不動産の新しい所有者に対して、登記された永借権を主張することができる(民法第246条)。

永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを50年に短縮する。永借権は更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない(民法第247条)。

永貸人の解除権: 永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる(民法第250条)。

永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができ、永借物を転貸することができる。また永借権は、相続することができる。(民法第252条)。

永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。また永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する(民法第254条)。

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権で、その残存期間が民法適用期日において50年を超えるものについては、民法第247条(永借権の存続期間)第1項の規定にかかわらず、約定された期間存続する。ただし、その残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は適用期日から99年とする(民法適用法第41条)。

2001年年土地法に基づき設定された使用権および居住権が2001年土地法第139条の規定により適用される同法第120条第3項の規定に基づき登記されているときは、その使用権・居住権は、「使用権者および居住権者は、現実に使用または居住していなければ、第三者に対してそ

の権利を対抗できない」との民法第277条(使用権および居住権の対抗要件)の規定にかかわらず、目的物を現実使用又は居住していなくても、第三者に対抗することができる(民法適用法第43条)。

抵当権(Mortgage)

抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる(民法第843条)。

抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない(民法第845条)。

抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ(民法第846条)。

第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない(第847条)。

抵当権の順位:数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による(民法第851条)。

土地コンセッション(Land concessions)

土地コンセッションは、関連当局の裁量により発行される法的文書によって創設される法的権利であり、コンセッションを受けた個人、法人、個人の集団は土地を占有し、この法律で規定される権利を行使できる(土地法第48条)。

カンボジアでは、コンセッションは「社会的コンセッション」、「経済的コンセッション」及び「使用・開発・探査コンセッション」に分類される。社会的コンセッションの場合には、受益者(Beneficiaries)は住宅建設や、自らの生計を立てるために国有地の耕作を為し得る。経済的コンセッションの場合には、工業や農業開発のために土地を整地することができる。使用・開発・探査コンセッションには鉱業、港湾、空港、工業開発、漁業コンセッションが含まれるが、2001年土地法の対象ではない(土地法第49条及び50条)。「使用・開発・探査コンセッション」に関しては「コンセッション法」が2007年10月19日に制定されている。

土地コンセッションは、コンセッション契約に規定される期間のみの権利であり(土地法第52条)、土地の実質的な占有に起因するものではない。土地コンセッションは、

コンセッションが供与される土地の所有者である政府、公共土地協同組合、公共団体等の関連当局により、土地占有以前に発行される特定の法的文書に準拠するものでなければならない。コンセッションは土地管理、都市計画・建設省に登録されなければならない(土地法第53条)。

土地コンセッションは法的資格が適法でない場合には政府の判断によりこれを取り消すことができる(土地法第55条)。土地コンセッションの面積は1万ヘクタールを超えることは出来ず、最長期間は99年間に限定される(土地法第59条及び61条)。

コンセッションによって設定された土地の権利は、特別法に別段の定めがある場合を除き、コンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する(民法第307条)。

経済的土地コンセッション(Economic Land Concesshon: ELC)

経済的土地コンセッション(ELC)に関する法制度

「経済的土地コンセッション(ELC)」に関する政令No.146 ANK/BKが2005年12月27日に発布され、新規ELCの創始と供与、全てのELC契約の効果のチェック、政令発布前に有効となったELCが2001年土地法に照らし適法かどうかの確認のための基準、手続き、手法、制度が制定された。

ELCの目的

ELCは次の目的を達成するために供与される(政令第3条)。

- 高度かつ適切な初期資本投資が必要な集中的な農業や農産業活動の開発。
- その地域の土地利用計画に基づき適切かつ持続的な方法で土地を開発する投資家からの特定の合意を達成する。
- 生計機会の強化と多様化の枠組みの中で、また適切な環境システムに基づく自然資源管理の枠組みの中で農村地区の雇用増加をはかる。
- ELCプロジェクトにおける大小規模の投資の奨励。
- ELCによる土地使用料、税金その他関連するサービス料を通じて政府、州、村落の収入を創出する。

ELC供与のための条件

ELCは次の5つの基準を満たす土地に対してのみ供与される(政令第4条)。

- 1) 「国家土地管理に関する政令(Sub-Decree on State Land Management)」と「公図と土地登記簿の創設のた

めの手続きに関する政令 (Sub-Decree on Procedures for Establishing Cadastral Maps and Land Register) 」または「散発的土地登記に関する政令 (Sub-Decree on Sporadic Registration) 」に従い、当該土地が国家私的使用地 (State private property) として登記され分類されていること。

- 2) その土地に対する土地利用計画が州・特別市土地管理委員会により策定されており、その土地利用が計画に適合していること。
- 3) ELCプロジェクトのための土地使用と開発計画に関し、環境及び社会的影響評価が終了していること。
- 4) 現行の法的枠組みと手続きに従い、移住問題に対する解決策を有すること。契約当事者である当局は、適法な土地所有者による強制的な移住が行われないこと、及び私有地へのアクセスが妨げられないことを保証しなければならない。
- 5) ELCプロジェクトとその申請に関し、土地当局と住民の間で説明会がもたれていること。

ELC申請の評価は次の基準に基づいてなされる (政令第5条)。

- 現代技術の使用による農業と農産業生産の向上
- 雇用拡大
- 住民の生活水準の向上
- 永続的環境保護と自然資源管理
- 反社会的影響の回避ないしは極小化
- 社会的土地コンセッションとECLの連携と相互支援
- 農業原料の加工がELC契約に特定されていること

ELCの管理と実施体系

ELCに係る関係者は下記の通りである (政令第28条)。

- 契約当局 (Contracting Authority)
- 技術事務局 (Technical Secretariat)
- 州・特別市国家土地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee)
- 地区国家土地ワーキング・グループ (District/Khan State Land Working Group)
- 村落評議会 (Commune-Sangkat Councils)

従来は、農業・森林・漁業省が1,000万リエル (2,500米ドル) 以上の投資額、または1,000ヘクタール以上のELCを認可し、ECLの供与を行い、それ以下の場合には、州・特別市の知事がELCを認可し、ECLの供与を行うこととされてきたが、「ELCに関する政令の改定に関する政令第131」により州・特別市の知事の権限が廃止され、全て省が責任を有することとなっている。

ELCに関する権利の担保差し入れと譲渡

「長期リースとELCに関する権利の担保差し入れと譲渡に関する政令第114 (Sub-Decree #114 ANKr.BK on the Mortgage and Transfer of the Rights over a Long -Term Lease or an Economic Land Concession) 」が2007年8月29日に発出され、長期リース権とコンセッションの権利を担保に入れ、または譲渡する際の原則と条件が規定された。

- 土地登記簿に適正に登記されている不動産のみがコンセッションの対象となる (政令第114 第5条)。
- 土地コンセッションは土地管理・都市計画・建設省の土地登記簿に記載されなければならない。また同省は「ELC証明書」を発行するものとする (政令第114 第6条)。
- コンセッション権保有者は、土地上に建築した建物その他の不動産、及び土地コンセッションに関する権利を抵当にいれ、譲渡することができる (政令第114 第7条)。
- いずれの場合においても、債権者は、コンセッション権を担保として使用した債務者が借り受けている土地の所有者にはなり得ず、また当該不動産の所有権を要求することは出来ない (政令第114 第9条)。
- ELC証明書は不動産の形状、面積、位置、土地所有者の身元、コンセッション権者の身元及びコンセッション期間を明確に規定しなければならない (政令第114 第10条)。

土地委員会 (The Cadastral Committee)

土地委員会は、未登記の土地に関する紛争の解決と法的所有権の確定を目的として、2001年土地法の下に設立された。

2001年土地法第47条は、占有者間の不動産に関する紛争については土地委員会が決定を下し、その決定を最終的なものとする旨規定している。

不動産所有権は国家により保証されるべきものであり、そのため、国土管理・都市開発・建設省の監督の下、土地委員会は土地を認定し、公図を作成し、所有権利書を発行し、土地の登記を行い、土地の形状・面積・所有者その他土地に対する抵当権に関して一般に開示する権限を有している (土地法第226条)。

土地使用に関する制限

1994年の「国土利用計画・都市化・建設に関する法律 (Law on Land Use Planning, Urbanization and Construction) 」が、カンボジアにおける全国的な土地利用について規定しているが、同法やその他の土地利用

計画は非常に一般的なものに留まっている。したがって投資プロジェクトを進める前には、実際の用途地域規則を慎重に確認する必要がある。

3.12 担保と破産

担保

担保に関する法制度

担保物に付属する債務を保証するための、統一された一連の規則を定めることにより経済活動を活性化することを目的に、「担保取引法」が2007年5月24日に制定された。この法律は以下の事項に適用される(第3条)。

- a. その効果が、本法第6条に記載される担保に付属する債務を保証することとなる、抵当、所有権移転、委託、譲渡を含む全ての取引
- b. 保証販売契約
- c. 1年を超える物品のリース

民法適用開始に伴う経過措置

民法適用期日より前に担保取引法(2007年5月22日付け勅令第NS/RKM/0507/012号により公布されたLaw on Secured Transaction)の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、その効力を有する(民法適用法第73条)。

第73条の取引が民法の定める要件を満たしている場合において、適用期日から6か月以内に、当事者が民法の規定による取引に転換する旨の意思を表示したときは、適用期日に民法の規定による取引をしたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。この場合、転換された取引の当事者は担保取引法による取引の効力を主張することができない(民法適用法第74条)。

同一の目的物に関して、担保取引法の規定によりなされた取引と民法の規定によりなされた取引とが両立し得ないときは、第三者に対して、当該取引を対抗することのできる時点の先後によってその優劣を決定する(民法適用法第76条)。

担保請求権と保証債務

担保請求権は債務の実行を保証する担保物に対する実態的権利である。この法律に基づき、何人であっても担保請求権を与えることができ、また何人であっても担保請求権を得ることができる(第4条)。担保請求権は一つまたはそれ以上の債務を担保することができ、その債務は限定的または一般的に規定されることができる。保証義務は金銭的または非金銭的な債務であってもよ

く、また担保請求権は強制的、条件付き、選択的の如何を問わず、将来の債務を担保することができる(第5条)。

担保物件

担保物は、物品、如何なる性質の動産、権利や請求権その他の無形の固定資産を含む無形資産、備品であってもよい。担保物は実在していても、将来的に発現するものであっても、どこに位置していても、カンボジアの内にあっても外にあってもよい。担保物は口座や、既に販売された担保付売買契約、委託品、リース品、担保物の収益を含む(第6条)。

他の合意がない場合においては、担保物が保証当事者の所有にかかる場合には次のように取り扱われる。

- a. 保険料、担保物に係る税金や報酬の支払い等、妥当な経費は債務者であって担保物により保証される者の負担となる。
- b. 事故による損耗や損害にリスクは、保険が付保されていない部分については債務者がこれを負う。
- c. 保証当事者は担保物から生じる果実(但し金銭は除く)を追加担保物として留保することができる。また金銭の場合、それが債務者に送金されない限り、その金銭を保証債務の低減に充てることができる(第8条)。

請求権の消滅と優先請求権

担保請求権は、担保物が差し押さえられ、法律条項の適用される全ての必要条件が満たされた時に消滅する。もし請求権が、時をおかずに、最初にある方法で消滅し、次に他の方法で消滅する場合には継続的に消滅する(第11条)。

同一の担保物に対する担保請求権は、請求と消滅の時期に従い優先権を有する。優先権は、最初に担保物に対する請求を行った時、または担保請求権が最初に消滅する時のどちらか早い時期により決定される。最初に差し押さえを要求する請求権が優先権を有する(第12条)。

担保請求権の存在を知らずに担保物の価格を支払った者は、担保請求権に拘わらずその担保物を得ることができる。担保物が有形資産である場合、担保請求権の存在を知らずに担保物の配送を受ける必要がある(第14-1条)。

購入代金担保が、債務者がある機器を受領したとき、乃至は受領後5日以内に消滅する場合には、その購入代金担保は同一の機器に設定された他の担保に優先して取り扱われる(第18-1条)。担保取引法は在庫、家畜に対する購入代金担保とある種の先取特権についても規程を設けている(第18条)。

登記

担保取引登記事務所は商業省に設置され(第29条)、担保物に対する担保請求権や先取特権の登記が行われる(第30条)。

登記事務所によって登記された告示を含む情報は公的記録であり、告示に関して登記事務所が作成する索引その他の記録も公的記録として扱われる。何人であっても、登記事務所が保有する記録を閲覧しコピーを取ることができる(第32条)。

登記される告示は登記の日から5年間有効であり、登記された告示の有効性は、登記を継続する旨の申し立てが登記されない限り、5年が過ぎた時点で失効する(第36-1、36-2条)。告示の有効性は終了申し立てを登記することによっても消滅する(第39条)。

執行

担保契約の当事者は合意に関する不履行につき、自由に既定できる。不履行が起きた際には、保証を提供している当事者は次のような権利を行使できる。

- 担保契約に定めがない場合であっても、自己の選択による、担保物を保有するかコントロールする権利
- この法律に定められたその他の権利と救済方法
- 担保契約に定められたその他の権利と救済方法
- その他の法律に基づく権利と救済方法

不履行が生じた場合、保証提供者は担保物の一部または全てを売却、リース、使用許可(License)または他の方法で処分することができる。担保物の処分は公的または私的な方法で、かつ一つの契約でも複数の契約でもなし得る(第49-1、49-2条)。

不履行が起きたのちに書面による合意がなされない限り、債務者またはどの債権者も担保物によって保証されていた債務を果たすことにより担保物を買戻すことができる(第52条)。

破産

破産に関する法制度

カンボジアにおいて破産を規定する包括的な法律である「破産法」が、2007年10月16日に国民議会で成立し2007年12月7日に施行された。この法律は債務者の財産に対する債権者の集団的で秩序だった、かつ満足のゆく請求方法を規定し、また当事者が妥当と考えるときには、債務者の事業の回復をはかることを目的にしており(第2条)、カンボジアで資産を有する全ての業者や法人に適用される(第3条)。

破産手続き開始請求

パートナーシップ、外国の法律に基づき設立された法人またはカンボジア国外に居住する個人の場合、カンボジアに登録住所を有するときには、破産手続きはカンボジア国内に存在する資産に対してのみ適用される(第6-2条)。

「銀行及び金融機関に関する法律」、「保険法」、「非政府債券に関する法律」が対象とする法人が債務者や債権者であるときには破産手続きは取られない(第6-3条)。

累積で500万リエル以上の債務支払いを債務者が行わなかった場合に債権者は債務者に関する破産手続きを請求することができる(第7-1条)。

破産手続き開始請求は債務者、一人または複数の債権者、会社の取締役、または検事がこれを行うことができる。請求の検証、裁判費用の支払い、保証請求は民事訴訟法の規程に従って行わなければならない(第8条)。債務支払いの義務を放棄した債務者は、義務放棄から30日以内に、自己に対する破産手続きの開始を請求しなければならない(第9条)。債権者による請求、または会社の取締役乃至は検事による請求は、請求が裁判所に提出されて7日以内に債務者に送達されなければならない(第10条)。

破産請求の日から裁判所が破産手続きを開始するかどうかの判断を示すまでの間、債務者、債権者、会社の取締役または検事の書面による申請により、裁判所は管財人を指名する決定を出さなければならない(第11-1条)。

破産手続き開始請求に関する裁定

債務者による請求は、請求が提出されてから15日以内に裁判所による内容聴取が行われ、債権者による請求は、請求が債務者に送達されてから30日以内に行われなければならない(第12-1、12-2条)。

裁判所が同意する場合には、請求に関する聴取後、書面により次の事項に関する決定が発出される。

- 債務者に対する破産手続きの開始
- 本法第11条に基づく管財人の指名
- 債権者集会開催の日取りの通知(破産手続き開始後30日を超え60日以内に開催)
- 債権請求の証拠提出期限の特定(債権者集会日の7日前まで)

破産手続きは、もし債務者の財産が手続き費用に足りないことが予想される場合には、関係者により十分な金額が事前に支払われない限り、破産手続きは開始されず、破産手続き開始請求は却下される(第16-1条)。

破産手続き開始の効果

裁判所が破産手続きの開始を決定してから手続きが終了するまで、債権者または債務者の代理は、債務者に対しまたその財産に対し、如何なる種類の如何なる行為、手続き、執行等を開始してはならず、また続けることはできない。ただし、管財人は財産保全にとって必要な場合、債権者がその抵当権の独占権を主張し、担保物件を取り戻したり売却することを許可する場合がある(第19条)。債務者の全ての財産の管理と支配権は管財人に委ねられる(第21条)。

破産手続き開始から30日以内に、管財人は財産中の担保物件中、債権者が所有する抵当権の価値を善意を持って決定しなければならない。管財人の評価は、債務者または債権者の誰かが疑問を呈さない限り、債権者が請求する担保部分の価格に関する有効な決定となる(第26-1条)。

破産手続き開始から14日以内に、債務者はその財産の全容と、債務者が知りうるすべての債権者(氏名、住所、債権者に対して負っている債務の概要を含む)を開陳する書面を裁判所と管財人に提出しなければならない(第29-1条)。

裁判所は管財人の申し立てと特定取引についての相手方の聴取を経て、判決により次のような取引を無効と宣告することができる(第32条)。

- (1) 債務者がその資産を債権者の手の届かないところへ置くことによって、債権者を詐取する意図をもって行う取引
- (2) 破産手続き開始に先立つ3年以内に行われた取引で、債務者の配偶者、親族または直系親族のために行われた通常の実質取引を除く、債務者が対価を受領していない取引
- (3) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者の責務が他の当事者の責務を相当程度超えているもの
- (4) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済したり、債務に対し新たにまたは追加して担保を提供したりした場合で、相手方が債務者の関係者であるような取引
- (5) 破産手続き開始に先立つ6ヶ月以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済したり、債務に対し新たにまたは追加して担保を提供したりした場合
- (6) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済

したり、債務に対し新たに担保を提供したり、担保権を供与したりした場合

財産は債務者に対する正当な全ての請求と行政上の請求を満足するために使用されるべきものである。行政的請求権には破産手続きにおける管財人の給与、報酬、費用が含まれる(第35-1条)。

和解案

提案されるべき和解案は債権者集会の期日の7日前までに提出されなければならない。裁判所に提出された和解案は一般に無料で閲覧可能にされなければならない(第40条)。和解案は、初回債権者集会開催時に債権者の検討に供し、承認を得るために提出されなければならない(第44条)。和解案が債権者に承認されたのち7日以内に、管財人は和解案についての裁判所許可を得るための書面による申請を行わなければならない(第47-1条)。和解案についての裁判所の許可は、破産手続きを終了させ、和解案の実施を開始する効果を有する。和解案の実施は、和解案に関する裁判所の許可が出た日から2年以内に終了することを要する(第48-1条)。

債権者集会

初回債権者集会は管財人の助力の下、判事が招集し議長を務める(第51条)。初回債権者集会において管財人は債務者の事業の状況と破産の原因について説明し、債務者の事業の全てまたは一部を維持する可能性があるかどうか、和解案の許可と実施がどういう機会をもたらせるか、債権者を満足させるためにどういう効果があるかを指摘しなければならない(第52条)。

清算と請求権の充足

清算の開始に当たって管財人は、非貨幣の財産を成し得る限り貨幣に変換することによって、破産手続きにおいて債権者の請求権を満足させるよう努める(第56-1条)。

財産の清算の収益は、次の順位に従って請求権を満足すべく使用されなければならない(第57-1条)。

- (a) 被雇用者の給与、管財人の給与と報酬、行政費用、裁判所の費用
- (b) 第26条に定める請求権の保証された部分価値に至るまでの保証債権または担保物件の売却からの純利益
- (c) 通知されていない国税
- (d) その他の非保証債権

破産手続きの終了

管財人はその活動について書面による報告を裁判所に提出しなければならない。報告書には最終的な配当と残余の非充足債権を記述しなければならない。この報告書は全ての売却可能な財産の処分を終えたのち30日以内に提出を要する(第59条)。裁判所はこの報告書を受領後14日以内に最終債権者会議を招集し、債権者会議では最終配当の額と残余非充足債権を採択し、売却不能な財産の処分を決定する(第60条)。

債権者が会社である場合、債務者に対する全ての債権が充足された結果破産手続きが終了する場合を除き、清算にあたり裁判所が破産手続き終了決定を発出したときに解散したものと見做される(第63条)。

裁判所

カンボジアに商務裁判所が設立されるまでの間、カンボジアにおける一般管轄権を有する裁判所が本法に記載された全ての破産事案に対する管轄権を有する。商務裁判所が設立されたときには、一般管轄権を有する裁判所は破産に関する全ての管轄権を商務裁判所に移転する(第82条)。

3.13 紛争処理

商務仲裁に関する法制度

「商務仲裁法案(Draft Law on Commercial Arbitration)」は国連国際商務取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law:UNCITRAL)の標準法から約5分の4を抽出したものであるが、2003年に採択され、2006年5月に法律として制定された。同法の目的は、公平かつ迅速な経済紛争の解決を促し、関係者の法的権利と利益を保護し、経済の円滑な発展を促進することである(第1条)。

同法の主な条文は以下の通りである。

- 本法によって規定される事項については、本法に定めること以外には、如何なる法廷も関与することは出来ない(第5条)。
- 仲裁契約は書面による(第7条)。
- 国立仲裁センター(National Center for Arbitration)が商業省の管轄下に設立される(第10条)。
- 調停者であるカンボジア人または外国人は国立仲裁センターに登録をし、センターは調停者の資格を決定する責任を有する(第11条)。
- 商業または工業会議所は、会員間で紛争が生じた

場合には、和解のための仲裁員団を自身によって結成する(第13条)。

- 当事者は公平な取り扱いを受け、管理法・仲裁者数・仲裁団が従うべき仲裁手続き・仲裁を行なう場所・使用される言語を自由に決定できる(第4条)。

他の章は以下の条文から成っている。

- 「仲裁法廷の管轄権(Jurisdiction of the arbitral tribunal)」
- 「仲裁訴訟の運営(Conduct of arbitral proceedings)」
- 「裁定の決定と仲裁訴訟の終了(Making of award and termination of proceedings)」
- 「管轄法廷の管轄権(Jurisdiction of Competence Courts)」
- 「裁定手段(Resources against awards)」
- 「裁定の認定と執行(Recognition and enforcement of awards)」

国家商務仲裁センター(National Center of Commercial Arbitration:NCCA)

「国家商務仲裁センターの組織と機能に関する政令No.124(Sub-Decree #124 on Organization and Functioning of National Center of Commercial Arbitration)」が2009年8月12日発出されたが、同政令の主要な条項は次の通りである。

- NCCAはプノンペンに事務所を置く非営利団体とする。
- NCCAの役割と職務には下記のものを含む。
 - － カンボジアの商務仲裁分野の促進
 - － カンボジアに高品質な商事仲裁を確保するために、商務仲裁を学ぶ人間や商務仲裁を職業としようとする人材の訓練
 - － NCCA職員になろうとする人物の素質の認定
 - － 司法システムの外における商務紛争の解決に資するサービスの提供
- NCCAの会員になろうとする個人はNCCAに登録しなければならない。
- カンボジア人であるか外国人であるかを問わず、個人が次の資格を有する場合には、NCCAの仲裁員になることを申請できる。
 - － 年齢30歳以上
 - － カンボジア乃至は海外の大学における専門的な修士以上の学位を有すること
 - － NCCAにおける商務仲裁、またはNCCAが認定する国際的商務仲裁センターにおける商務仲裁に関するコースを修了していること

- 商業省は12名以内のメンバーからなる初期仲裁員 (Primary Arbitrators)を組織し選考する委員会を創設する。

労働争議仲裁に関する法制度と手続き

労働争議に関しては、労働法が次のような和解及び仲裁手続きを規定している。

個別的争議

- 訴訟行為に先立ち、個別的争議は当事者の一方の発議により、当該省または特別市の労働検査官による事前の和解調停を請求できる(第300条)。
- 労働検査官は争議の内容を双方から聴取し、和解を促す努力を行なう。このために、苦情を受け付けてから遅くとも3週間以内に公聴会を開催するものとする。その結果、労働検査官により記載される公式報告書において、合意がなされたか、または和解が不調であったかが記載される。同報告書は労働検査官と当事者によって署名が為されなければならない。労働検査官の面前で為された合意は法によって執行される。和解不調の場合には、利害関係者は管轄権を有する裁判所に対して、2週間以内に訴えを起こすことができるが、期間を過ぎた場合には訴訟権は消滅する(第301条及び省令317号)。

集団的労働争議

和解

- 集団契約に紛争解決手続きの記載がない場合には、当事者は当該省または特別市の労働検査官に集団労働争議を報告しなければならない(第303条)。
- 労働担当省は争議の通知を受けてから48時間以内に和解調停者を任命しなければならない(第304条)。調停は労働担当省による和解調停者任命から15日間行なわれるが、その期間は、紛争当事者双方の要望がある場合には更新することができる(第305条及び省令317号)。
- 和解調停期間中は、紛争当事者は衝突を招く手段を慎まなければならないと共に、全ての会議に出席することを要する。正当な理由なく欠席した場合には罰金の対象となる(第306条)。
- 紛争当事者が署名し、和解調停者が裏書した和解調書は、集団的契約と同様の強制力と効果を有するが、労働者を代表する当事者が労働組合でない場合には、当該契約は当該組合とその組合が代表する労働者を拘束することはできない(第307条)。

- 合意が成立しない場合には、和解調停者は、和解が不調に終わった主な理由を記録し、紛争に関する報告書を作成しなければならない。さらに和解調停者は、調停終了後遅くとも48時間以内に労働担当省にその報告書を送付し、報告を行なうものとする(第308条)。

仲裁

- 和解が不調に終わった場合には、労働紛争は以下の方法により解決される(第309条)。
 - a) 集団的契約に仲裁手続きが決められている場合、定められた手続きに従う
 - b) 紛争当事者全員が合意するその他の手続きによる
 - c) 本章に定められた仲裁手続きに従う
- 仲裁の場合においては、労働担当省は、第308条に定められた和解調停者からの報告書受領後3日以内に、当該事案を仲裁評議会 (Council of Arbitration) に通告するものとし、仲裁評議会は事案の受領後3日以内に評議を行なうものとする(第310条)。
- 仲裁評議会は、法令及び集団契約の解釈と執行に関連して、紛争に関する法的な決定を下すものとする。評議会の決定は他の全ての紛争にも適用される。仲裁評議会の評議は全て秘密会議とする(第312条)。
- 仲裁評議会は、事案受領の日から15日以内に労働担当省にその決定を通告し、担当大臣は即刻紛争当事者に通知しなければならない。紛争当事者は、通知受領後8暦日以内に、書留または他の信頼できる手段により担当大臣に通知し、仲裁評定に対し上告する権利を有する(第313条)。
- 当事者双方が上告をしなかった最終仲裁評定は、即刻実施されなければならない。既に実施された仲裁評定は集団契約と同様の方法で保存され、登記されるものとする(第314条)。
- 和解及び仲裁手続きは無償で行なわれるものとする(第316条)。

適格投資プロジェクト (Qualified Investment Project: QIP) の紛争処理に関する法制度

2003年の改正投資法では、その第20条において紛争処理手続きを次のように規定している。

土地に関連する紛争を除き、投資法に定められた権利と義務についての適格投資プロジェクトに関連する紛争は、カンボジア開発評議会、投資家及び紛争に係る全ての当事者間における協議を通じて、出来る限り友好的に解決されるものとする。

最初の書面による協議開始の要望が提出された日から2ヶ月以内に、当事者間で友好的な解決が図れなかった場合には、いずれかの当事者によって次のような処理を図ることが出来る。

- カンボジア開発評議会の面前での和解調停
- 当事者が合意するカンボジア国内外での仲裁
- カンボジア法廷における裁判

3.14 環境保護

環境保護に関する基本政策

環境保護に関する基本政策として、憲法第59条は政府が環境や豊富な自然資源の均衡を保つよう求めている。また土地、水、空気、風、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油とガス、岩石と砂、宝石、森林と森林産品、野生動物、魚類、水生資源の管理に関する明確な計画を策定するよう規定している。

環境保護に関する法制度

1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律 (Law on Environment Protection and Natural Resource Management:LEPNRM)」が制定され、引き続き1999年には「固形廃棄物の管理に関する政令 (Sub-Decree on Management of Solid Waste)」と「水質汚染管理に関する政令 (Sub-Decree on the Water Pollution Control)」が、また2000年には「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令 (Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance)」が公布されている。環境基準の数値標準は各政令に記載されているが、周辺諸国と比べて非常に厳しいものとなっている。

「環境負荷評価手順の実施に関する政令 (Sub-Decree on the Implementation of the Environmental Impact Assessment Process)」も1999年に施行されたが、同政令は、環境評価の内容と評価書式及び、評価を必要とするプロジェクトの内容、規模、事業等を定めている(第1章第1条)。環境負荷評価を求められる民間企業は、環境負荷評価作業及びプロジェクト実施に関するモニタリング作業に対し、経済財務省が定めるサービス料を支払う必要がある。サービス料は環境省の提案に従い国庫に帰属することになる(第3章第11条)。

環境負荷評価の実施

環境負荷評価の実施に関する上記規程にかかわらず、環境省の能力不足のため、ほとんどの場合、投資プロジェクト実施者が民間コンサルタントにその実施を依頼しているのが実情である。環境負荷評価につき環境省の承認を得るには、サービス料の支払いが条件となっている。

3.15 標準

標準に関する法制度

次のような目的のため「カンボジア標準法」が2007年6月23日に公布されている(第2条)。

- a) 製品、サービス、経営品質の向上
- b) 生産効率の向上と合理化
- c) 公正で簡素化された貿易の確立
- d) 製品使用の合理化
- e) 消費者保護と公共の福祉の強化

この法律は、標準、品質保証、及びそれらに関連する全ての活動を対象とするものである(第1条)。

標準に関する主な規程

カンボジア標準協会 (The Institute of Standards of Cambodia) の設立

工業担当省内にカンボジア標準協会と称する組織を設立する。協会は独自の印章を保有する(第4条)。カンボジア標準協会の主な役割と業務は次の通りである(第5条)。

- a) 製品、物品、原材料、サービス、慣行、操業に関する国家標準の開発、及びその採用促進
- b) 本法律に定める規程による評価制度の運用
- c) 標準化促進のための実験室、図書室、設備、器具等の設立・維持
- d) 国内市場及び輸出向けの製品、物品、物質、原材料、機器が標準に合致しているかどうかの証明
- e) 国内市場及び輸出向けの製品、物品、物質、原材料、機器が安全基準に合致しているかどうかの証明
- f) 経営システムが標準に合致しているかどうかの証明
- g) 製品「標準」マーク使用のライセンス、合致証明、登録証明等の一次使用停止または取消し等

国家標準評議会 (National Standards Council)

カンボジア標準協会を事務局とする、国家標準評議会と称する評議会を設立する(第10条)。

国家標準評議会は鉱工業・エネルギー省からの代表者を議長とし、カンボジア標準協会会長を恒久副議長、商業省・農林水産省・保健省の代表を副議長とする。そ

の他構成員は16名からなる(第11条)。

国家標準評議会の主な任務は次の通りである。

- a) 国家標準の認定、改訂、取消し
- b) 「標準」マークの認定、改訂、取消し
- c) 標準と「標準」マークを任意とするか強制的とするかの決定
- d) 標準化の優先度・政策、プログラム、計画、プロジェクト及び最大の実効性を保証する活動に関する主管大臣への助言、その他

カンボジア標準

官報に記載することにより、主管大臣は国家標準評議会が認定した標準をカンボジア標準として布告しなければならない。国家標準評議会の勧告に従い、標準の発効日を決定し、また標準の改訂や取消しを行うものとする(第15条)。

安全を確保し、市民、産業、国家経済への悪影響を防ぐため、全ての製品やシステムは特定の標準に準拠しなければならない。そうした標準は関連省庁からの提言により強制的な標準として決定され、評議会はこれを承認する。強制標準は省令によって決定され、省令に署名がなされてから60日以内に発効する(第16条)。

これら省令の発出前に、協会は省令の意図と標準の概要を記述した公示を少なくとも一つのクメール語日刊紙に7日以上掲載しなければならない(第17条)。

カンボジア「標準」マーク

製品、物品、生産工程、製品の加工・処理、サービス等に関し、評議会が「標準」マークを認定した場合、協会は少なくとも一つのクメール語日刊紙に7日間以上、その旨の公告を掲載しなければならない。この公告は「標準」マークによって適合していることが証明される標準に関する情報を含まなければならない(第20条)。

どの「標準」マークも、製品や物品に関し、「商標・名称・不正競争に関する法律(Law concerning Marks, Trade names and Acts of an Unfair Competition)」の下で登録される商標と同一であったり、極似していたりしてはならない(第22条)。

製品ライセンス

全ての申請は協会あてに書面でなされなければならない。次の条件を満たさない限りライセンスは発行されない(第24条)。

- 製品の検査とサンプリング・テストにより当該標準に合致していることが証明されること

- 申請者がライセンスに付随する一般条件を受け入れること

- 工業主管省と財務主管省の合同省令の定めに従い協会に対しライセンス料を支払うこと

ライセンスは3年間有効で、ライセンス条件が順守されている場合には、さらに3年間の更新が可能である。協会がライセンス申請を却下する時は、適合性評価が実施されてから7日以内に申請者に対してその旨通知しなければならない(第24条)。

すでに有効な認定標準に適合する製品を製造したり加工したりする者は、協会からライセンスを受けて以降に「標準」マークを表示できる(第25条)。

ライセンス受給者が、省令や協会が定める条件、またはその製品が特定の標準に適合していない場合には、協会は一度につき3ヶ月以内の期間、ライセンスを停止する権限を有する(第31条)。

ライセンス受給者が次のことを行った場合、協会はライセンスを無効とすることができる。

- ライセンス供与と使用に関する条件に対し重大な過誤を犯した場合
- ライセンス停止中に要求される条件を満たさなかった場合
- 過去3年間に同様の過誤を犯している場合
- 年次ライセンス料の支払いを怠った場合(第32条)

経営システム標準

システムの証明を求めるものは協会に申請することができる。その場合、合同省令に定める証明料を協会に支払わなければならない。適正に手続きを行った場合、協会は申請者の経営システムが関連標準の要求事項を満たしているか、その適合性を審査する。協会が認定した場合、申請会社に対しシステム証明書が発行される。システム証明書は3年間有効で、さらに3年間更新することができる(第38条)。

その他の条項

何人といえども、また如何なる団体であれ、地方や外国の認定機関の認証を受けていても、協会に登録し裏書きを得ない限り、システム証明書の取得を宣伝することはできない(第48条)。

次の行為は禁止されている(第49条)。

- 「カンボジア標準(**Cambodian Standard**)」という語、または「ISC」という略語を含む名前の下で業務を営むこと
- 「商標・名称・不正競争に関する法律」の下で、「カンボジア標準(**Cambodian Standard**)」という語を

- 含む商標を登録すること
- 協会の許可なくカンボジア標準に関する資料を印刷したりコピーすること

カンボジア標準協会 (ISC)

カンボジア標準協会は「国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO)」の加盟団体であり、「国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission: IEC)」の会員で、また「ASEAN標準化品質管理諮問委員会 (SEAN Consultative Committee on Standards and Quality: ACCSQ)」の構成員でもある。2004年10月のカンボジアの「世界貿易機関: (World Trade Organization: WTO)」加盟とともに、カンボジア標準協会はWTO/TBT協定 (世界貿易機関/貿易の技術的障害に関する協定) の照会期間を務め、通知当局としての役割を担っている。

カンボジア標準協会の「製品証明」制度は、工場品質管理システムの検査と評価を通じて製品の標準適合性を決める第三者証明の規則を規定したISO/IEC手引き28号に準拠している。

カンボジア標準協会は次の2つのライセンスを提供している。

- 強制標準としての、健康と安全に関する製品に対するライセンス
- 任意標準としての製品に対するライセンス

現在カンボジアの標準は、食品、電気器具と電動具の分野を中心に55存在している。

(出所: <http://www.isc.gov.kh/>)

3. 16 知的財産権 (Intellectual Property Rights: IPR)

知的財産権 (知財権) の保護に関する法制度

カンボジアは1995年に「世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO)」の加盟国となり、1998年にはパリ条約に加盟しているが、知財権保護に関する法的枠組みは長期間にわたり十分ではなかった。しかしながら、今世紀に入りカンボジア政府は知財権に関する一連の法制整備に努力を重ねてきており、その知財権保護に関する法制度は大きな進歩を遂げると共に、WTO加盟時の義務履行を果たしてきている。今までに制定された知財保護に関する法律には下記のものがある。

- 2002年「商標・名称・不公正競争に関する法律 (Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)」

- 2003年「著作権及び関連する権利に関する法律 (Law on the Copyright and Related Rights)」
- 2003年「特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)」
- 2008年「畜産家の権利及び植物種の保護に関する法律 (Law on Breeder Rights and Plant varieties Protection)」

さらに次のような法律の制定に向けて政府は努力を重ねているところである。

- 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律 (Law on the Protection of Undisclosed Information and Trade Secret)」
- 「IC配列設計の保護に関する法律 (Law on the Protection of Layout Design of IC)」
- 「地理表示の保護に関する法律 (Law on the Protection of Geographical Indications)」

商標及び名称 (Trade marks and names)

2002年の「商標、名称、不公正競争に関する法律 (Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)」は知財権を保護するカンボジアで初めての法律である。商標に対する排他的権利は登記によって取得することができ (第3条)、商標登記の先順位権は、申請者またはその先順位者がパリ条約に加盟するいずれかの国で、先順位により既に国内・地域的な申請を行なっている旨の宣言書を登記申請書に添付することにより認められると規定している (第6条)。同法は、登記手続き、無効及び除去、集団的な商標、商標・名称のライセンス供与、権利侵害と救済、国境条項、所有権譲渡・変更等につき規定している。

カンボジアの商標法は国内使用のみに関する認定を行なうため、輸入や流通に関する権利保有者の排他的権利は常に保護され、また委任状や流通契約によって排他的流通業者を指定することができる。

著作権 (Copyright)

2003年の「著作権及び関連する権利に関する法律 (Law on the Copyright and Related Rights)」は、文化的な製作物の適正かつ正しい利用を保証するために、著者及び演奏者に著作物に関する権利を与えることによって、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容を保護することを目的にしている (第1条)。

同法により保護される製作物は以下の通りである (第

3条)。

- カンボジア国民でカンボジアに定住する著者の作品
- 海外で最初に出版され、その後30日以内にカンボジアで出版される作品を含む、カンボジアで最初に出版される作品
- 主たる事務所や定住する住居をカンボジアに有する製作者の視聴覚作品
- カンボジアで建設された建築物及びカンボジアに所在する建築物等に付属するその他の芸術品
- 国際条約でカンボジアが保護する義務を有することが定められている作品

次のような対象物も同法により保護されている(第7条)。

- 全ての書籍及びその他の文学的、芸術的、科学的、教育的文書
- 講演、演説、説教、口頭または書面による弁論及び同質の特質を有するその他の作品
- 演劇及びミュージカル
- 言語を含むと含まないとに拘わらず、全ての作曲作品
- 視聴覚的作品
- 絵画、彫刻及びその他のコラージュ
- 写真及び建築物
- コンピューター・プログラム及びプログラムに関連する設計図書等

著者はその作品に関する、全ての人に対抗することができる排他的な権利を有しており、その権利には倫理的権利、経済的権利が含まれる(第18条)。著者の倫理的権利は永久的なものであり譲渡することは出来ず、また差し押さえることもできず時効にもかからない(第19条)。

著者の経済的権利は、複製の許諾、公衆への伝播、派生作品の製作等を通じて、自身の作品を使用することができる排他的権利である(第21条)。経済的権利の保護は、作品制作の日に始まり、著者の死後50年間存続する(第30条)。

経済的な紛争が生じた場合の法の適用を容易にし、著作権の証拠とするために、著者または著作権者は文化・芸術省にその作品を供託したり、登録したりすることができる。登録した場合には文化・芸術省は登録証明書を発行する(第38、39及び40条)。

著作者や著作権者は自らの権利を守り運用するために、文化・芸術省の許可を受けて、集团的運用機構を設立することができる(第56条)。

特許、実用新案及び工業意匠

「特許、実用新案、工業意匠に関する法律(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)

」は2003年1月22日に制定され、カンボジアにおける許諾済み特許、実用新案及び工業デザインに対する保護を与えている(第1条)。

同法の目的は次の通りである(第2条)。

- 革新と科学的・技術的調査・開発を奨励する
- 国内外の商業と投資の増大を刺激し促進する
- 製造活動と経済開発を促進するためにカンボジアへの技術移転を奨励する
- 工業所有権の保護し、権利侵害や違法な商行為に対抗する

特許(Patents)

「特許」とは発明を保護するために与えられる権利を指し、「発明」とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを言う。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するものである(第4条)。発明は、それが新しく、画期的な段階を経るものであり、工業的に応用可能な場合において特許を許諾される(第5条)。

特許に対する権利は発明者に帰属し(第10条)、特許申請は工業担当省(鉱工業・エネルギー省: Ministry of Industry, Mines and Energy)に対して行ない、申請料の支払いが必要である(第16条)。

登記官が特許を許諾した場合には、次のような手続きがとられる(第39条)。

- 特許許諾情報の出版
- 申請者に対しての特許許諾証明書と特許コピーの発行
- 特許の記録
- 公衆に対する特許コピーの提供

特許は申請登記の日から20年後に失効し、特許や特許申請を保持するには、登記官に対して毎年前払いで年間費用を支払う必要がある(第45条及び46条)。

実用新案証明(Utility Model Certificates)

- 実用新案証明は、新規で工業的に応用可能であり、かつ製品・方法もしくはそれらに関連する実用新案の保護のために供与されるものである(第69条)。画期的な段階を経ない発明においては、実用新案証明が妥当であるかもしれない(第71条)。
- 実用新案証明は、申請登記の日から7年目の年末に失効し、更新はできない(第73条)。
- 特許の許諾ないしは拒絶以前においては、1度に限り、特許申請者は何時でもその申請を実用新案証明への申請に変更可能であり、またその逆も可能である

(第75条及び76条)。

工業意匠 (Industrial Design)

同法によれば、線、色、三面体のどのような組み合わせ、またはどのような材質であっても、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらの意匠となる場合には、工業意匠と見做され(第89条)、それが新しい場合には登記することが出来る(第91条)。

登記申請日または先願日以前の12ヶ月間に、世界のどこでも未だ公衆に対して公開されていない場合に「新規」であると見做される(第92条)。

工業意匠の登記申請は鉱工業・エネルギー省で行い、申請料の支払いが必要である(第95条)。登録所有者以外の人間による、登録工業意匠による物品のカンボジアでの製造・販売・輸入には、登録所有者の合意が必要である(第105条及び106条)。工業意匠の登記は登記申請日から5年間有効であり、さらに5年間ずつ2回にわたり更新可能である(第109条)。

3. 17 汚職防止法

汚職防止法は2010年4月17日に公布されたが、この法律は市民の参加と指示および国際的な協力を得て、教育と防止策及び汚職罪の抑制に対する法的強制力を手段として汚職を撲滅することを目指すものである(第2条)。

「汚職防止協会」は「汚職防止国家評議会」と「汚職防止ユニット」からなる(第5条)。「汚職防止国家評議会」は汚職防止活動に関するガイダンス、相談、助言を行うために設置される。「汚職防止国家評議会」は国王、上院、国民議会、政府、国家監査委員会、法制評議会等により推薦される11人のメンバーで構成される。メンバーとなる資格として、誕生以来一貫してクメール国籍を有すること、最高度の道徳性と名声を有すること、高学歴者であること等が求められる(第6条)。

「汚職防止ユニット」は上級大臣と同格の地位を有する議長と、そのアシスタントとして大臣と同等の地位を有する副議長によって率えられるが、議長と副議長は首相の推薦に基づく勅令により任命される(第11条)。

「汚職防止ユニット」は次のような職務を担っている(第13条)。

- 汚職に関する法律、命令、規則を適用する。
- 汚職防止国家評議会の戦略と政策に従い汚職防止行動計画を策定する。

- 汚職の防止と撲滅に関する業務を指示する。
- 適用されている手続に基づき、省、委員会、公共・民間団体における汚職行為を監視、捜査、調査を行い、またその防止策を提言する。
- 汚職に関する全ての苦情を受理、審査し、結果に基づき行動をとる。

以下の者は、その財産が国内にあるか国外にあるかを問わず、その職への就任と離任にあたり、その財産と負債を明らかにし、「汚職防止ユニット」に届け出なければならない(第17条)。

- 上院、国民議会、政府のメンバー
- 特別な任務のために任命された公務員
- 「汚職防止国家評議会」のメンバー、「汚職防止ユニット」の議長・副議長及び全てのメンバー
- 公務員、警官、軍人その他勅許や政令で任命された公務員
- その他省令で任命された公務員で、「汚職防止国家評議会」との協議に基づき「汚職防止ユニット」の資産・負債申告者リストに掲載されたもの
- 判事、検察官、公証人、裁判所書記、廷吏
- 市民社会の指導者

「汚職防止ユニット」の議長と副議長は、職務執行にあたり法的に司法警察官としての身分を与えられ、また「汚職防止ユニット」の職員についても刑事訴訟法第23条に従い司法警察官としての身分を与えられることがある。司法警察官としての身分を与えられた「汚職防止ユニット」の職員は汚職罪についての捜査権を有する。刑法の規定に拘わらず、「汚職防止ユニット」の議長または公的に任命される代表者は、容疑者の逮捕について検察官に代わり、ユニットの職員を引率し、調整し、統制する義務を有する。逮捕後においては、検察官が刑事訴訟法に規定する権限を執行する(第25条)。

汚職防止法第32条は、刑法に規定されている以下の条項を含む幾つかの違反も汚職防止法における汚職罪となることを規定している。刑法278条(従業員による収賄)、第279条(従業員による贈賄)、第280条(知事による収賄)、第283条(法人の刑法責任)、第387条(不正入札)、第517条(判事による収賄)、第518条(判事に対する贈賄)、第547条(偽証のための証人による収賄)、第548条(証人に対する贈賄)、第553条(通訳による収賄)、第554条(通訳に対する贈賄)、第555条(専門家による収賄)、第556条(専門家に対する贈賄)、第595条(受動的な業務上の影響行使)、第601条(意図的な破壊および不誠実な横領)、第605条(贈賄)、第606条(積極的な業務上の影響行使)、第607条(強要)、第608条(破

壊及び横領)、第637条(偽の証明書を発行する権限を有する者に対する贈賄)

特記事項:

2009年11月30日公布され、2011年8月1日から発効した「新刑法」第605条は次の通り規定している。⁶

「何人といえども、公務員または選挙で選出されることにより公共の使命を委ねられた市民に対し、彼らの業務を遂行させたり、彼らの権限を使用することによりあることを容易ならしめたり、または彼らの義務を果たさせない為に、資格を有することなく、直接又は間接に寄贈・贈答を行ったり、如何なる利益をも約したり与えたりした場合、5年から10年の懲役に処す。」

⁶ Cambodia Client Alert, 15 August 2011, DFDL

